

令和7年度

包括外部監査の結果に関する報告書

使用料に関する財務事務について

令和8年3月

千葉市包括外部監査人

公認会計士 山崎 聡一郎

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1 外部監査の概要 | 1 |
| 1. 外部監査の種類、特定の事件等 | 1 |
| （1）外部監査の種類 | 1 |
| （2）選定した特定の事件 | 1 |
| （3）外部監査の方法 | 2 |
| （4）監査の対象 | 4 |
| （5）外部監査の実施期間 | 5 |
| （6）包括外部監査人補助者の氏名及び主な資格等 | 5 |
| （7）利害関係 | 5 |
| （8）具体的な監査対象施設 | 6 |
| 2. 総括的所見と監査の結果の概要 | 10 |
| （1）総括的所見 | 10 |
| （2）監査の結果（指摘事項及び意見）の一覧・件数 | 12 |
| 第2 千葉市の使用料の概要 | 17 |
| 1. 使用料の意義 | 17 |
| 2. 利用料金制度をとる指定管理施設における受益者負担の考え方 | 19 |
| 3. 千葉市の使用料の種類・規模 | 22 |
| 第3 千葉市の使用料の適正化に係る取組 | 24 |
| 1. 「千葉市公共施設使用料等設定基準」の策定に関わる取組の概要 | 24 |
| 2. 「千葉市公共施設使用料等設定基準」を策定した後の取組の概要 | 26 |
| 3. 令和8年4月からの料金改定の概要 | 26 |
| 4. 監査の結果 | 32 |
| 第4 千葉市公共施設使用料等設定基準について | 34 |
| 1. 千葉市公共施設使用料等設定基準の概要 | 34 |
| （1）対象施設 | 34 |
| （2）料金の設定と見直しの基本的な考え方 | 34 |
| （3）受益者負担割合 | 36 |
| （4）具体的な使用料の算定方法 | 39 |
| 2. 千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針の概要 | 42 |
| 3. 監査の結果 | 44 |
| 第5 各論 | 59 |
| 1. 市民局 | 59 |
| 【1】千葉市民ゴルフ場施設利用料金 | 59 |

| | |
|----------------------|-----|
| 【2】スポーツ施設利用料金 | 64 |
| 【3】千葉公園総合体育館施設利用料金 | 69 |
| 【4】こてはし温水プール施設利用料金 | 73 |
| 【5】千葉ポートアリーナ施設利用料金 | 79 |
| 【6】千葉アイススケート場施設利用料金 | 84 |
| 【7】千葉市文化センター施設利用料金 | 89 |
| 【8】千葉市民会館施設利用料金 | 94 |
| 【9】千葉市美術館施設利用料金 | 100 |
| 2. 都市局 | 106 |
| 【1】千葉マリスタジアム施設利用料 | 106 |
| 【2】蘇我スポーツ公園 | 112 |
| 【3】動物公園入園料 | 117 |
| 【4】動物公園駐車場使用料 | 125 |
| 3. 保健福祉局 | 129 |
| 【1】平和公園墓地使用料・管理料 | 129 |
| 【2】火葬施設使用料 | 134 |
| 【3】葬儀式場使用料 | 138 |
| 【4】老人福祉センター使用料 | 142 |
| 4. 経済農政局 | 145 |
| 【1】千葉ポートタワー使用料 | 145 |
| 5. 教育委員会 | 152 |
| 【1】公民館使用料 | 152 |
| 【2】千葉市生涯学習センター施設利用料 | 156 |
| 【3】千葉市生涯学習センター駐車場使用料 | 160 |
| 【4】科学館施設利用料 | 163 |
| 6. こども未来局 | 167 |
| 【1】少年自然の家施設利用料 | 167 |
| 7. 地方卸売市場 | 175 |
| 【1】地方卸売市場使用料 | 175 |

(注) 本報告書における記載内容の留意点

1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を四捨五入して表示しているが、切り捨て表示している個所もある。

報告書中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 本報告書の「監査の結果」における「指摘」と「意見」について

本報告書では、「監査の結果」を「指摘」と「意見」に区別して記載している。

| | |
|----|--|
| 指摘 | 法令や条例等への遵法性から是正すべきもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から、千葉市において、対応が必須と判断した事項である。必ずしも法規違反のみにとどまるものではない。 |
| 意見 | 住民への説明責任上、又は、行政運営上の改善のため、千葉市において、対応が望ましい又は検討すべきと判断した事項、若しくは、参考となる提言等である。 |

3. 包括外部監査が財務情報の適正性・正確性等を保証するものではないこと等について

包括外部監査は、指摘型監査であり、いわゆる「我が国において一般に公正妥当と認められた監査の基準」に従って実施する財務情報の保証型監査ではない。

本報告書に記載した監査の結果は、あくまでも包括外部監査人が手続を実施した範囲において発見した事項について述べるものであり、千葉市の使用料の設定プロセスに関する全ての問題点を網羅するものではない。また、内部統制の有効性や会計処理の適正性を独立した第三者の立場から保証するものではない。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類、特定の事件等

(1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件

①事件名

使用料に関する財務事務について

②特定の事件の選定理由

近年、全国の地方公共団体の水道事業・下水道事業で、将来の地域住民の減少や施設の老朽化を背景に経営計画が見直され、水道管等の施設の更新に対応するための水道料金・下水道使用料の値上げが相次いでいる。

千葉市に影響するところでは、千葉県営水道が将来的な水需要量の変化や施設の更新・耐震化等を理由に約30年間据え置かれてきた水道料金を、令和8(2026)年度を目途に20%程度の値上げを行う方針を示している。また、千葉市下水道事業においても、令和6(2024)年度に平均5%の値上げを実施し、さらに令和8年度から平均15%程度のもう一段階の値上げを検討する方針を示している。

このように、水道事業や下水道事業のような、受益者負担の下で独立採算経営する公営企業では、特別会計を設けて事業の採算を可視化し、毎年予算・決算の策定プロセスの中で、将来の経営上の課題を住民と共有することで必要な料金(使用料)の引き上げの検討が透明なプロセスをもって進んでいる。

これに対して、一般会計で管理する料金(使用料)の見直しの動きは、事業の採算が可視化されていないこと、公費・私費の負担の範囲が施設の性質によって変わることから、住民には分かりにくいものとなっている。

料金(使用料)の適切な水準の見直しは、行財政改革の一環として、多くの地方公共団体が10~20年前から取り組んできており、公共施設の再編の議論や近年の物価高騰の影響を踏まえて、使用料の見直しの議論に改めて着手している団体もみられる。

千葉市では、平成19(2007)年に「千葉市公共施設使用料等設定基準」(以下「設定基準」という。)を策定し、受益者負担の考え方や料金の算出方法等について全市的な統一基準を設けた。

「設定基準」では、「それぞれの料金については5年毎に見直しを行うことを基本とする」ことを明記し、継続的に料金（使用料）の水準の見直しをしていく方針が示されている。

また、千葉市中期財政運営方針（令和6（2024）年2月更新）においては、「（2）財政運営方針を踏まえ特に取り組むべき事項 ① 歳入確保に向けた取組の推進」の中で、「i 税収等の確保」に続いて「ii 公共料金の適正化」に触れており、「施設使用料などの公共料金については受益に応じた公平な負担となるよう、適正化を図ります。」としている。

そこで、令和7（2025）年度の包括外部監査では、使用料に関する財務事務を監査の事件として取り上げ、千葉市における公共施設の使用料の見直しの状況等について監査することが時宜にかなうものと判断した。

以上のことから、令和7年度の千葉市の包括外部監査においては、使用料に関する財務事務を監査の事件として選定した。

（3）外部監査の方法

①監査の要点

監査の要点は次のとおりである。

- ・使用料に関する財務事務は、法令及び規則に準拠して行われているか（地方自治法第2条第16項－適法性の視点）。
- ・使用料に関する財務事務は、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか（同法第2条第14項－3Eの視点）。
- ・住民福祉の増進に寄与するものか（同法第2条第14項）。
- ・組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）。

具体的には、主に以下の点検項目を設定した。

- ・「設定基準」を踏まえた使用料の設定（受益者負担割合や市外在住者料金の設定を含む）が適切に行われているか
- ・「設定基準」及び「千葉市公共施設使用料等設定基準取扱要領」（以下「取扱要領」という。）並びに「千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針」の規定に問題点や改善すべき点はないか
- ・料金改定が上記の「設定基準」に沿って適時かつ適切に行われているか
- ・減免・免除の規定が「取扱要領」を踏まえて運用・活用されているか

- ・ 使用料に関する市民への情報提供が十分かつ適切に行われているか

② 主な監査手続

- ・ 「設定基準」等の使用料に関する財務事務に関する根拠規定及びそれらへの準拠性の確認
- ・ 監査対象部局の事務の概要につき調査票による回答の入手と閲覧

なお、調査票には以下の質問項目を含めた。

- ✓ 使用料の概要に関する事項

使用料の名称、所管局部課名、使用料の概要、施設の利用開始年月日、利用条件、料金体系、根拠法令・条例、施設の運営に関する目標設定、予算と決算の乖離についての検討状況

- ✓ 使用料の算出に関する事項

費用の算出方針及び金額、費用の推移、費用削減のための施策、現行の料金の設定根拠・方針、減免・免除の有無及びその内容、他自治体の同種施設の料金水準

- ✓ 使用料の改定・見直しに関する事項

これまでの料金改定の実績、令和6年度に料金改定した場合の料金改定までの実施事項のスケジュール、直近の見直し時期、直近の見直し内容、直近の改定及び見直しについての検討記録の有無、今後の見直し予定時期

- ✓ 運用に関する事項

施設の利用率、事務件数の推移、当該使用料に係る歳入・歳出決算額、不納欠損の推移

- ✓ 認識している課題

使用料に係る課題

- ・ 関係書類の閲覧

- ・ 監査対象部局へのヒアリング

(4) 監査の対象

①監査の対象部局

原則として「設定基準」（「千葉市公共施設附設駐車場使用料の適正化指針」を含む。）を所管する財政課と、「設定基準」の対象となる施設（注）を所掌する課のうち、以下の課を対象とした。

市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

文化振興課

都市局 公園緑地部 公園管理課

動物公園

保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課

高齢障害部 高齢福祉課

経済農政局 経済部 地方卸売市場

観光 MICE 企画課

教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課

こども未来局 こども未来部 健全育成課

なお、監査の対象部局を選定した基準は以下のとおりである。

「設定基準」では対象を「公の施設を対象とする。ただし、独立採算を前提として設置する施設及び法令等でその料金が定められている施設を除く。」と定義している。そして、この対象に当てはまる施設を、後述するように、収益可能性と公的必要性に応じて分類し、【収益型施設】【準収益型施設】【スポーツ施設】【広域型便益提供施設】【地域型便益提供施設】【福祉的施設】に分類している。

対象施設は、この分類に横断的にまたがるように、かつ、使用料（利用料金）の総額が比較的大きい施設を選定した。

「設定基準」の対象外とされている独立採算を前提とする施設についても、一部、実際に独立採算が図られているかの観点から、対象として選定した。

具体的な、監査対象施設は、(8)に記載したとおりである。

なお、地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業（水道事業、下水道事業、病院事業）は対象としていない。

②監査対象期間

原則として、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）とする。
ただし、必要に応じて、令和5年度以前及び令和7年度についても対象とする。

（5）外部監査の実施期間

令和7年5月23日から令和8年3月31日まで

（6）包括外部監査人補助者の氏名及び主な資格等

| | |
|------------|--------|
| 公認会計士 | 大橋 周作 |
| 公認会計士 | 塩田 景紳 |
| 公認会計士 | 山田 達也 |
| 公認会計士 | 和田 修治 |
| 公認会計士 | 手塚 嵩史 |
| 公認会計士 | 栗林 祐実 |
| 公認会計士試験合格者 | 鈴木 郁海 |
| 公認会計士試験合格者 | 石野 玲於 |
| 公認会計士試験合格者 | 茅田 隆一郎 |
| 公認会計士試験合格者 | 坂元 謙太 |
| 公認会計士試験合格者 | 神前 昂汰 |

（7）利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(8) 具体的な監査対象施設

令和6年度の使用料及び指定管理による利用料金は91種類あり、23の部署によって管理されている。

以下は、使用料及び利用料金を部署別・施設別に一覧にしたものであり、本年度の監査対象として各論で取り扱ったものについては表の「監査対象」列に【番号】を記載した。

【令和6年度の部署別の使用料及び利用料金の種類数、収入金額】

| 局名 | 部名 | 課名 | 使用料名 | 収入金額 (千円) | 監査 対象 |
|---------|-----------|-----------------------------|--------------------------|--------------|----------|
| 市民局 | 生活文化スポーツ部 | スポーツ振興課 | 公園使用料 | 2,400 | |
| | | | スポーツ広場使用料 | 2,013 | |
| | | | 施設利用料(市民ゴルフ場) | 185,823 | 【1】 |
| | | | 施設利用料(高洲スポーツセンターなど8体育施設) | 77,065 | 【2】 |
| | | | 施設利用料(千葉公園総合体育館) | 72,856 | 【3】 |
| | | | 施設利用料(こてはし温水プール) | 55,873 | 【4】 |
| | | | 施設利用料(千葉ポートアリーナ) | 127,297 | 【5】 |
| | | | 施設利用料(千葉アイススケート場) | 114,442 | 【6】 |
| | | 文化振興課 | 施設利用料(文化センター) | 27,790 | 【7】 |
| | | | 施設利用料(市民会館) | 73,144 | 【8】 |
| | | | 施設利用料(若葉文化ホール) | 21,584 | |
| | | | 施設利用料(美浜文化ホール) | 51,947 | |
| | | | 施設利用料(美術館) | 15,831 | 【9】 |
| | | | 施設利用料(市民ギャラリー・いなげ) | 1,560 | |
| 市民自治推進部 | 地域安全課 | 施設利用料(路外駐車場(栄町)) | 50,486 | | |
| | 市民総務課 | 施設利用料(中央コミュニティセンター(松波分室含む)) | 16,813 | | |

| 局名 | 部名 | 課名 | 使用料名 | 収入金額 (千円) | 監査 対象 |
|--------------|----------|-------------|-------------------------------|--------------|----------|
| 都市局 | 公園緑地部 | 公園管理課 | 公園使用料 | 58,164 | |
| | | | 公園占用料 | 0 | |
| | | | 施設利用料（亥鼻公園集会所） | 439 | |
| | | | 施設利用料（千葉公園等 10 公園 計 25 施設） | 64,637 | |
| | | | 施設利用料（都市緑化植物園） | 116 | |
| | | | 施設利用料（千葉マリスタジアム（ZOZOマリスタジアム）） | 397,233 | 【1】 |
| | | | 施設利用料（蘇我スポーツ公園） | 248,200 | 【2】 |
| | | 動物公園 | 入園料 | 208,853 | 【3】 |
| | | | 駐車場使用料 | 91,162 | 【4】 |
| | | | 許可使用料 | 8,972 | |
| | 設備貸付使用料 | | 1,312 | | |
| | 緑公園緑地事務所 | 施設利用料（昭和の森） | 26,111 | | |
| | 建築部 | 住宅整備課 | 市営住宅駐車場使用料 | 131,209 | |
| | 保健福祉局 | 医療衛生部 | 生活衛生課 | 墓地使用料（平和） | 110,782 |
| 墓地使用料（桜木） | | | | 11,656 | |
| 合葬墓使用料 | | | | 14,000 | |
| 樹木葬墓地使用料 | | | | 50,160 | |
| 合葬墓使用料（直接合祀） | | | | 18,060 | |
| 樹木葬墓地使用料（粉骨） | | | | 2,240 | |
| 納骨堂使用料 | | | | 1,979 | |
| 墓地管理料（平和） | | | | 122,336 | 【1】 |
| 墓地管理料（桜木） | | | | 34,337 | |
| 火葬施設使用料 | | | | 94,983 | 【2】 |
| 式場使用料 | | | | 64,431 | 【3】 |
| 霊安室使用料 | | | | 7,082 | 【3】 |

| 局名 | 部名 | 課名 | 使用料名 | 収入金額 (千円) | 監査 対象 |
|---------------------|-------|-------------------|---------------------|--------------|----------|
| | | | 霊きゅう自動車使用料 | 709 | |
| | | | 葬儀用祭壇使用料 | 0 | |
| | 高齢障害部 | 高齢福祉課 | 老人福祉センター使用料 | 5,986 | 【4】 |
| 経済農政局 | 経済部 | 公営事業事務所 | 駐車場使用料 | 739 | |
| | | 地方卸売市場 | 売上高割使用料 | 86,111 | 【1】 |
| | | | 売場使用料 | 118,055 | 【1】 |
| | | | 倉庫使用料 | 19,251 | 【1】 |
| | | | 事務所使用料 | 31,955 | 【1】 |
| | | | 関連商品売場等使用料 | 73,523 | 【1】 |
| | | | 空地使用料 | 3,229 | 【1】 |
| | | | 冷蔵庫使用料 | 58,846 | 【1】 |
| | | | 買荷保管積込所使用料 | 43,023 | 【1】 |
| | | | 加工処理施設使用料 | 2,728 | 【1】 |
| | | | 福利厚生施設使用料 | 1,531 | 【1】 |
| | | | 行政財産目的外使用料 | 1,174 | 【1】 |
| | | | 駐車場使用料 | 5,635 | 【1】 |
| | 雇用推進課 | 施設利用料（長沼原勤労市民プラザ） | 2,465 | | |
| | | 施設利用料（幕張勤労市民プラザ） | 25,814 | | |
| | | 観光 MICE 企画課 | 施設利用料（千葉ポートタワー） | 34,800 | 【1】 |
| | 農政部 | 農政センター農業経営支援課 | 地域農林業センター使用料 | 42 | |
| | | | 農業者健康増進施設使用料 | 231 | |
| | | 農政課 | 施設利用料（ふるさと農園） | 526 | |
| | | | 施設利用料（富田都市農業交流センター） | 85 | |
| 施設利用料（中田都市農業交流センター） | | | 4,100 | | |

| 局名 | 部名 | 課名 | 使用料名 | 収入金額 (千円) | 監査 対象 |
|--------|--------|--------------|-------------------------------|--------------|----------|
| 教育委員会 | 生涯学習部 | 生涯学習振興課 | 生涯学習センター使用料 | 9,676 | 【2】 |
| | | | 公民館使用料 | 48 | 【1】 |
| | | | 施設利用料（生涯学習センター） | 39,326 | 【2】 |
| | | | 施設利用料（科学館） | 80,155 | 【3】 |
| | | 文化財課 | 加曽利貝塚使用料 | 0 | |
| 子ども未来局 | 子ども未来部 | 健全育成課 | 施設利用料（少年自然の家） | 27,412 | 【1】 |
| 中央区役所 | — | 中央区地域づくり支援課 | 施設利用料（蘇我コミュニティセンター） | 18,944 | |
| | | | 施設利用料（蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館） | 6,744 | |
| 花見川区役所 | — | 花見川区地域づくり支援課 | 施設利用料（畑コミュニティセンター） | 4,531 | |
| | | | 施設利用料（幕張コミュニティセンター） | 10,267 | |
| | | | 施設利用料（花島コミュニティセンター） | 5,025 | |
| 美浜区役所 | — | 美浜区地域づくり支援課 | 施設利用料（高洲コミュニティセンター） | 6,656 | |
| | | | 施設利用料（真砂コミュニティセンター） | 12,570 | |
| 若葉区役所 | — | 若葉区地域づくり支援課 | 施設利用料（都賀コミュニティセンター） | 8,095 | |
| | | | 施設利用料（千城台コミュニティセンター） | 6,827 | |
| 緑区役所 | — | 緑区地域づくり支援課 | 施設利用料（鎌取コミュニティセンター） | 9,556 | |
| | | | 施設利用料（土気あすみが丘プラザ） | 8,458 | |
| 稲毛区役所 | — | 稲毛区地域づくり支援課 | 施設利用料（穴川コミュニティセンター） | 9,600 | |
| | | | 施設利用料（長沼コミュニティセンター） | 7,824 | |

2. 総括的所見と監査の結果の概要

(1) 総括的所見

本年度の包括外部監査では、使用料に関する財務事務を監査テーマとして設定した。

多くの地方公共団体が取り組んでいるように、千葉市においても、公の施設に使用料に関しては、「設定基準」を定めて、使用料の基本的考え方、受益者負担割合を示し、施設を利用する者と利用しない者の負担の公平性を図っている。

「設定基準」では使用料の見直しを5年ごとに検討することとしており、直近では新型コロナウイルス感染症の影響等で改定を見送ったこともあり、千葉市は実に15年ぶりの一斉改定を令和8年度から実施することとしている。これは、施設利用者からみれば負担の増加に他ならないが、「受益者負担原則」に照らせば、施設の運営費用が増加すれば使用料も引き上げられるのは合理的であり、一斉改定が15年なかったという事実はありつつも、令和7年度に多くの施設の使用料を受益者負担に基づいて引き上げることを決定した千葉市の対応は大局的には適切なものであるとの認識である。

一方で課題もある。本報告書で取り上げた監査の結果は、大きく分けると、下記の3つに集約・整理できる。

①情報開示の不十分性

料金の引き上げの市民への周知は、市政だよりやホームページ等を通じて行われているし、条例改定に伴う議会の承認もなされているが、受益者負担そのものに関する市民への情報開示は必ずしも十分ではない。

例えば、「設定基準」では、収益性と公的必要性を2軸として9象限に分割して、それぞれに受益者負担割合を定めているが、市民には、どの施設がどの象限に分類されているのか、果たして現行の使用料の水準で運営経費のどの程度を受益者負担（あるいは公費負担）できているのか、といったことは分からない状況である。民間企業の施設利用料金であれば、その価格は市場（需要と供給）によって決まるため、原価の内訳や原価率などを購買者に開示する必要はないと考えられるが、公共施設の使用料は、市場によって決まるものではなく、運営に要した原価を見込み利用者数で除すことで政策的に決まるため、価格（使用料）の透明性を確保するためにも、原価の開示や利用者の想定見込みは重要な情報開示事項である。

また、「設定基準」で定めた受益者負担割合に達していないにもかかわらず、見直し検討の結

果、料金の引き上げをしないとあえて判断した使用料もある。改定する使用料の情報開示はもちろんのこと、改定しないとした使用料についてもそのように判断したプロセス等を情報開示することが、市民の理解を得ることにつながると考える。

②「千葉市公共施設使用料等設定基準」の不十分性

施設によっては、「設定基準」に沿っていない運用となっているものも見受けられる。例えば、市外料金の設定である。こうした例外的措置は、実務では当然生じるであろうし、上記で述べた価格決定プロセスの透明性を確保できているのであれば、全施設一律な対応ではなく、施設の性格に応じて柔軟に対応すべきであるが、どのような場合にそのような例外が許容されるのか等については「設定基準」には書き込まれていない。また、全庁的なモニタリングも実施されていない。また、施設の9象限の分類についても、想定する受益者負担割合にはおよそ届いていないものもあり、分類そのものを見直す必要があると思われる施設もある。

使用料の見直しは、将来にわたって永続的に行われていくものであるため、「設定基準」も基準自体の不断の見直しが必要と思われる。

③各施設における使用料の決定プロセスについて

各施設において指摘した、「設定基準」に沿った運用となっていないものについては、適宜、見直していく必要がある。

(2) 監査の結果（指摘事項及び意見）の一覧・件数

以下は、本報告書で取り上げた指摘事項（本報告書では単に「指摘」という。）と意見の一覧である。

指摘は4件、意見は29件である。

「指摘」と「意見」の区分は、冒頭に掲げたものを再掲すると下記のとおりである。

| | |
|----|---|
| 指摘 | 法令や条例等への遵法性からは是正すべきもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から、千葉市において、対応が必須と判断した事項である。必ずしも法規違反のみにとどまるものではない。 |
| 意見 | 住民への説明責任上、又は、行政運営上の改善のため、千葉市において、対応が望ましい又は検討すべきと判断した事項、若しくは、参考となる提言等である。 |

なお、千葉市が自身で作成した要領や内規等に則っていないものは直ちに遵法性に反するものとはいえない側面もあるが、本報告書では広く「指摘」として取り扱っている。

| 項目 | 対象課 | 指摘 | 意見 | 頁 |
|------------------------------------|-----|----|----|----|
| 第3 千葉市の使用料の適正化に係る取組 | | | | |
| 公共料金見直しの取組を財政健全化（歳入確保）施策と捉えることについて | 財政課 | | ① | 32 |
| キャッシュレス決済の導入にあわせた端数切捨て処理の見直しについて | 財政課 | | ② | 32 |
| 第4 千葉市公共施設使用料等設定基準について | | | | |
| 「千葉市公共施設使用料等設定基準」の取扱要領の公表について | 財政課 | ① | | 44 |
| 手数料の設定基準の策定の必要性について | 財政課 | | ③ | 44 |
| 対象経費実績や実際の受益者負担割合実績の市民への情報提供について | 財政課 | | ④ | 45 |
| 対象となる施設の設定基準における9象限上の位置付けの明瞭化について | 財政課 | ② | | 47 |

| 項目 | 対象課 | 指 摘 | 意 見 | 頁 |
|---------------------------------------|-----------------|--------|--------|----|
| 設定基準における受益者負担区分（9象限）上の分類の 妥当性について | 財政課 | ③ | | 47 |
| 市外在住者料金の設定の積極的な検討について | 財政課・全所管課 | | ⑤ | 49 |
| 市外在住者料金の設定状況の一元把握と全庁的な整合 性の検討について | 財政課 | | ⑥ | 50 |
| 市外在住者の定義の明瞭化について | 財政課 | | ⑦ | 50 |
| 向こう5か年の経費に物価上昇の影響を織り込むこと について | 財政課 | | ⑧ | 51 |
| 補助金その他使用料以外の収入が生じた場合等の取扱 いの明瞭化について | 財政課 | | ⑨ | 52 |
| 減免の基本的考え方の全庁的な整理について | 財政課 | | ⑩ | 53 |
| 減免要領等の整備を通じた減免割合の明示化について | 財政課 | ④ | | 55 |
| 高齢者の減免の取扱いについて | 財政課 | | ⑪ | 57 |
| 第5 各論 | | | | |
| 1. 市民局 | | | | |
| 【1】千葉市民ゴルフ場施設利用料金 | | | | |
| 料金引き上げの検討について | スポーツ振興課 | | ⑫ | 62 |
| その他、市外在住者料金の設定に係る意見5参照 | | | | |
| 【2】スポーツ施設利用料金 | | | | |
| 料金の継続的な引き上げの検討について | スポーツ振興課、 財政課 | | ⑬ | 68 |
| その他、市外在住者料金の設定に係る意見5参照 | | | | |
| 【3】千葉公園総合体育館施設利用料金 | | | | |
| 個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見5参照 | | | | |
| 【4】こてはし温水プール施設利用料金 | | | | |
| 「共用部分」区分に要する管理運営コストの回収につい て | スポーツ振興課 | | ⑭ | 77 |

| 項目 | 対象課 | 指 摘 | 意 見 | 頁 |
|-------------------------------------|-----------------|--------|--------|-----|
| その他、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照 | | | | |
| 【 5 】 千葉ポートアリーナ施設利用料金 | | | | |
| 料金の継続的な引き上げの検討について | スポーツ振興課、 財政課 | | ⑮ | 83 |
| その他、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照 | | | | |
| 【 6 】 千葉アイススケート場施設利用料金 | | | | |
| 個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照 | | | | |
| 【 7 】 千葉市文化センター施設利用料金 | | | | |
| 料金の継続的な引き上げの検討について | 文化振興課、財政 課 | | ⑯ | 93 |
| 市外在住者料金の見直しについて | 文化振興課、財政 課 | | ⑰ | 93 |
| 【 8 】 千葉市民会館施設利用料金 | | | | |
| 千葉市文化センターと同様であるため、意見 1 6、1 7 参照 | | | | |
| 【 9 】 千葉市美術館施設利用料金 | | | | |
| 料金の引き上げによる受益者負担の適正化について | 文化振興課 | | ⑱ | 104 |
| 市外在住者料金の設定について | 文化振興課、財政 課 | | ⑲ | 104 |
| 2. 都市局 | | | | |
| 【 1 】 千葉マリンスタジアム施設利用料 | | | | |
| 指摘・意見なし | | | | |
| 【 2 】 蘇我スポーツ公園 | | | | |
| 個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照 | | | | |
| 【 3 】 動物公園入園料 | | | | |
| 動物公園入園料を設定基準の対象外としていることについて | 動物公園、財政課 | | ㉔ | 122 |
| 独立採算制を前提とすることの妥当性について | 動物公園、財政課 | | ㉕ | 123 |

| 項目 | 対象課 | 指摘 | 意見 | 頁 |
|---------------------------|-----------------|----|----|-----|
| 高齢者の入園料の無料化の取扱いについて | 動物公園 | | ㉒ | 124 |
| 【4】動物公園駐車場使用料 | | | | |
| 駐車場使用料の改定のタイミングについて | 動物公園 | | ㉓ | 127 |
| 3. 保健福祉局 | | | | |
| 【1】平和公園墓地使用料・管理料 | | | | |
| 指摘・意見なし | | | | |
| 【2】火葬施設使用料 | | | | |
| 指摘・意見なし | | | | |
| 【3】葬儀式場使用料 | | | | |
| 指摘・意見なし | | | | |
| 【4】老人福祉センター使用料 | | | | |
| 指摘・意見なし | | | | |
| 4. 経済農政局 | | | | |
| 【1】千葉ポートタワー使用料 | | | | |
| 使用料の見直しの必要性について | 観光 MICE 企画課、財政課 | | ㉔ | 150 |
| 千葉ポートタワーの修繕費の費用負担について | 観光 MICE 企画課 | | ㉕ | 151 |
| 5. 教育委員会 | | | | |
| 【1】公民館使用料 | | | | |
| 市内利用者の公民館使用料の有料化について | 生涯学習振興課 | | ㉖ | 154 |
| 【2】千葉市生涯学習センター施設利用料 | | | | |
| 無料施設との共通経費の按分方法について | 生涯学習振興課 | | ㉗ | 159 |
| その他、市外在住者料金の設定に係る意見5参照 | | | | |
| 【3】千葉市生涯学習センター駐車場使用料 | | | | |
| 生涯学習センター駐車場使用料の料金の見直しについて | 生涯学習振興課 | | ㉘ | 161 |
| 【4】科学館施設利用料 | | | | |

| 項目 | 対象課 | 指 摘 | 意 見 | 頁 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|-----|
| 個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見5参照 | | | | |
| 6. こども未来局 | | | | |
| 【1】少年自然の家施設利用料 | | | | |
| 指摘・意見なし。 | | | | |
| 7. 地方卸売市場 | | | | |
| 【1】地方卸売市場使用料 | | | | |
| 使用料単価の設定根拠資料の保管状況について | 地方卸売市場 | | ㊟ | 180 |

第2 千葉市の使用料の概要

1. 使用料の意義

使用料とは、行政財産の目的外使用¹または公の施設²の利用について、地方公共団体が徴収する対価（金銭）をいう（地方自治法第225条）。

つまり、使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価として、使用者・利用者から徴収する料金である。

似たものとして、「手数料」や「財産貸付収入」がある。手数料は、特定の個人のために行う事務（戸籍謄本、住民票の発行など）の対価として徴収されるもの（地方自治法第227条）で、施設の利用ではなく事務処理に対して発生する点で使用料と異なる。また、財産貸付収入は、土地・建物等の賃貸料等私法上の契約に基づき徴収するものである点で使用料と異なる。

また、「料金」という言い方は、何かを使用・利用した際の対価として受ける金銭の総称といえるが、地方公営企業法³においては料金を徴収することとされており、地方公営企業である水道事業における水道は「料金」という。一方、下水道料金は、下水道という公の施設に対する使用料であるため、「下水道使用料」という。

なお、地方公共団体において「利用料金」という場合には、特別の意味を持つ。すなわち、地方自治法に基づき公共施設の管理運営を指定管理者に委ねる際に、その利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる仕組みを「利用料金制度」と呼ぶ。地方自治法第225条では、普通地方公共団体が公の施設の利用に対して使用料を徴収できることが定められているが、利用料金は条例に基づき、指定管理者が定めることができる（原則として、事前に地方公共団体の承認が必要）。したがって、指定管理によって利用料金制度を採用する公の施設に係る料金

¹ 行政財産の目的外使用

行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可すること（地方自治法第238条の4第7項）。

² 公の施設

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設のこと（地方自治法第244条第1項）。

なお、平成15年の地方自治法の改正では、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたことで、それまでは、出資法人、公共団体、公共的団体に限定されていた公の施設の管理主体が、改正後は、原則として、特段の制限を設けないこととなった。これにより、民間事業者等が参入し、住民サービスの向上や施設管理における費用対効果の向上につなげる取組を実施している。

³ 地方公営企業法（料金）

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(利用料金)は、指定管理者の収入となり、地方公共団体の歳入にはならない。

使用料の徴収の形は、対象施設によって様々である。図書館のように無料で利用できる施設もあれば、公園内でのテニスコートや貸室の利用など、利用に当たっての対価として使用料を払わなければならない施設もある。公営住宅や保育施設のように特定の人が続して利用する施設がある一方で、貸会議室など利用の都度申込みを行うもの、プールの個人利用など事前の申込みが不要なものもある。

使用料は基本的には条例で定めることとされるが、下記のように、法令等の制限を受ける施設もある。

【使用料が法令等の制限を受ける施設】

| 区分 | 施設の例 |
|-------------------------|--|
| 法令等で使用料が無料と定められている施設 | 学校、図書館、公園、道路 (例) 図書館法第 17 条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価を徴収してはならない。 |
| 法令等で使用料の算定方法等が定められている施設 | 保育所、診療所、養護老人ホーム、老人福祉センター、市営住宅 |
| 公営企業法が適用される事業にかかる施設 | 上下水道に係る施設、工業用水に係る施設 |

また、原則として、行政サービスの受益者は、受益の対価として所定の使用料を負担しなければならないが、各種団体の活動に対する支援や経済的・社会的弱者への配慮といった観点から、例外的に使用料が減免⁴されることもある。

4 減免

使用料の減免措置とは、使用料の一部を減額又は全額を免除することをいう。減免措置を行うには、各施設の条例等に減免措置を行うことが規定されている必要があり、条例等に減免の規定がない施設については減免措置を行うことができない。

千葉市における使用料の減免措置は、法令等で規定されているもののほか、「千葉市行政財産使用条例第 4 条」、「千葉市公有財産規則第 22 条の 3」において減免の取扱いを規定している。

2. 利用料金制度をとる指定管理施設における受益者負担の考え方

平成 15 年の地方自治法の改正で、公の施設の管理に関して指定管理者制度⁵が導入された。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することで、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。

指定管理者制度では、「公の施設」の管理運営費のうち、使用料（利用料金）のみでは賅えない部分を、市が指定管理者に指定管理料⁶として支払う。市から指定管理者に支払われる指定管理料は公費で負担するものであることから、指定管理者制度で利用料金制度を導入している施設では、受益者負担の公平性の問題が指定管理料（公費負担分）と利用料金収入（受益者負担）の割合として表れる。

なお、指定管理者制度が導入された施設で収受される使用料が指定管理者に帰属する場合、当該使用料は「利用料金」と呼ばれるが、指定管理者が使用料の収納事務を代行し、収入が地方公共団体に帰属する収納代行制度においては、収入は「使用料」とされ、市の歳入になる。

⁵ 指定管理者制度

地方公共団体は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下、本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項より一部抜粋。）とされている。

千葉市では、平成 17 年度以降に順次、指定管理者制度を導入している。平成 22 年 3 月には、それ以前の制度運用の実績を踏まえ、指定管理者の選定方法や施設管理の評価に関する方針を明らかにするため、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」を制定した。また、平成 27 年 3 月には、より適切な制度運用を図るため、新たに「千葉市指定管理者制度運用ガイドライン」を制定している。

⁶ 指定管理料

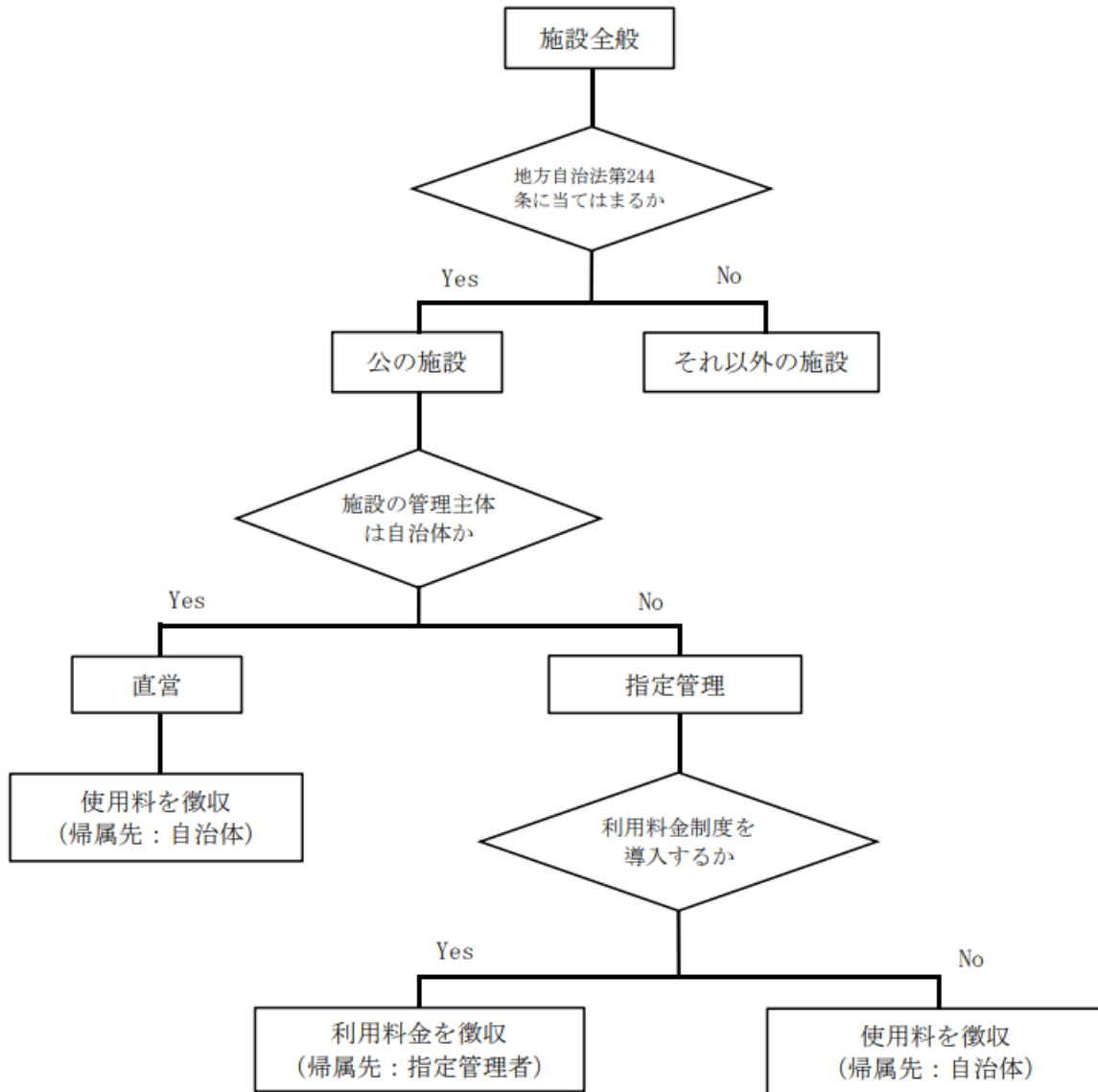
千葉市では、指定管理者募集時に、提示した上限額の範囲内で指定管理料の提案を求める。指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもある。したがって、計画を大きく超える利益があった場合は、その一部を市民に還元するという趣旨から、指定管理者は市へ利益還元することになる。

なお、指定管理者の年度ごとの収支に損失が発生している場合は、災害等の特別な事情がある場合を除き、補填は行わないとしている。

【使用料と利用料金の比較】

| | 使用料 (指定管理者による収納代行 制度を含む) | 利用料金 (指定管理者による利用料金制 度) |
|--------------------------------|--|---|
| 根拠規定 | 地方自治法第 225 条 | 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項、 第 9 項 |
| 管理・運営主体 | 地方公共団体、公共団体、公共 的団体、出資法人に限定されて いる | 法人その他の団体であれば、特段 の制限なし |
| 施設の使用許可 | 地方公共団体 | 指定管理者 |
| 管理期間 | 定めなし | 期間を定めて指定する |
| 料金設定主体 | 地方公共団体 | 指定管理者（条例の範囲内で設定 可能） |
| 料金を徴収する権限 | 地方公共団体の長 | 指定管理者 |
| 料金の収受 | 地方公共団体 | 指定管理者 |
| 収納額の増減が千葉 市の財政にもたらす 影響 | 千葉市の歳入が増減する | 指定管理者の収入が増減し、千葉 市の歳入には直接関与しない (特例を除き赤字補填がない) |
| 使用料（利用料金）の 設定方法 (千葉市の場合) | 千葉市が「設定基準」に基づき、 使用料を直接設定する。 | 千葉市が「設定基準」に基づいて、 利用料金の上限を条例で定める。 千葉市が定めた利用料金の上限の 範囲内で、指定管理者が利用料金 を設定する。 |

公の施設とそれ以外の施設、使用料・利用料金、指定管理者の関係を示すと次の図のとおりである。



3. 千葉市の使用料の種類・規模

令和6年度における千葉市の歳入（決算額）のうち使用料が占める金額・割合は次のとおりである。

| 会計名 | | 歳入 (千円) | うち使用料 (千円) | 割合 (%) |
|------|----------------|-------------|---------------|-----------|
| 一般会計 | | 529,470,242 | 4,780,465 | 0.9 |
| 特別会計 | 国民健康保険事業 | 77,296,149 | — | — |
| | 介護保険事業 | 85,112,098 | — | — |
| | 後期高齢者医療事業 | 15,536,062 | — | — |
| | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 752,379 | — | — |
| | 霊園事業 | 870,336 | 534,710 | 61.4 |
| | 競輪事業 | 4,651,564 | 738 | 0.0 |
| | 地方卸売市場事業 | 895,059 | 445,061 | 49.7 |
| | 都市計画土地区画整理事業 | 828,206 | — | — |
| | 市街地再開発事業 | 517,047 | — | — |
| | 動物公園事業 | 2,072,971 | 310,299 | 15.0 |
| | 公共用地取得事業 | 590,996 | — | — |
| | 学校給食事業 | 9,461,045 | — | — |
| | 公債管理事業 | 137,494,594 | — | — |
| 合計 | 865,548,754 | 6,071,273 | 0.7 | |

(注) 地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、病院会計は上表の集計から除いている。

一般会計に関して、予算との比較では、令和6年度の決算書によると、以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-----|-----------|-----------|-----------|--------|--------|
| 使用料 | 5,326,287 | 4,885,792 | 4,780,465 | 11,424 | 94,728 |

一般会計で計上された使用料の主な内訳（金額100,000千円以上の使用料）は、下記のとおり

りである。ここでは令和7年度当初予算の金額を掲げる。

(単位：千円)

| | | |
|-------|--------------------------|-----------|
| 民生使用料 | 療育センター使用料 | 210,805 |
| | 桜木園 ⁷ 使用料 | 557,319 |
| | 大宮学園 ⁸ 使用料 | 129,597 |
| | 公立保育所使用料 | 771,456 |
| 衛生使用料 | 休日救急診療所使用料 | 331,294 |
| 土木使用料 | 電柱建設・管理設占用料 ⁹ | 820,825 |
| | 公園使用料 | 294,608 |
| | 市営住宅使用料 | 1,400,000 |
| | 市営住宅駐車場使用料 | 169,000 |
| | 行政財産目的外使用料 | 362,594 |
| 教育使用料 | 高等学校授業料 | 114,285 |

(出所) 令和7年度一般会計予算書 附 予算に関する説明書

このように、市の歳入として使用料に計上されるもので多額に及ぶものは、市営住宅の家賃、電柱建設・管理設の占用料、公立保育所の使用料や市立高校の授業料などである。これらは、23 ページに記載したように、使用料が法令等の制限を受ける施設であり、「設定基準」の対象外となっており、今回の包括外部監査の対象にはしていない。

また、「設定基準」の対象であり、今回の包括外部監査の対象とした施設であっても、その多くは指定管理者制度の中で利用料金制をとる施設となっていることから、利用者が支払った料金の多くは指定管理者の収入になっており、市の歳入には計上されていない。

⁷ 千葉市桜木園

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した重症心身障がい児（者）を入所させ、診療・検査・介護・看護・訓練・保育・療育などの治療並びに日常生活の指導・援助を行う施設

⁸ 大宮学園

児童発達支援センターであるひまわりルームと医療型児童発達支援センターであるたけのこルームを設置する施設

⁹ 電柱建設・管理設占用料

道路その他の公共用地に電柱や管を埋設する場合に道路法に基づき管理者の許可を得て支払う占用料

第3 千葉市の使用料の適正化に係る取組

1. 「千葉市公共施設使用料等設定基準」の策定に関わる取組の概要

千葉市は、平成7年度に「千葉市新行政改革大綱」を策定して以来、数次にわたる大綱の改定と、それを踏まえて策定した「千葉市新行政改革推進計画」に基づき、市民サービスの向上や行政の効率化に取り組んできた。市債償還がピークを迎えた平成21年（2009年）10月には深刻な収支不足から「財政危機」宣言を発出し、それに伴い策定された「財政健全化プラン」を指針として、財政健全化を目指した取組も行ってきた（その後、平成28年（2016年）に「脱・財政危機」宣言を発出し、財政危機宣言は解除された）。

「千葉市新行政改革推進計画」及び「財政健全化プラン」では、自主財源の確保と受益者負担の適正化を図る観点から、施設使用料等に係る公共料金設定基準の策定を位置づけ、公共施設の使用料の見直しに取り組むこととした。

千葉市新行政改革推進計画（平成17～21年度）平成18年2月策定

3 財政構造の健全化

（4）公共料金の見直し及び新たな自主財源の確保

使用料、手数料等の公共料金については、類似施設における有料、無料の不均衡の是正、民間との料金格差の是正等、利用者の受益の程度に応じた適正な負担となるよう見直します。また、歳入の増加を図るため、新たな自主財源の確保を図ります。

第1期財政健全化プラン（平成22～25年度）平成22年3月策定

1 歳入確保対策

（2）公共料金の改定及び設定

使用料等の公共料金については、受益に応じた公平で適正な負担となるよう「公共施設使用料等設定基準」などに基づき見直しを行います。

ア 既存料金の改定（強化）

受益者負担の適正化や事業の安定的な継続のため、特に、長期間改定されていない料金や、定期的に見直すこととしている料金を中心に改定を行います。

【平成24年度】国民健康保険料、子どもルーム利用料金 など

イ 無料施設の有料化や新規施設の料金設定（強化）

特定の受益がありながら、無料で利用されている施設については、必要に応じて他の有料施設と同様に、受益に応じた負担となるよう有料化を図ります。また、新たに開設する施設

の使用料については、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら適切に設定します。

【平成24年度】墓地管理料など

第2期財政健全化プラン（平成26～29年度）平成26年3月策定

1 歳入確保対策

（2）公共料金の見直し

施設使用料などの公共料金については、受益に応じた公平で適正な負担となるよう「公共施設使用料等設定基準」などに基づき見直しを行います。特に、長期間改定されていない料金や、無料で利用されている施設については、必要に応じて他の有料施設と同様に、受益に応じた負担となるよう有料化を図ります。

また、新たに開設する施設の使用料については、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら適切に設定します。

（注：第3期財政健全化プラン（平成30～令和3年度）においても同様の内容

千葉市では、各種公共施設に係る使用料はそれぞれの施設を設置する際に、施設の維持管理費の一部を補うことを基本に設定してきたが、全市的な統一基準がなかったことから、平成19年（2007年）に、公費負担と受益者負担のあり方や利用者が負担すべき経費の範囲等を定めた公共施設の使用料等の設定基準として、「千葉市公共施設使用料等設定基準」及び「千葉市公共施設使用料等設定基準取扱要領」を策定した。「設定基準」は平成19年9月に適用されて以来、現在まで公共施設の使用料の算出方法や改定の周期等に関する全庁的かつ統一的な基準として運用されている。

また、あわせて、公共・公用施設に附設する駐車場については「千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針」を平成19年9月に策定し、施設利用の公平性の確保と受益者負担の適正化に基づき、従来は原則として無料としてきた駐車場使用料を有償化している。

2. 「千葉市公共施設使用料等設定基準」を策定した後の取組の概要

「設定基準」では、公共料金は5年毎に見直すことを基本とし、その考え方について、「取扱要領」で下記のように説明している。

※周期を5年とする理由

指定管理者制度の指定管理の期間が5年であることから、利用料金の設定時期と合わせ5年とする。なお、指定管理者制度を導入していない施設についても、原則として5年とするが、他の公共料金と連動して料金改定するものや短い周期で改定する必要があるものについては、その取扱いに関し、財政部長と協議するものとする

(出所) 千葉市公共施設使用料等設定基準取扱要領

しかし、千葉市では、平成19年(2007年)に「設定基準」が策定された以後は、平成23年(2011年)4月の一斉改定があったほかは、消費税率の改定を受けた料金改定を除いて、令和7年(2025年)までおよそ15年据置きとなっている状況にあった。これは、平成28年(2026年)にあっては、見直しの検討はしたものの結果的に引き上げる対象施設がなかった、令和3年(2021年)前後は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていたときであり、市民生活への影響を踏まえると、当時の行政判断としてとても使用料の引き上げを議論する環境ではなかった、という背景もある。

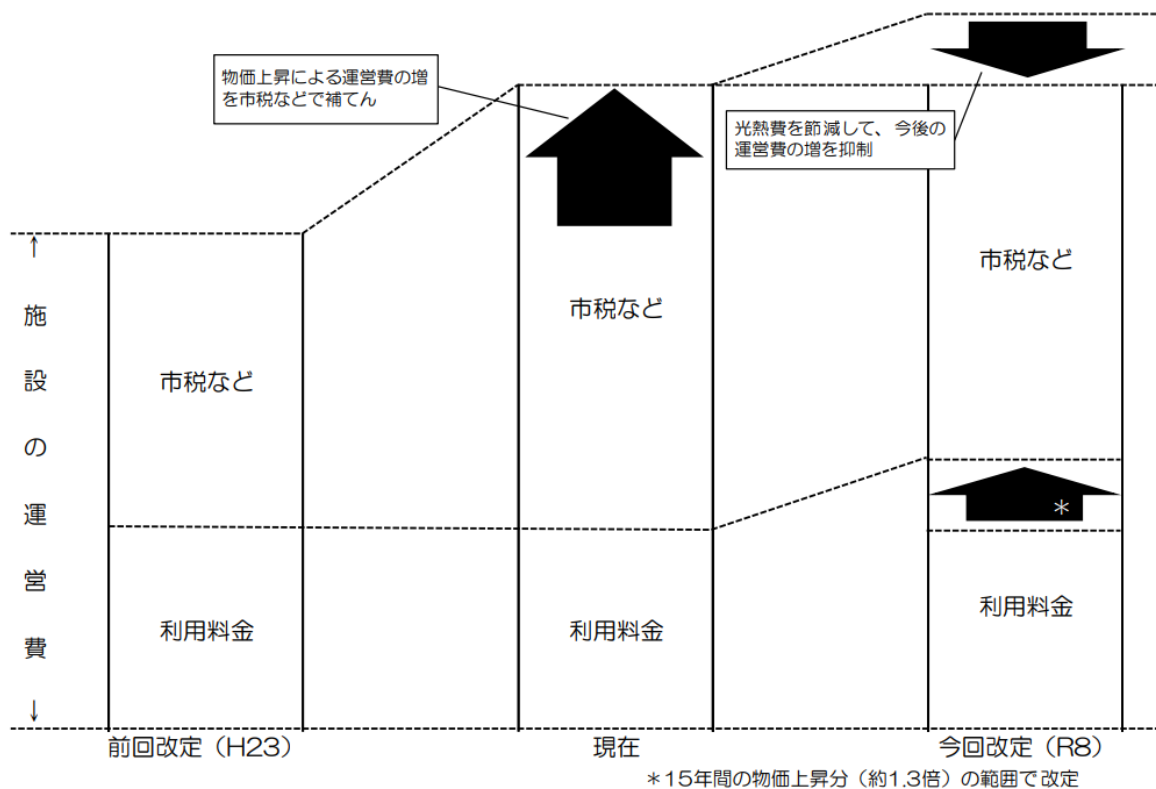
このように、長期間にわたって使用料の水準が据え置かれている環境下にあったことに加えて、近年の物価高騰により管理運営コストが増加していること等を背景に他の地方公共団体において積極的な使用料の引き上げが図られていること、千葉市自身も下水道使用料の引き上げや水道料金の値上げの検討に踏み切ったこと等もあり、使用料についても引き上げを実施する環境にあった。

3. 令和8年4月からの料金改定の概要

このような状況を受けて、千葉市は、令和8年4月にコミュニティセンターやスポーツ施設など多くの公共施設で次期指定管理への切替えが予定されていること等を踏まえて、次期指定管理切替え施設等を対象として、前回改定した平成23年の一斉改定から15年ぶりに使用料を改定することとしている。

その検討が令和7年度に行われてきたため、この取組についても包括外部監査の対象として取り上げる。

千葉市が図示した改定の考え方は次のとおりである。



(出所) 千葉市ホームページ

上図のとおり、千葉市では、近年の物価上昇による運営費の増加を市税など公費で補てんしてきたが、今後は、太陽光発電などの光熱費削減の取組によって運営費の増を抑制しつつ、施設の安定的な運営のため、利用料金を改定して利用者に適正負担を求めるとしている。

料金を改定する主な施設と改定前後の料金は次のとおりである。

料金を改定する主な施設

コミュニティセンター(2時間当たり)

| 区分 | 改定前 | 改定後 |
|----------|------|------|
| 講習室(60㎡) | 300円 | 390円 |
| 集会室(38㎡) | 190円 | 240円 |

スポーツ施設(2時間当たり)

| 区分 | 改定前 | 改定後 |
|-------------------|--------|--------|
| 体育館、トレーニング室(個人使用) | 220円 | 280円 |
| 野球場(1面) | 1,440円 | 1,870円 |

文化施設(平日1日(13時間)当たり)

| 区分 | 改定前 | 改定後 |
|---------------------|----------|----------|
| 市民会館 大ホール(1,001席) | 102,950円 | 133,830円 |
| 文化センター アートホール(497席) | 98,030円 | 127,430円 |
| 若葉文化ホール ホール(517席) | 58,070円 | 75,490円 |

(出所) 千葉市ホームページ

全体としては、以下のとおり、117施設 127種の料金のうち、半分以上の59施設 88種の費用を改定することとしている。

| 対象施設 | 料金区分 | 使用料等設定基準に基づく料金単価の積算 | | | | 料金改定の結果 | | | | | | | | |
|--------------|------|---------------------|------|----|---|--------------|--------|------------|-----|-------------|----|---|----|-------|
| | | 対象施設 | 料金区分 | 内訳 | 乖離額 | 対象施設 | 料金区分 | 内訳 | 影響額 | | | | | |
| 117 | 127 | 増額 | 108 | 92 | ・改定率が1.5倍を超過 | 73 | 85億円 | 料金を改定する施設 | 59 | 増額改定 | 88 | 経過措置を適用 | 48 | 1.6億円 |
| | | | | | ・改定率が1.5倍以下 | 19 | 0.8億円 | | | | | 積算結果どおり(改定率が1.5倍以下) | 14 | 0.5億円 |
| | | 減額 | 9 | 35 | ・施設の料金区分のうち、一部が減額となったもの | 30 | △0.6億円 | 料金を改定しない施設 | 58 | 現行料金のまま据え置き | 39 | ・一部の諸室(文化施設、勤労市民プラザ、生涯学習センター) ・中央CC温水プール ・屋外プール | 29 | / |
| | | | | | ・アクアリンクちば(1) ・ポートタワー(1) ・北谷津温水プール(1) ・いきいきプラザ(6) | 5 | △0.1億円 | | | | | ・アクアリンクちば(1) ・ポートタワー(1) ・北谷津温水プール(1) ・いきいきプラザ(6) ・マリノスタジアム(1) ・斎場(1) ・公民館(47) | 10 | |
| (乖離額計) 8.6億円 | | | | | | (影響額計) 2.4億円 | | | | | | | | |

(出所) 所管課提出資料

上表において「乖離額」とは、現行料金での受益者負担額と、管理コストに設定された受益者負担割合を乗じた本来あるべき受益者負担額との乖離をいう。「影響額」とは、料金改定の結

果、受益者が追加的に負担することとなる試算額である。

対象施設の受益者負担割合は下表のとおりである。

《対象施設の受益者負担割合》

| | | 公的必要性 | | |
|-------|---|-------------------------|---|---|
| | | 大 | 中 | 小 |
| 収益可能性 | 大 | 受益者負担割合:30% | 受益者負担割合:70% | 受益者負担割合:100% (収益型施設) マリスタジアム、アクアリンク |
| | 中 | 受益者負担割合:20% 斎場(火葬施設) | 受益者負担割合:50% (スポーツ施設) コミュニティセンター、スポーツセンター、スポーツ広場、千葉公園総合体育館、 ポर्टアリーナ、温水プール、屋外プール、青葉の森スポーツプラザ、稲毛海浜公園、 勤労市民プラザ、都市公園施設、武道館・相模場 (広域型便益提供施設) 斎場式場、勤労市民プラザ | 受益者負担割合:70% (準収益型施設) 文化施設(ホール等)、 ポータワー |
| | 小 | 受益者負担割合:0% | 受益者負担割合:20% (地域型便益提供施設) いまいきプラザ(浴室等)、コミュニティセンター、友泉公園集会所、 都市緑化植物園みどりの相談所、生涯学習センター、公民館 | 受益者負担割合:30% 文化施設(一部雑室) |

なお、「設定基準」では、使用料の改定率は現行料金の1.5倍を限度とする取扱いがあるが、令和8年度の一斉改定においては、改定率は現行料金の1.3倍を超えない範囲で設定した。これは、前回改定した平成23年から検討を実施した令和7年の企業物価指数の上昇率が+28.3%であったことや、他の各政令市における改定率を参考に、行政判断として決定したものである。

(参考)各政令市における改定率の上限設定

| 直近での一斉改定実施時期 | | |
|--------------|----|-----------------------------------|
| 2倍 | 1市 | |
| 1.5倍 | 8市 | R5川崎 R4京都 R1静岡 R1北九州 H27静岡 H18名古屋 |
| 1.3倍 | 2市 | R7新潟 R5相模原 |
| 基準なし | 9市 | R7札幌 R2熊本 H28仙台 |

※川崎市の改定では消費税率引上げ分を転嫁するため、上限を1.1倍に設定

(出所) 所管課提出資料

千葉市では、令和8年4月使用分から下水道使用料の改定も行うこととしており、使用料が平均13.6%増となる。

地方公営企業である下水道事業の下水道使用料は今回の包括外部監査の対象にはしていないが、直近で令和6年4月に改定した使用料を令和8年4月に更に改定する取組は、同じ受益者負担原則を踏まえた意義深い取組であるため、その状況について触れておく。

下水道使用料の引き上げは、現在、全国の多くの市町村で取組が進められている。現行使用料の水準では施設の更新に必要な財源が不足し、一般会計からの繰入により賄ってきたものの、受益者負担の原則に照らして、使用料を引き上げるといふものである。

千葉市における今般の下水道使用料の引き上げも、下図のとおり、下水道事業において資金残高が令和9年度にも37億円不足する見込みであり、その不足を解消するためとされている。



(出所) 千葉市ホームページ

資金不足の状況を放置した場合には、以下のように多くの下水道施設が老朽化していくなかで、下水道管の整備や地震対策などに必要な工事が進まなくなり、安全・安心な下水道サービスの提供に支障をきたす可能性があるともされている。

耐用年数(50年間)を超える下水道管の割合



(出所) 千葉市ホームページ

下水道事業は、独立採算を前提とする地方公営企業法に基づく公営企業として特別会計で経理しており、使用料で賄うべきコストの範囲やその採算性（受益者負担割合）は決算書に示されるため、非常に明瞭に分かる。水道事業や病院事業も同様である。

一方、そうではない特別会計（卸売市場事業のような地方公営企業法が適用されない公営企業や、公営企業ではないが特別会計を設けて経理するとされた動物公園事業や霊園事業）や一般会計においては、使用料とコストの関係や受益者負担割合が決算書からでは分からないため、事業別の損益計算書を作成する等をしないと適切な情報開示がなされない。

総務省が進める地方公会計の取組において、地方公会計の利活用として「受益者負担の適切な設定」「使用料の改定への活用」が取り上げられるのも、このような背景がある。

4. 監査の結果

意見1 公共料金見直しの取組を財政健全化(歳入確保)施策と捉えることについて(財政課)

「設定基準」では、設定基準の必要性として、「自主財源の確保」と「受益者負担の適正化」を図る観点から策定することとしている。これは、公共料金の見直しの取組が、「千葉市新行政改革推進計画」や「財政健全化プラン」において、歳入確保の取組として取り上げられてきたためと考えられる。公共施設の使用料の適正化については、令和6年2月に更新された「千葉市中期財政運営方針」においても、「財政運営方針を踏まえ特に取り組むべき事項」の一つとして掲げられている。

このことは、千葉市が、使用料の引き上げを、財政健全化の実現のための歳入確保策として認識していることを示している。

しかし、使用料の引き上げを歳入確保策として捉えると、市の財政が好転してきたときに引き上げられなくなる懸念がある。また、施設の利用者にとってみれば、使用料の引き上げは自己の負担が大きくなることにはかならず、「物価が上がっている中で公共料金も引き上げられるのは、生活を圧迫する」「公共施設なのだから、公費で負担すべき」という意見は当然出てくるであろうが、その際に、市の財政が厳しいから利用者に負担の増加をお願いする、という文脈になってしまうと、厳しいのは利用者も同じであって納得できない、という局所的な議論に陥りかねない。

公共施設の運営コストは、使用料(私費)で賄えなければ、不足分は税(公費)で負担しているものであり、これは施設を使っていない住民から見れば、施設を使っていないのに負担だけさせられていることと同じである。すなわち、使用料の引き上げの取組は、施設を使用していない人と使用している人との間の公平性の問題であり、本来は、受益者負担の適正化の文脈だけで捉えるべき性格のものとする。

取組の初期に関しては、歳入確保の文脈で住民に説明することもやむを得なかったとしても、この取組は永続的なものであり、今後は、できるだけ受益者負担の適正化の文脈で住民に説明することが望ましい。

以上を踏まえ、将来の改定にあたっては、「設定基準」の「I 基準の必要性」における「自主財源の確保」との記載を見直すことを検討されたい。

意見2 キャッシュレス決済の導入にあわせた端数切捨て処理の見直しについて(財政課)

市長のマニフェストでは、「市役所の手続のデジタル化」として、使用料や手数料のキャッシ

キャッシュレス化を推進している。また、「千葉市基本計画第1次実施計画」では、市民の利便性向上を目的として、市施設の各窓口でキャッシュレス決済の導入を進める方針を示している。

実際に、キャッシュレス化を推進する業務改革推進課では、令和7年3月に各指定管理者制度導入施設の所管課長に対し、「令和7年度の指定管理者選定におけるキャッシュレス決済の導入について（依頼）」という通知を発出し、使用料の徴収を行っているすべての窓口でキャッシュレス決済を導入するよう依頼したところである。

一方、「設定基準」では、料金単価の設定に際し、市民の利便性や徴収コスト等を考慮し、原則として10円未満を切り捨てている。これは、消費税の税率が引き上げられた際にも同様の取扱いである。

しかし、キャッシュレス決済の場合、10円未満の徴収にも手間がかからず、切り捨てる意義が薄れる。

同一サービスに対して決済方法によって料金に差を設けることは、公平性の観点から懸念があるかもしれない。しかし、千葉市の住民票の写し等の交付手数料は、窓口交付と比較してコンビニ交付の方が50円安く設定されているなど、同一サービスに別料金が設定されているケースはある。

| 証明書 | コンビニ交付の手数料 | 窓口交付の手数料 |
|---------------|------------|----------|
| 住民票の写し | 250円 | 300円 |
| 印鑑登録証明書 | 250円 | 300円 |
| 市・県民税所得証明書 | 250円 | 300円 |
| 戸籍全部(個人)事項証明書 | 400円 | 450円 |

(出所) 千葉市ホームページ「住民票・印鑑証明等のコンビニ交付サービスについて」を基に包括外部監査人が加工

中長期的には、キャッシュレス決済の普及にあわせて「設定基準」の見直しを行い、料金単価設定時における10円未満を切り捨てる取扱いの見直しを検討することが望まれる。

第4 千葉市公共施設使用料等設定基準について

1. 千葉市公共施設使用料等設定基準の概要

千葉市は、平成19年9月に「千葉市公共施設使用料等設定基準」を策定し、市内の各種公共施設に係る使用料の設定と見直しの基本的考え方を示している。この基準では、公の施設の使用料の設定について、各施設が有する公的必要性と収益可能性に着目して、公の施設を9分類し、それぞれの受益者負担割合に従って、使用料を設定することとしている。

(1) 対象施設

「設定基準」では、対象を下記のように定めている。

| |
|---|
| 公の施設を対象とする。 ただし、独立採算を前提として設置する施設及び法令等でその料金が定められている施設を除く。 |
|---|

(出所) 千葉市公共施設使用料等設定基準

独立採算を前提として設置する施設としては、地方公営企業法の適用を受ける上・下水道事業や病院事業などが当てはまるが、このほかにも、地方公営企業法の適用はないものの特別会計を設置している事業、例えば、霊園、地方卸売市場、動物公園などがこれに該当する。

また、法令等でその料金が定められている施設とは、例えば、下記のような施設であり、これらについては地方公共団体独自の考え方で使用料を設定できないため、「設定基準」の対象外とするものである。

| 区分 | 施設の例 |
|-------------------------|--|
| 法令等で使用料が無料と定められている施設 | 学校、図書館、公園、道路 (例) 図書館法第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価を徴収してはならない。 |
| 法令等で使用料の算定方法等が定められている施設 | 保育所、診療所、養護老人ホーム、老人福祉センター、市営住宅 |

(2) 料金の設定と見直しの基本的な考え方

「設定基準」では、料金の設定と見直しの基本的な考え方を下記のように整理している。

施設利用者（受益者）が施設を利用する場合の料金は、各施設が有する公共性等に着目し、行政と受益者がそれぞれ負担すべき割合を定め、施設の管理運営に要する費用（コスト）について、受益者が適正に負担するよう設定する。

また、それぞれの料金については5年毎に見直しを行うことを基本とする。

（出所）千葉市公共施設使用料等設定基準

千葉市では、「設定基準」が設定された平成19年以降では、平成23年に大規模な料金改定の見直しを行ったが、平成28～29年前後では実施していない。その5年後の令和3年度前後は、コロナ禍による混乱、あるいは施設利用者の大幅減をきたしていたことから政策的に料金見直しを据え置いた。

令和8年度では、大規模な使用料の改定を予定している。これについては「第3 千葉市の使用料の適正化に係る取組」の「3. 令和8年4月からの料金改定の概要」を参照のこと。

(3) 受益者負担割合

「設定基準」では、受益者負担割合を下記のように整理している。

| 3 受益者負担区分 | | | (2) 施設の収益可能性による区分 | | |
|-------------------|---|------------------|-------------------|-------------------------------------|------------------|
| (1) 施設の公的必要性による区分 | | | | | |
| 区分 | 施設の内容 | 公的必要性 | 区分 | 施設の内容 | 収益可能性 |
| ① | 市民が社会生活を営む上で必要な水準を提供する施設や社会的弱者等を擁護するための施設、教育を補完する施設等公共性の高い施設等 (福祉的施設等) | 大 ↑ ↓ 小 | A | 収益性が全く無いか極めて低く、民間企業によるサービスの提供が困難な施設 | 小 ↑ ↓ 大 |
| ② | 一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設等 (スポーツ施設、広域型・地域型便益提供施設等) | | B | 収益性が低く施設の収益だけでは管理運営費をまかなうことが困難な施設 | |
| ③ | 民間企業と同等のサービスを提供する施設等 (収益型・準収益型施設等) | | C | 相当の収益性があり、施設の収益をもって相応の管理運営費をまかなえる施設 | |

| | | | | | |
|---|-------|---|--------|------------|---|
| 大 | 収益可能性 | C | 収益型施設 | 受益者負担 100% | |
| | | B | 準収益型施設 | 受益者負担 70% | |
| | | A | 福祉的施設 | 受益者負担 30% | |
| | 小 | | | | |
| | | | ① | ② | ③ |
| | | | 大 | 公 的 必 要 性 | 小 |

(出所) 千葉市公共施設使用料等設定基準 (概要版)

①施設の区分について

千葉市では、受益者負担割合を、施設の①「公的必要性」と②「収益可能性」の程度に応じて定めている。このように、①本来「公」が提供すべき施設なのか否か、②事業として採算ベースに乗るのか否か、といった2つの視点は、表現こそ、「公的関与の必要性」「収益性」（横浜市）、「基礎的・選択的」「市場的・非市場的」（川崎市）のように違いはあれども、他の地方公共団体の使用料設定基準でも共通にみられる考え方である。

また、この2軸を基に、受益者負担割合（公費と私費の割合）を定める手法は、9象限で区切る方法や4象限で区切る方法の違いはあれども、他の地方公共団体の使用料設定基準と同様である。

基本的な考え方としては、公的必要性が高く、収益可能性が低い施設については、その管理運営コストは市民が広く負担すべきものであるため、受益者負担割合は小さくなり、その逆に、公的必要性が低く、収益可能性が高い施設に係るコストは、できるだけ施設利用者自身に負担してもらおうべく、受益者負担割合を高く設定する、ということになる。

千葉市では、この9象限を、下記のように6パターン分類している。

【各象限の受益者負担割合】

| | | | | |
|-------|---|-------------|--------------|-------------|
| 収益可能性 | 大 | 30% 【IV】 | 70% 【II】 | 100% 【I】 |
| | 中 | 20% 【V】 | 50% 【III】 | 70% 【II】 |
| | 小 | 0% 【VI】 | 20% 【V】 | 30% 【IV】 |
| | | 大 | 中 | 小 |
| | | 公的必要性 | | |

このパターン分類は各地方公共団体によってさまざまであり、例えば、【III】と【IV】の区分について、全て50%とするパターンや、【II】【V】の区分について、100%・50%・0%の中間をとり、それぞれ75%・25%とするパターンなどが見られる。

本報告書で対象とした施設は次のとおり分類される。

【施設の象限別分類】

| | | | | |
|-------|---|----------|--|---|
| 収益可能性 | 大 | (該当施設なし) | (該当施設なし) | 平和公園 蘇我スポーツ公園 千葉マリスタジアム 千葉アイススケート場 千葉市民ゴルフ場 |
| | 中 | 火葬施設 | 葬儀式場 こてはし温水プール施設 スポーツ施設 千葉ポートアリーナ 千葉公園総合体育館 少年自然の家 科学館 千葉市美術館 | 千葉ポートタワー 市民会館 文化センター |
| | 小 | (該当施設なし) | 公民館 生涯学習センター | (該当施設なし) |
| | | 大 | 中 | 小 |
| 公的必要性 | | | | |

※「該当施設なし」の象限には、千葉市における整理の上でそもそも当該象限に分類される施設が存在しないため、本報告書の対象とし得ないことを表している。

②減免（減額・免除）に対する考え方について

受益者負担の観点から、重要なものとして、「減免」すなわち「減額」と「免除」がある。減免は、受益者負担の観点からは、本来は費用負担すべき利用者の利用負担をなんらかの政策的配慮から軽減又はゼロにするものではあるが、より高次の「住民の福祉の向上」の観点から特定の政策課題の達成のためになされるものであり、受益者負担原則の例外的措置として限定的かつ厳格に運用されるべきものである。

「設定基準」には、減免に対する基本的考え方が盛り込まれていないが、「取扱要領」では以下のように整理し、具体的な減免については各施設の設置条例等で規定している。

料金の減免措置については、生活弱者等への配慮の観点から、必要に応じ減免措置を講ずる。減免措置を講ずる場合には、施設設置管理条例のほか、必ず減免要領等を整備し、減免の対象や内容等を規定するとともに、厳格に運用すること。

(出所) 千葉市公共施設使用料等設定基準取扱要領

(4) 具体的な使用料の算定方法

「設定基準」では、具体的な使用料の算定方法を以下のように整理している。

5 利用料金単価の算定基準

(1) 利用料金の単価は以下の算定式を基本とする。

- A 施設の管理運営に要する費用
- B 受益者負担率
- C 利用単位(想定される適正な稼働率を加味した対象面積又は利用コマ数)

単位当たり利用料金 = $A \times B \div C$
料金は10円未満は切り捨てる。

(2) 子ども料金及び市外在住者料金

- ① 子ども料金 料金の1/2を基本とする。
子ども料金のほか、必要により適宜学生について料金を定めることができる。
- ② 市外在住者料金 料金の2倍を基本とする。

(出所) 千葉市公共施設使用料等設定基準

施設の管理運営に要する費用（コスト）の範囲については以下のように整理している。

施設利用者（受益者）が負担する費用の範囲は、施設の管理者が最適な管理と最大の利用促進に努めることを基本に、通常管理に要するコストを基本とし、管理運営のための人件費、光熱水費消耗品費・日常の修繕に要する経費（大規模改修費は含まない）等とする。

(出所) 千葉市公共施設使用料等設定基準

①市外在住者料金の設定について

千葉市でも、多くの地方公共団体で見られるように、市外在住者料金の取扱いを規定している。

市民は地方税等を通じて間接的に施設運営費用を負担している一方、市外居住者は千葉市への税負担を行っていないこと、基本的には市で整備した公の施設は市民が優先して使用するものであること（千葉市以外の利用者が増えすぎて、千葉市民の利用が妨げられることがあってはならない）の一方、市外の利用者についてはまったく利用させないというのも運営効率の観点からは行き過ぎと考えられ、この取扱いは「受益者負担の適正化」と「利用機会の公平性」

の観点から、合理的なものと考えられる。

②イニシャルコストの取扱いについて

使用料で賄うべきコストの範囲に、施設建設費用や大規模改修費、それに付随する借入利息（いわゆるイニシャルコスト）を含めるのか、それとも通常の管理運営費用（いわゆるランニングコスト）のみを対象とするのかについては、いずれの考え方もある。

特に、「公的必要性が低く、採算性は高い施設」は、類似の民間施設が想定されものであり、こうした民間施設は、当然イニシャルコストも含めて料金で全てのコストを回収するように料金設定されているケースもある。このため、たとえ公共施設であっても、このような施設については民間同様にイニシャルコストも含めるべき、とする考え方もある。

イニシャルコストを減価償却費や公債費（利子分）とみなして、これをサービス原価に含めるべきとする考え方は、総務省の公会計推進・活用の考え方にも表れている。

| 固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町） | |
|--|--|
| 事例概要 | |
| ○ 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費等を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。 | |
| 東京都福生市の取組内容 | 新潟県聖籠町の取組内容 |
| ○ 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。 ○ 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、各引当金繰入金を対象として積算。 $(人件費)+(物件費)+(維持補修費)+(補助費等) \\ +(公債費(利子分))+(減価償却費)+(各引当金繰入金)$ ○ 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。 ○ 行政コスト計算書の各種引当金の合計を職員数で除し、その単価を各施設の人数、事務割合を乗じて算出。 | ○ 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。 ○ 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。 $(人件費)+(物件費等※1)+(減価償却費※2)$ ※1: 賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費 ※2: 定額法によって算出 |
| 効果等 | |
| ○ 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト(原価)を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。 | |

47

(出所)「地方公会計の推進と公共施設等の適正管理について」(総務省：令和6年7月)

しかし、千葉市では、すべての公の施設について、イニシャルコストは統一的に使用料の算定対象経費から除くこととしている。

この考え方は、そもそも公の施設は「住民の福祉を増進する目的」をもって、特定の利用者だけを想定せず、全市民が利用できることを前提として作ったものであり、市民全体の財産として位置付けられるとの考え方を前提とすれば、合理的なものと考えられる。

2. 千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針の概要

公共・公用施設に附設する駐車場については、従来は原則として無料としてきたところ、施設の一定空間を占有し、整備及び管理にはコストが必要であることなど特定の受益があることから、公の施設に準じて、施設利用の公平性の確保と受益者負担の適正化の観点から、原則として有料化に移行している。

ただし、例外的に、施設の設置目的や公共交通機関の利便性（車利用の不可避性）、料金徴収コストなどを勘案し、以下のいずれかに該当する施設は無料とすることができるものとしている。

1. 公共施設（公共用財産に附設する駐車場）

公共施設に附設する駐車場については、原則として有料とする。

ただし、施設の設置目的や公共交通機関の利便性、料金徴収コストなどを勘案し、以下のいずれに該当する施設は無料とすることができる。

(1) 公共交通機関の利便性が著しく乏しい公共施設

最寄りの電車及びモノレールの駅舎、バス停から著しく距離が離れた施設や公共交通機関の運行本数が著しく少ない施設

(2) 心身障害者（児）など体の不自由な方が専ら利用する施設（E X：療育センター、障害者福祉センターほか）

(3) 駐車場を有料化した場合その採算性が乏しい施設

徴収員の配置経費や徴収設備の導入経費などの料金徴収コストが料金収入を上回るなど、採算性が乏しい施設

なお、採算性の判断にあたっては、駐車場の形態や規模、利用台数等に応じて最も適した料金徴収形態を採用した場合のコストと、適正な料金単価及び利用台数による料金収入を比較衡量することとする。

(4) その他市長が必要と認めた施設

2. 公用施設（公用財産）に附設する駐車場

公用施設に附設する駐車場については、原則として無料とする。

ただし、施設周辺での娯楽や買い物、通勤など目的外の使用により、本来の使用が阻害される恐れがある場合には有料とすることができる。

(例) 本庁、区役所、保健所、保健福祉センターほか

3. 共用施設（「有料とする施設」＋「無料とする施設」）に附設する駐車場

附設する駐車場を「有料とする施設」と「無料とする施設」が共用する場合の扱いについては、「無料とする施設」を利用した際、施設を利用したことを証する駐車券等のへの押印や無料券の発行などにより、適切に対応することとする。

(出所) 千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針

なお、駐車場料金の設定にあたっては、類似施設の状況や周辺の駐車場料金等を参考にすることとしている。

3. 監査の結果

「設定基準」に関する監査の結果は以下のとおりである。

(1) 全般的事項

指摘1 「千葉市公共施設使用料等設定基準」の取扱要領の公表について（財政課）

「設定基準」は、包括外部監査人が知る範囲では、他の地方公共団体の使用料設定基準と比べてもシンプルな内容である。その代わり、それを補完するものとして「取扱要領」が定められており、この「取扱要領」の中で具体的な運用を規定している。

ただし、この「取扱要領」は、千葉市のホームページには掲載されておらず、住民が見ることはできない。

「設定基準」では、「詳細については別途取扱要領を定める。」としており、「取扱要領」は「設定基準」の一部を構成するものとして取り扱われている。したがって、市民への情報提供として、「取扱要領」についても、千葉市の「設定基準」のホームページ等で「設定基準」と合わせて公表し、住民に対して情報公開すべきと考える。

例えば、現在、さいたま市において「公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方」の策定の検討が進んでおり、そのなかで「対象施設」、「減免」などについて、千葉市の「取扱要領」に記載されているような内容が素案に盛り込まれている。

千葉市においても、「設定基準」と「取扱要領」に一部内容の重複がみられることから、両者を整理・統合したうえで公表することも考えられる。

意見3 手数料の設定基準の策定の必要性について（財政課）

「設定基準」では、手数料の取扱いについては言及していない。また、これとは別に手数料の算定基準を策定していない。

財政課によると、手数料の算定基準を策定していない理由は、①多くの手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令をはじめとする法令等に基づいて料金が定められていること、②千葉市独自に定めるものは、当然に原材料等の実費全額を料金算定の基礎としている認識であること、ということであった。

たしかに、地方公共団体が決められる手数料は、受益者負担費用（原価）の実費を全額受益者が負担することとしている地方公共団体が多いが、その原価の範囲の考え方や見込みのサービス提供量をどのように算定しているのか、また、建付けとしては実費全額負担としつつも実

際にはどれくらいの受益者負担になっているかなどは住民にとっても関心が高い事項である。

手数料は、使用料と同様に、受益者負担の概念が共通するものであり、住民の負担に直結するものであるため、その算定方法の明確化、対象となる経費の範囲の考え方、受益者負担割合、どのような場合にどのような考え方で改定するか、などの考え方を整理して住民に周知しておくべきである。

なお、他の地方公共団体の設定基準では、使用料と手数料をあわせて受益者負担の適正化への取組の対象としている事例も多くみられる（近隣では習志野市、船橋市、柏市など）。

意見4 対象経費実績や実際の受益者負担割合実績の市民への情報提供について（財政課）

「設定基準」では、受益者が負担すべき経費の範囲を定めている。この受益者負担経費の範囲について、「設定基準」では「施設の管理者が最適な管理と最大の利用促進に努めること」を前提としている。

使用料は、【施設の管理運営に要する費用】に【受益者負担割合】を乗じて、これを【想定する利用者（施設によっては利用コマ数や稼働率を利用）】で除して、「利用者一人当たりの負担対象経費の実費額」として算定することを基本としている（施設によっては、利用者一人当たりではなく、1回当たり、1コマ当たりの実費額となるが、いずれにしても一単位当たりのコストに受益者負担割合を乗じたものが使用料の算定基礎となる。）

市側としても、単に「これだけの経費が掛かるからその実費の一定割合を利用者は負担してください」というのではなく、【施設の管理運営に要する費用】を最小限にする努力、【利用者】を最大化する努力が求められる（このことは「取扱要領」にも明記されている）。そのうえで、実際に使用料でどの程度回収できているか、想定した受益者負担割合に沿っているかを継続的に確認し、現行の使用料の水準の妥当性や見直しの必要性を検証する必要がある。

こうした検証は、使用料の改定時に関係部局内部においては検討しているプロセスであるが、市民に対しても、情報提供し、不断の努力を踏まえたうえでの料金設定であることの理解を求めべきである。

しかし、千葉市は、対象経費の実績や受益者負担割合の実績に関する住民への情報提供は行っていない。

他市においては、受益者負担に関する基本方針を示すだけでなく、公平性・透明性を確保し、将来的にも持続可能な行政サービス運営を目指すために、実績値を公表して透明性の確保を図っている事例もある。

この「受益者負担」という考え方は、一般的な市場原理に照らせば特殊な考え方である。民間施設であれば、財・サービスの値段はマーケットの需要と供給に照らして決まるものであり、かかった経費がどれくらいであるかによっては決まらない。多額の経費がかかろうとも利用客が見込めなければその分料金は下げざるを得ないし、逆に、利用者が非常に多い人気施設であれば、利用料をさらに高くして、利益の最大化を図ればよく、結果的に、赤字施設・黒字施設というものができあがる。しかし、この公の施設の受益者負担は、要した経費の一定部分を利用者が賄うように料金が設定されるため、利用者が減れば減るほど料金は高く設定される、という市場原理から見れば逆の現象が起きる。経費が増えた分をそのまま使用料単価に転嫁すると、利用者が減ってしまい、さらに使用料単価を上げざるを得ない環境になるというスパイラルに陥りやすいという特徴がある。

こうしたことから、【施設の管理運営に要する費用】を最小限にする努力、【利用者】を最大化する努力を見える化して、市民（その施設を利用する人も利用しない人も含む市民全体）の理解を得ることは重要である。

したがって、千葉市においても、受益者負担の透明性の向上や、市民に受益者負担の実態を理解してもらうためにも、経費実績や受益者負担割合実績の公表を検討されたい。

特に、「取扱要領」では、算定の基礎となるコストや利用者数は、過去の実績ではなく、向こう5か年の見込みを用いることとされている。この点は、料金改定の検討時に見込んだ経費削減や利用者数の増加が見込み通りに実現せず、実態と乖離することがあり得るため、この検証としても必要であると考ええる。

なお、千葉市では、「千葉市資産経営基本方針」に基づく市有資産の有効活用の取組の一環として、資産カルテ¹⁰を公表している。資産カルテは、施設を単位として作られており、必ずしも使用料ごとの受益者負担割合が分かるわけではないが、コスト情報や利用実績など情報としては共通するものも多く、こうした既存の取組を活用していくことも考えられる。

¹⁰ 資産カルテ

施設ごとに、施設概要（所在地、面積、建物性能など）、利用実績（利用者数、稼働率など）、利用者負担額収入（利用料金など）、経費内訳（運営費、物件費など）、単位当たりデータ比較（利用あたり運営費、建物1平方メートルあたり運営費など）、簿価に関する情報を一覧表にまとめたもの。

「当該施設の利用実績や運営コストが過去と比して増えているのか減っているのか。」

「当該施設の利用実績や運営コストが本市の同種の施設平均と比して多いのか少ないのか。」
などが資産カルテから読みとれるように作られている。

(2) 受益者負担区分

指摘2 対象となる施設の設定基準における9象限上の位置付けの明瞭化について（財政課）

「設定基準」では、収益可能性と公的必要性の2軸から、公の施設を9象限に分類し、各象限ごとに受益者負担割合を定めて、使用料を算定している。

しかし、具体的に、どの施設がどこの象限に分類されているかは公表されておらず、市民からは分からない状況である。

それぞれの施設がどの象限に分類されるかは、使用料の算定にあたって最も重要な事項であり、市民にも情報提供されるべきものである。

したがって、施設ごとに、又は施設種別ごとに、どの施設（施設種別）がどの象限に位置付けられているかを明瞭化して市民に示す必要があると考える。

指摘3 設定基準における受益者負担区分（9象限）上の分類の妥当性について（財政課）

本報告書で対象とした施設は次の受益者負担区分に分類されている。

【施設の象限別分類】

| | | | | |
|-------|---|----------------------------|---|---|
| 収益可能性 | 大 | (該当施設なし) | (該当施設なし) | 【収益型施設】 平和公園 蘇我スポーツ公園 千葉マリスタジアム 千葉アイススケート場 千葉市民ゴルフ場 |
| | 中 | 火葬施設 | 【スポーツ施設】 こてはし温水プール施設 スポーツ施設 千葉ポートアリーナ 千葉公園総合体育館 【広域型便益提供施設】 葬儀式場 少年自然の家 科学館 千葉市美術館 | 【準収益型施設】 千葉ポートタワー 市民会館 文化センター |
| | 小 | 【福祉的施設】 (該当施設なし) | 【地域型便益提供施設】 公民館 生涯学習センター | (該当施設なし) |
| | | 大 | 中 | 小 |
| | | 公的必要性 | | |

上記分類を踏まえて施設ごとに設定されている「設定基準」上の受益者負担割合(①)、「受

益者負担割合の令和6年度実績」(②)及び「令和6年度の達成状況」(③)は次のとおりである。

③の「令和6年度の達成状況」は、②>①の場合は「達成」とし、②<①で乖離率が30%未満の場合は「やや未達」、②<①で乖離率が30%以上の場合は「未達」としている。乖離率は②と①の差を②で除して求めたものである。

| 施設名 | ①「設定基準」上の 受益者負担割合 | ②受益者負担割合 の令和6年度実績 | ③令和6年度 の達成状況 |
|-------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 平和公園 | 100% | 105% | 達成 |
| 蘇我スポーツ公園 | 100% | 50% | 未達 |
| 千葉マリスタジアム | 100% | 39% | 未達 |
| 千葉アイススケート場 | 100% | 78% | やや未達 |
| 千葉市民ゴルフ場 | 100% | 107% | 達成 |
| 千葉ポートタワー | 70% | 33% | 未達 |
| 市民会館 | 70% | 30% | 未達 |
| 文化センター | 70% | 11% | 未達 |
| 千葉市美術館 | 50% | 9% | 未達 |
| 葬儀式場 | 50% | 49% | やや未達 |
| こてはし温水プール施設 | 50% | 25% | 未達 |
| スポーツ施設 | 50% | 25% | 未達 |
| 千葉ポートアリーナ | 50% | 38% | やや未達 |
| 千葉公園総合体育館 | 50% | 60% | 達成 |
| 少年自然の家 | 50% | 9% | 未達 |
| 科学館 | 50% | 13% | 未達 |
| 公民館 | 20% | 0% | 未達 |
| 生涯学習センター | 20% | 6% | 未達 |
| 火葬施設 | 20% | 19% | やや未達 |

上表の19施設のうち、「達成」と判定された施設は3施設のみである。大半は「未達」(12施設)であり、「やや未達」(4施設)も含めると16施設が「設定基準」上の受益者負担区分に応じた受益者負担割合を満たしていないことが確認された。

「未達」となっている理由は、現行の使用料の水準が低い、利用の程度が想定より低い、運営費用が想定より高い、といったこともあるが、そもそも、公的必要性及び収益可能性に基づく受益者負担区分への分類の考え方に使用料収入及び運営費用の実態が反映されていないことも原因と考えられる。設定されている受益者負担割合が、実態に比して高すぎる可能性がある。

受益者負担割合の安易な引き下げは、公費負担の増加を通じて利用者間の負担の公平性を損ねてしまいかねないので、各施設の置かれた状況に沿って適切な受益者負担割合を検討する必要があるが、基準設定当初の想定と異なる施設については、全庁的視点で受益者負担割合を見直す余地があると考え。そのため、現在の各施設の受益者負担区分への分類を、施設の特性も踏まえて見直すことを検討すべきである。それでも受益者負担割合に達さない使用料については、後半の各論で述べたように、その引き上げを検討すべきである。

(3) 利用料金単価（市外在住者料金）

意見5 市外在住者料金の設定の積極的な検討について（財政課・全所管課）

「設定基準」では、市外在住者料金については料金を2倍とすることを基本とする旨が明記されている。

しかし、千葉市の多くの施設では、市外在住者料金を設定していない。そのため、市外居住者であっても市内居住者と同額で施設の利用が可能となっている。

市内居住者は、日常的に地方税を通じて施設の維持管理費用を間接的に負担しているのに対し、市外居住者は千葉市への税負担をしていない。それにもかかわらず、両者が同一料金で施設を利用できることは、受益者負担の公平性を欠いているといえる。

多くの施設（特に、事前登録が必要な施設予約システムを介さずに、当日、受付で料金を支払う施設）において、市外料金を設けない根拠としては、①管理運営側の事務負担の増大、②市内外居住の確認による利便性の低下を挙げている。しかし、これを理由としている限り、「市外在住者の料金2倍ルール」は全ての施設で実現しないことになる。

多くの施設において、市外料金を設定しない現状は、①受益者負担の公平性を損なっていること、②「設定基準」に沿っていないこと、③追加的な収入を得る機会を逸失していること、から問題がある。市外在住者料金の導入に伴うデメリットは一定程度存在するものの、公平性の確保・受益者負担の適正化の観点から、「設定基準」に沿って、市外料金の設定を積極的に検討すべきである。

例えば、三鷹市では「三鷹市スポーツ・生涯学習個人利用市民カード」というICカードを市

民に交付し、スポーツ施設の券売機等利用時に当該カードを使用することで、大人・子供・高齢者等の対象料金の自動判別がなされている。市外料金についても当該カードの有無で判別できるため、このような取組を参考にすることも考えられる。

意見6 市外在住者料金の設定状況の一元把握と全庁的な整合性の検討について（財政課）

上記のとおり、多くの地方公共団体が導入している市外在住者料金ルールは、千葉市でも導入しており、「設定基準」では、「市外在住者料金 料金の2倍を基本とする」という取扱いを定めている。しかし、実態としては、千葉市の多くの施設の料金体系の中で、この「市外在住者は料金2倍」の設定はなされていない。

この点、「設定基準」の取扱いとしては、あくまでも「2倍を基本とする」だけであり、全ての料金に対して一律に対応する必要はないし、また、施設の性質も踏まえて、その設定の可否は柔軟に対応すべきと考えられる。

しかし、どのような場合に市外在住者料金を設定するのか（又はしないのか）の基準はなく、かつ、その判断は一義的には各担当部局に委ねられており、全庁的な一元管理は行われていない。そのため、類似の施設であっても、所管部局をまたぐと、各部局の判断や設定時の状況により、ある施設では市外在住者料金が設定されるが、他の施設では市外在住者料金が設定されない、あるいは、その設定水準もバラバラという状況が起きうる。

市外在住者料金を設定しないのは、「設定基準」の例外的取扱いとなることから、これに関する基本的考え方を整理しておかないと、施設間で不公平を招いていることも考えられる。

このため、「設定基準」を所掌する財政課において、「市外在住者料金」の設定のあり方を整理することとあわせて、その設定状況を一元的に把握し、未設定の施設については設定の可否の検討を各部局に強く働きかけることが考えられる。

意見7 市外在住者の定義の明瞭化について（財政課）

市外在住者の概念を巡っては、単に在住要件だけで定義するのか、それとも、「千葉市内に在勤するもの、通学する者等」を除いて定義するのか、の議論がある。

さいたま市などの他の地方公共団体の例では、市内に勤務地がある場合や市内に通学している場合は、住居が他市であっても市内在住者に準じて割増料金の適用の対象外としているケースもある。また、市外在住者として取り扱いつつも、減免規程で、一定額の減免をしているケースもある。

使用料の設定が、受益者負担の観点から捉えるべきものである限り、市税を払っている者と市税を払っていない者とで差を設けることについて合理性を見出せるものとは考えるが、いずれにせよ、市外在住者の定義に関する基本的考え方を整理しておくべきである。

(4) 利用料金単価（利用料金単価の算定）

意見 8 向こう 5 か年の経費に物価上昇の影響を織り込むことについて（財政課）

「取扱要領」では、受益者負担の対象とするコストの求め方を下記のように整理している。

ア 人件費・・・向こう 5 か年に配置を見込む職員数×役職毎の 1 人当たり人件費

イ 物件費・・・向こう 5 か年に見込まれる経費の総額

なお、向こう 5 か年の経費及び職員数の算出に当たっては、コスト削減努力による効果見込みを踏まえ、原則として下記の考えに基づいた適切なものとする。

(ア) 新規施設については他の類似施設を参考とする。

(イ) 既存施設については直前 2 か年の実績を基準とする。

(ウ) ただし、参考とするものの中から単年度限りの特殊な経費は除外するものとする。

注目すべきは、受益者負担対象コストを過去の客観的な実績から算定するのではなく、向こう 5 か年の主観的な見込みに基づいて算定する点であり、かつ、その際にコスト削減努力を織り込むとされている点である。

今般の使用料改定の背景には物価高騰による経費の増加があるにもかかわらず、上記の取扱いでは、将来における物価高騰による経費の増加は織り込んではないようにも読めてしまう。

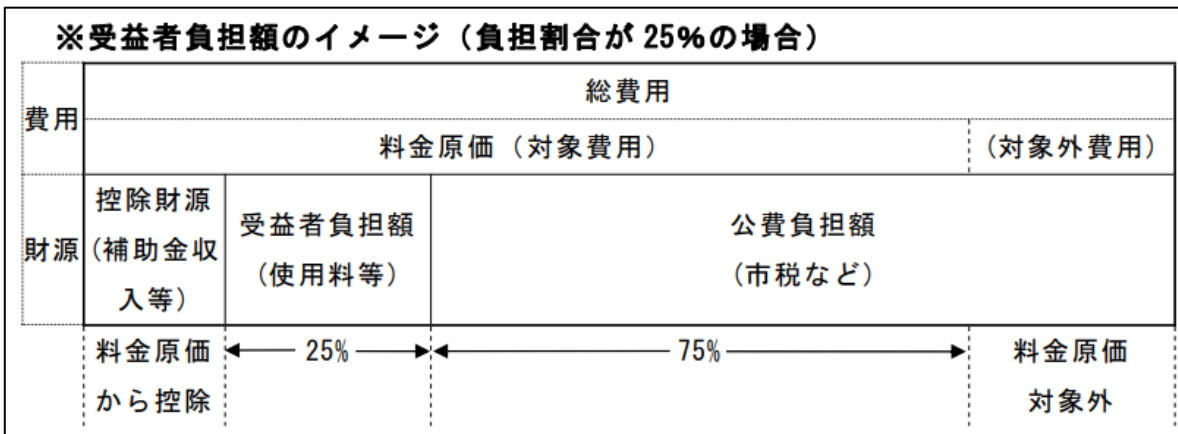
この点は、令和 7 年度での料金改定検討時に、光熱費の高騰分を料金改定の算定対象経費に含めるべきか否かの取扱いが検討されている。基本的には、光熱費高騰分も施設管理に要した費用である点でその他の維持管理経費と変わらないことから、受益者負担の適正化の観点から料金改定の算定対象経費としつつも、直近 2 か年の実績を基に使用料単価を試算するケースも（つまり直近分の実績までしか織り込まない）もみられた。

物価水準の上昇は、今後も長期的に続くことは十分に考えられる。その意味では、「設定基準」が策定された平成 19 年当時とは前提となる経済的社会的環境が変わってきており、「取扱要領」にも、経費増加の取扱いを明記すべきと考える。

意見 9 補助金その他使用料以外の収入が生じた場合等の取扱いの明瞭化について（財政課）

「設定基準」及び「取扱要領」には、補助金その他使用料以外の充当財源が生じた場合の取扱いについての規定が存在しない。

例えば柏市では「受益者負担の適正化基準」のなかで以下のとおり受益者負担割合の計算から控除する財源として、「料金原価の財源となる受益者負担金以外の収入（運営費補助金や公衆電話立替金など）」を定めている。



（出所） 柏市「受益者負担の適正化基準」

(4) 収入の取扱い

受益者負担金以外の収入がある場合は、次のとおり取扱います。

① 運営費補助金等

運営費など料金原価を対象として交付される補助金等は、料金原価から補助金交付（収入）額を控除するものとします。

② 整備費補助金等

建物や備品（50万円以上）などの償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等は、当該、建物や備品の償却期間中、減価償却費に見合う額を料金原価から控除するものとします。

③ その他の収入

サービス提供に伴う受益者負担金以外の収入（公衆電話立替金など）は、料金原価から控除するものとします。

④ その他

受益者負担金以外の収入が、料金原価の対象費用と対象外費用のどちらに充たるか明確でない場合は、按分して算出するものとします。

出所： 柏市「受益者負担の適正化基準」

千葉市においても上記のような定めを参考に、補助金その他使用料以外の充当財源が生じた場合の取扱いを「設定基準」及び「取扱要領」のなかで明瞭化することが望ましいと考える。

また、上表に関連して、以下を参考に料金原価の対象外とする費用についても定めることが望ましい。

(3) 料金原価の対象外費用

① 土地の取得費

土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため、料金原価の対象外とします。

② 臨時的な対応に伴う費用

災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため、料金原価の対象外とします。

③ 受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、原則、講座等の利用者が負担するものであるため、料金原価の対象外とします。

出所：柏市「受益者負担の適正化基準」

これらを定めることで、受益者負担割合の算定が明瞭でシンプルとなり、公平性の確保や料金設定の検証の観点から、受益者負担の適正化がより進むものと考えている。

(5) 減免

意見 10 減免の基本的考え方の全庁的な整理について（財政課）

1. (3)「②減免」(減額・免除)に対する考え方について」で述べたとおり、千葉市は減免について、「取扱要領」で整理し、具体的な減免対象については各施設の設置条例や管理規則等で規定している。

しかし、共通的な内容として「取扱要領」に書かれている内容は次のとおりであり、減免要領等を整備するにあたって従うべき基準として考えた場合には抽象的な定めとなっている。

料金の減免措置については、生活弱者等への配慮の観点から、必要に応じ減免措置を講ずる。減免措置を講ずる場合には、施設設置管理条例のほか、必ず減免要領等を整備し、減免の対

象や内容等を規定するとともに、厳格に運用すること。

(出所) 千葉市公共施設使用料等設定基準取扱要領

施設により政策的に減免対象とすべき者や、減免割合が異なることについては問題としないが、施設ごとにバラバラの基準で運用されている場合、住民から見て不公平感を生む原因となるため、全庁的に統一された基準（基本的考え方）を設けることが望ましく、そのうえで施設ごとの取扱いを減免要領等で整備すべきである。千葉市においては、このような全庁的に統一された減免基準がないため、基本的考え方を整理したものとして策定すべきである。

例えば、柏市では、「受益者負担の適正化基準」のなかで定める減免についての以下の使用料の共通基準などは参考にできると思われる。

【柏市「受益者負担の適正化基準」7 減額・免除】

(1) 使用料の共通基準

① 柏市が施設を使用する場合

柏市（議会，行政委員会等を含む。）が施設を使用する場合，使用料の減額・免除は行いません。

なお，施設の管理運営団体（指定管理者など）が当該施設を公共目的で使用する場合は免除するものとします。

② 柏市が共催・後援する場合

柏市が各種団体等と共催で事業等を実施したり後援する場合においては，共催や後援の事実のみで減額や免除は行いません。

③ 他の官公署の利用，公共的団体が利用する場合

減額や免除は行いません。ただし，他団体と相互利用ができる協定等を締結したサービスについては，減額や免除を行うことができるものとします。

④ 減額・免除の対象

高齢者や障害者，子供などを減額・免除の対象とする場合，次の区分ごとの対象要件に基づくことを基本とします。

なお，団体利用の場合は，構成員の半数以上の方（市内在住）が対象要件に該当した場合，減額・免除の対象とします。

| 区分 | 対象要件 |
|-----|------------------------|
| 高齢者 | 75歳以上の市民（市内在住） |
| 障害者 | 障害者手帳の交付を受けている市民（市内在住） |
| 子供 | 中学生以下の市民（市内在住） |

（出所）柏市「受益者負担の適正化基準」

指摘4 減免要領等の整備を通じた減免割合の明示化について（財政課）

再掲ではあるが、「取扱要領」では、料金の減免措置については、下記のとおり示している。

料金の減免措置については、生活弱者等への配慮の観点から、必要に応じ減免措置を講ずる。減免措置を講ずる場合には、施設設置管理条例のほか、必ず減免要領等を整備し、減免の対象や内容等を規定するとともに、厳格に運用すること。

（出所）千葉市公共施設使用料等設定基準取扱要領

このように、減免は、単なる「値引き」ではなく受益者負担の例外として、必ず減免要領等を整備し、減免の対象や内容等を規定し、厳格に運用される必要がある。

千葉市では、施設の設置条例・管理規則において、どのような場合に減免となるのかが明らかになっている。

例えば、千葉市スポーツ施設においては下記の取扱いとなっている。

千葉市スポーツ施設設置管理条例

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

千葉市スポーツ施設管理規則

（利用料金の減免）

第7条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者(次号において「障害者」¹¹という。)が当該手帳

11 障害者

本報告書では、千葉市の管理規則等の取扱いを踏まえて、本文に掲げた身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者、あるいはそれらの手帳を提示した者を「障害者」と表記する。

を提示して個人使用をする場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 市長が発行する療育手帳

(2) 障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために専用使用をする場合

(3) 千葉市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が当該学校の体育の教科の授業に使用する場合

(4) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人が使用する場合

(5) 体育及びスポーツの振興を図ることを主たる目的とした団体であって、市長が指定するものが、その主催するスポーツ活動のために使用する場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

上記のような政策的減免に加えて、市の承認を前提として、指定管理者からの提案で減免対象を拡大することもある(いろいろな施設における減免の内容を見る限り、こちらは値引きの要素が強いと思われる)。

しかし、条例や管理規則には【全額免除】【5割免除】【2割免除】などの具体的な免除割合は管理規則にも出てこない。また、多くの施設にある「特に必要がある場合として市長が定める場合」も具体的にどのようなものが定められているのかは管理規則等では不明である。

これを明瞭化するものとして、例えば、千葉市美術館においては、「千葉市美術館利用料金の減免に関する制定事項」を設け、具体的な減免割合等を明らかにしている。

一方、このような減免要領等が整備されていないケース、又は整備されていたとしてもそれが住民に明らかにされていないケースがある。こうした施設については、どの減免対象がどの程度の減額・免除を受けるのかについて、減免要領等の整備又はその周知によって住民に明示する必要がある。

例えば、横浜市では「市民利用施設等の利用者負担の考え方」について」のなかで減免の標準例を以下のとおり挙げており、これが参考になると考えられる。

減免の標準例

| | | |
|----------|----------------------------------|--|
| 使用料・利用料金 | 減全額 | ア 市内の小学校・中学校（中等教育学校）、特別支援学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く） |
| | 減5割 | ア 市内の高校・専門学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く） |
| | | イ 70歳以上の個人が利用する場合 |
| | ウ 障害（身体・知的・精神）のある個人および介助者が利用する場合 | |
| 手数料 | 減全額 | ア 法令の規定により無料で取り扱うことができるとされている場合 |
| | | イ 法令に基づき国又は他の地方公共団体から事務上の必要により請求があった場合 |
| | | ウ 生活保護世帯（保護費に含まれるものを除く）、市民税非課税世帯 |
| | | エ 被災等の理由により必要な場合（罹災証明書を持参し、当該被災に係る申請に限る） |
| | | オ 本市事業に協力する場合（例：公園清掃に伴うごみ処分など） |

（出所）横浜市「市民利用施設等の利用者負担の考え方」について」

以上を踏まえ、財政課は、各施設所管課の状況把握、減免標準例の策定などの所管課への整備支援、未整備である所管課への働きかけ、整備・明示状況の進捗確認などに積極的に取り組むべきであると考えている。

意見 11 高齢者の減免の取扱いについて（財政課）

千葉市の使用料の設定においては、市内在住の高齢者については全額を免除する、あるいは2割を減額する、といった取扱いが多数見られる。

千葉市では、高齢者の定義を、かつては60歳以上としていた施設もあったが、現在では他政令市の状況、高齢者福祉サービス・介護サービスや年金の制度等を踏まえて、「満65歳以上」としている。また、減免割合も、かつては5割減免という施設もあったが、現在では「2割減免」として運用している。

小学生や中学生と異なり、高齢者は健康状態や勤労実態も含めて置かれた状況は人によってまちまちであることに加えて、今後ますます進展する高齢化に伴い、高齢者にも受益者負担を求めることは合理的と考える。

この点、高齢者の健康づくりや介護予防の推進といった市の政策的見地から、高齢者の受益者負担を軽減化する又はゼロにするという考え方はあり得るが、どういった基準で無料にするか、2割引きとしているか、あるいは減額しないかについては、例えば【福祉的施設】と【スポーツ施設】と【収益型施設】とでは考え方も異なってくるし、施設間で全庁的な平仄を

合わせる必要があると思われる。

したがって、施設の分類、すなわち収益可能性や公的必要性を踏まえて、全庁的な整理を行い、「取扱要領」や減免要領等を通じて、高齢者に対してどこまで減免を認めるかについて、市の基本的考え方を整理して市民に示すことが望ましい。

第5 各論

1. 市民局

【1】千葉市民ゴルフ場施設利用料金

(1) 概要

千葉市民ゴルフ場は、スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るために設置された9ホールからなるゴルフ場である。

千葉市民ゴルフ場は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は内山緑地建設株式会社である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉市民ゴルフ場の位置づけは、収益可能性「大」、公的必要性「小」の【収益型施設】に分類されており、受益者負担割合は100%である。

| 項目 | 内容 | | | | |
|------------------------|---------------------|-------------------|-----------|--------|--------|
| 所管局部課名 | 市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉市民ゴルフ場の施設利用料金 | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成20年10月23日 | | | | |
| 利用条件 | 特になし | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市民ゴルフ場設置管理条例 | | | | |
| 使用料体系 | (施設利用料金) | | | | |
| | 施設 | 区分 | 金額（1人につき） | | |
| | | | 一般 | 高校生以下 | |
| | ゴルフコース | 9ホールまで | 平日 | 4,180円 | 2,080円 |
| | | | 休日 | 6,280円 | 3,130円 |
| | | 9ホールを超え、9ホールまでごとに | 平日 | 2,500円 | 1,250円 |
| | | | 休日 | 3,760円 | 1,880円 |
| ショット練習場 | ボール30個までごとに | | 200円 | | |
| (出所) 千葉市民ゴルフ場設置管理条例 別表 | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 使用料の減免 | <p>減免制度は以下のとおり</p> <p>ア 夏季・冬季特別割引 9ホールまで 一般 平日 3,370円、休日 5,400円</p> <p>イ 回数割引（通年） 3回の来場で1,000円割引（ジュニア（18歳以下）は500円割引）</p> <p>ウ 千葉市民を対象とした割引 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の日特別優待日：市民を対象に、市民の日において、休日料金を平日料金に割引 ・ふれあいパスポート：市内小中学生を対象に、夏季休暇期間中の平日において、最初の9ホールの利用を1,000円割引。 ・高齢者減免：市内在住の65歳以上を対象に利用料金2割引 </p> <p>エ 平日3～4人事前予約割引 <ul style="list-style-type: none"> ・プレー日前日までの3～4人での事前予約者を対象に、平日の9ホールの利用料金を割引。3人での申込みの場合：300円割引。4人での申込みの場合：500円割引 </p> |

（2）使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料の設定方針としては、民間企業と同等のサービスを提供する収益型施設として、受益者負担割合を100%と定め、利用料金を算出している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用173,470千円に対する使用料収入額185,823千円の割合は107%であり、千葉市の設定した受益者負担割合100%を満たしている。指定管理者は、一事業年度において剰余金が生じた場合に、指定管理者募集要項での「利益の還元¹²（剰余金の取扱い）について」を踏まえ、指定管理者から千葉市に利益の還元を行うこととされており、

¹² 利益の還元

指定管理者との協定において、剰余金（＝総収入額－総支出額）が総収入額の10%を超える場合に、超過分の1/2を千葉市に還元する状況がある。

令和6年度においては11,409千円が指定管理者から千葉市に還元されている。

当施設の使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 利用料金収入 | 177,290千円 | 182,713千円 | 185,823千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用件数の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 利用件数 | 43,266件 | 43,725件 | 44,638件 |

(出所) 所管課提出資料

施設の運営について、過去の実績を参考に以下の目標を定めている。

- ・施設利用者数：32,200人以上/年
- ・普及啓発に関する教室・イベント数：3教室またはイベント/年
- ・コンペ・競技会の開催数：15種類以上/年

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 171,633千円 | 173,580千円 | 173,470千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

下表のとおり、消費税率の変更を反映させるための料金の改定以外は行われていない。

(平成26年4月1日)

施設利用料金 改定 【理由】消費税率(5→8%)の変更によるもの

(令和元年10月1日)

施設利用料金 改定 【理由】消費税率（8→10%）

| | 平成 26 年改定後料金 | | 令和元年改定後料金 | |
|------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 平日 | 休日 | 平日 | 休日 |
| ゴルフコース（9ホールまで） | 一般：4,110円 高校生以下：2,050円 | 一般：6,170円 高校生以下：3,080円 | 一般：4,180円 高校生以下：2,080円 | 一般：6,280円 高校生以下：3,130円 |
| ゴルフコース（9ホールを超えて9ホールごと） | 一般：2,460 高校生以下：1,230円 | 一般：3,700円 高校生以下：1,850円 | 一般：2,500円 高校生以下：1,250円 | 一般：3,760円 高校生以下：1,880円 |
| ショット練習場 | 200円 | | 200円 | |

平成 29 年度に料金改定を検討した際には、改定は行わなかったものの、市内ゴルフ場や他自治体の同規模施設の利用料金と比較し、設定される利用料金に乖離が生じないことを確認している。

| ゴルフ場名 | 料金（平日） | ホール数 |
|-------------|---------------------------|-------|
| 千葉市民ゴルフ場 | 4,180円 | 9ホール |
| 本千葉カントリークラブ | 7,000円～17,000円 （変動料金制） | 27ホール |
| 平川カントリークラブ | 16,550円 | 18ホール |

受益者負担割合が設定した 100%の前後であるため、今後の使用料の改定予定はない。

財政課が定める公共料金設定基準をもとに、（向こう 5 カ年の管理運営コスト）／（向こう 5 カ年の想定利用者数）で求めた基本料金が 4,149 円と現行条例料金と同程度であったため、千葉市は設定されている現行の利用料金を適正なものとして判断している。

（3）監査の結果

意見 1 2 料金引き上げの検討について（スポーツ振興課）

【収益型施設】（受益者負担割合 100%）に分類された本施設は、民間事業者による代替可能性を有する。実際に、本施設は受益者負担割合 100%を満たしており、「設定基準」が想定した運

用となっているが、以下の観点から料金の見直しを視野に入れることが考えられる。

①安価な料金設定による民業圧迫リスク

公の施設にあつては、受益者負担経費に建設費用等のイニシャルコストを含めなくてよいため、これもコストとして料金で回収しなければならない民間企業と比べて、安価な料金を維持しやすい。スポーツ振興課が所管する施設では、100万円を超える大規模改修や施設の更新等の資金的支出は公費負担としているため、指定管理者は、利用料金収入で管理運営コスト（ランニングコスト）を回収できていれば受益者負担割合が100%と評価される。

このように価格競争の観点からは、民間事業者は不利な構造となっている。45ページでも記載したように、収益型施設に関しては、イニシャルコストを負担することにも合理性が認められる。そのため、他施設と比較した設備やサービスの充実度を考慮しつつ、民業圧迫とならないよう料金を引き上げることが考えられる。

②需要過多・混雑抑制と利用満足度向上

所管課によると、本施設は利用者数が多く、繁忙期には予約が満杯となることが常態化している実態があるとのことである。このような状況下では、料金の引き上げにより需要を一定部分調整し、混雑緩和・利用者の満足度の向上につなげることが期待される。

時間別料金体系などの需給制御機能を料金制度に組み込むことも考えられる。

あわせて、当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見5** **市外在住者料金の設定の積極的な検討について**を参照されたい。

【2】スポーツ施設利用料金

(1) 概要

スポーツ施設（千葉市高洲スポーツセンター、千葉市北谷津温水プール、千葉市みつわ台体育館、千葉市宮野木スポーツセンター、千葉市古市場体育館、千葉市相撲場、千葉市中田スポーツセンター、千葉市磯辺スポーツセンター）は、体育・スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するために設置された各種の運動施設である。

これら8つのスポーツ施設は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者はスポーツクラブNAS株式会社である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における8施設の位置づけは、いずれも収益可能性「中」、公的必要性「中」の【スポーツ施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

| 項目 | 内容 | | |
|-----------|--|-------|----------|
| 所管局部課名 | 市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 | | |
| 使用料の概要 | 下記のスポーツ施設の利用料金 | | |
| 施設利用開始年月日 | 高洲スポーツセンター 平成29年4月1日 北谷津温水プール 昭和55年11月1日 みつわ台体育館 昭和56年4月1日 宮野木スポーツセンター 平成元年6月3日 古市場体育館 平成4年4月18日 相撲場 平成8年10月2日 中田スポーツセンター 平成15年10月1日 磯辺スポーツセンター 平成29年4月1日 | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市スポーツ施設設置管理条例、千葉市スポーツ施設管理規則 | | |
| 利用条件 | 特になし | | |
| 使用料体系 | 使用料の種類が多様多様なので、代表的な施設である体育館の個人使用とプールについて記載する。 1 体育館利用料金 (1) 個人使用 | | |
| | 区分 | 2時間まで | 超過1時間につき |

| 項目 | 内容 | | | |
|-----------------------------|--|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| | 一般 | 220 円 | 110 円 | |
| | 中・高校生 | 100 円 | 50 円 | |
| | 小学生以下 | 70 円 | 35 円 | |
| | 備考 30 人以上の団体使用の場合は、1 割引とする。 | | | |
| | 2 プール利用料金 | | | |
| | 千葉県高洲スポーツセンター | | | |
| | 区分 | 2 時間まで | 超過 1 時間につき | |
| | 一般 | 220 円 | 110 円 | |
| | 中・高校生 | 100 円 | 50 円 | |
| | 小学生以下 | 70 円 | 35 円 | |
| 備考 30 人以上の団体使用の場合は、1 割引とする。 | | | | |
| 千葉県北谷津温水プール | | | | |
| 区分 | 通常 (7 月及び 8 月以外) | | 夏期 (7 月及び 8 月) | |
| | 基本料金 (2 時間ま で) | 超過料金 (超過 1 時間 につき) | 基本料金 (2 時間ま で) | 超過料金 (超過 1 時間 につき) |
| 一般 | 300 円 | 150 円 | 220 円 | 110 円 |
| 中・高校生 | 200 円 | 100 円 | 100 円 | 50 円 |
| 小学生以下 | 100 円 | 50 円 | 70 円 | 35 円 |
| 備考 30 人以上の団体使用の場合は、1 割引とする。 | | | | |
| (出所) 千葉県スポーツ施設設置管理条例 | | | | |
| 使用料の減免 | 減免対象は以下のとおり。 ・千葉県スポーツ施設管理規則第 7 条による減免 (1) 障害者 全額 (2) 障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために専用使用をする場合 全額 (3) 千葉県立の学校の体育教科の授業に使用する場合 全額 | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| | (4) 社会福祉法人が使用する場合 半額 (5) 体育スポーツ振興を主たる目的とした団体で市長が指定するものが、その主催するスポーツ活動のために使用する場合 半額 (6) その他特に必要がある場合として市長が定める場合 半額 ・ 高齢者は2割減免 ・ 指定管理者の提案による減免 (2割減免) 生活保護、母子家庭、失業中の世帯が対象 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料の設定方針としては、一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設として、受益者負担割合を50%と定めて、それを管理経費に乗じて利用料金収入(料金)を算定している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用306,058千円に対する使用料収入額77,065千円の割合は25%であり、50%からは下方に大きく乖離しており、管理運営費用の大部分は千葉市からの指定管理料で賄われている状況である。

使用料、利用者数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 使用料 | 68,375千円 | 74,765千円 | 77,065千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用者数の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 469,860人 | 465,714人 | 488,562人 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 332,272千円 | 300,118千円 | 306,058千円 |

(出所) 所管課提出資料

複数施設を一括で管理することによって管理に要する人員数を減らし、指定管理料の金額を抑えている。

③使用料の改定・見直し

使用料は下記のように改定してきている。

平成23年4月 「設定基準」に基づき改定

平成26年4月 消費税率改定(5%→8%)に伴い改定

令和元年4月 消費税率改定(8%→10%)に伴い改定

同施設では、他自治体の利用料金は特に参考にせず、「設定基準」に基づき、受益者負担額を考慮しつつ、改定が大幅な増額とならないように考慮している。

今後、令和8年4月1日に改定予定であり、施設の管理運営に要する費用、利用者数の令和5、6年度実績に基づき、一人当たりの利用料を算出した結果、受益者負担割合が50%を下回っていた施設があったため、現行料金の1.3倍の改定を行う。ただし、受益者負担割合50%を達成している施設については、料金改定を行わない予定である。

なお、料金改定は、体育館やスポーツ施設といった施設の種別ごとに一括で検討しており、同種別の施設では、基本的に利用料金及びその改定幅も同額となる。

(3) 監査の結果

意見 13 料金の継続的な引き上げの検討について（スポーツ振興課、財政課）

「取扱要領」では、指定管理者制度を導入する施設の利用料金に関して、「既に指定管理者と協定を締結している施設については、協定の見直しと合わせて適切に利用料金の見直しを行う」こととしている。

監査対象である 8 つのスポーツ施設の利用料金の改定は、消費税率の改定を反映することを目的とする場合を除けば、平成 23 年度以降実施されていない。

令和 6 年度の施設の管理運営に要する費用 306,058 千円に対する使用料収入額 77,065 千円の割合は 25%であり、あるべき受益者負担割合 50%とは大きく乖離する。

各施設は、次の指定管理の協定の見直しのタイミングである令和 8 年 4 月 1 日に各施設の現行料金の最大 1.3 倍とする料金改定を行う予定であるが、それを考慮しても、あるべき受益者負担割合である 50%には遠く及ばないため、今後も 5 年ごとの見直しのタイミングで継続的に引き上げて、受益者負担の適正化を図ることが求められる。

あわせて、当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見 5** 市外在住者料金の設定の積極的な検討についてを参照されたい。

【3】千葉公園総合体育館施設利用料金

(1) 概要

千葉公園総合体育館は、千葉公園内の体育館であり、老朽化した「千葉公園体育館」、「千葉市武道館」及び「千葉中央コミュニティセンター体育施設（プールを除く）」の機能を集約した総合的な体育施設である。

千葉公園総合体育館は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者はスポーツクラブ NAS 株式会社である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉公園総合体育館の位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「中」の【スポーツ施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|----------------|--------------|----|---------------|--|--------------|--------------|----------------|--------------|--------|---------|----------|--------------|--------|---------|----------|
| 所管局部課名 | 市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉公園にある総合体育館の利用料金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 令和5年4月20日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市都市公園条例、千葉市都市公園条例施行規則 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | <p>代表的な施設であるメインアリーナについて記載する。</p> <p>(1) 専用使用利用料金</p> <p>ア メインアリーナ</p> <p>全館使用利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入場料の類を徴収しない場合</th> <th rowspan="2">入場料の類を徴収する場合</th> </tr> <tr> <th>アマチュアが使用するとき</th> <th>アマチュア以外が使用するとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>9,180円</td> <td>55,080円</td> <td>220,320円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>9,180円</td> <td>55,080円</td> <td>220,320円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 入場料の類を徴収しない場合 | | 入場料の類を徴収する場合 | アマチュアが使用するとき | アマチュア以外が使用するとき | 午前9時から午後1時まで | 9,180円 | 55,080円 | 220,320円 | 午後1時から午後5時まで | 9,180円 | 55,080円 | 220,320円 |
| 区分 | 入場料の類を徴収しない場合 | | 入場料の類を徴収する場合 | | | | | | | | | | | | | | |
| | アマチュアが使用するとき | アマチュア以外が使用するとき | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午前9時から午後1時まで | 9,180円 | 55,080円 | 220,320円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 午後1時から午後5時まで | 9,180円 | 55,080円 | 220,320円 | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 | | | |
|--------|--|----------|-----------|-----------|
| | 午後5時から午後9時まで | 18,420 円 | 110,160 円 | 440,640 円 |
| | 午前9時から午後9時まで | 36,720 円 | 220,320 円 | 881,280 円 |
| | 時間外（1 時間につき） | 4,580 円 | 27,540 円 | 110,160 円 |
| | (出所) 千葉県都市公園条例 | | | |
| 使用料の減免 | <p>減免対象は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県都市公園条例施行規則第 14 条に定める減免 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者 全額 (2) 特定の施設の利用料金(個人使用によるものを除く。)については、次に掲げる場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために使用する場合 全額 イ 千葉県立の学校が体育教科の授業に使用する場合 全額 ウ 社会福祉法人が使用する場合 半額 エ 体育スポーツ振興を主たる目的とした団体で市長が指定するものが、その主催するスポーツ活動のために使用する場合 半額 (3) その他、特に必要がある場合として市長が定める場合 半額 ・ 高齢者は 2 割減免 ・ 指定管理者の提案による減免（2 割減免） 生活保護、母子家庭、失業中の世帯が対象 | | | |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料の設定方針としては、一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設として、受益者負担割合を 50%と定め、利用料金を算出している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用121,839千円に対する使用料収入額72,856千円の割合は60%であり、目標とする50%を超えている。

このため、利益還元制度を用いて千葉市に利益の一部を還元している。

当施設の使用料、利用者数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。総合体育館は令和5年に開館した新規施設であるため、令和4年の実績はない。

【使用料の推移】

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------|----------|
| 利用料金収入 | 52,490千円 | 72,856千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用者数】

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|
| 利用者数 | 160,973人 | 203,358人 |

(出所) 所管課提出資料

当施設は市内の老朽化した三施設を統合して開業した施設であるが、旧施設と比較して利用者数が3倍以上になった。要因は、千葉公園との一体的な開発や、旧三施設の有していなかった機能についても当施設に新たに整備していることが挙げられる。

施設の運営については、以下の目標を定めている。目標の達成のために需要の高い教室の実施やSNSによる広報を実施している。

- ・利用者数年間20万人
- ・各種教室・講座の開催 年間20回以上

【当施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 111,651千円 | 121,839千円 |

(出所) 所管課提出資料

スポーツ施設一括を管理している指定管理者が行うことで人件費等を削減している。

新規施設であることから、所管課において他市比較を実施している。

近隣他市の施設である、船橋アリーナのメインアリーナの料金(専用利用・2時間当たり)は以下のとおりである。

船橋アリーナのメインアリーナの広さが39m×60m、当施設の広さが44m×36mである。一般利用者を想定した場合、前者の1㎡、1時間当たりの料金が1.88円、後者が1.45円となることから、当施設の料金は他市施設よりも1時間当たりの面積における単価で比較した場合には、低い水準である。

| 施設名 | 種目名 | 一般 | 高校生 | 小中学生 |
|---------|---------------------------|--------|--------|------|
| メインアリーナ | バレーボール・ バスケットボール(1/3面) | 2,930円 | 1,610円 | 800円 |
| | 卓球・バドミントン(1/12面) | 730円 | 400円 | 200円 |

(出所) 船橋市のホームページから包括外部監査人が作成

③使用料の改定・見直し

令和5年4月20日に利用開始された施設であり、まだ使用料の改定実績はないが、今後の料金見直しとして、令和8年4月1日に改定を予定している。

新規施設にもかかわらず、料金改定を実施する理由は、同種施設の料金をまとめて検討・見直ししたためである。メインアリーナやトレーニング室といった施設区分ごとに管理コストを一括して料金単価を積算し直し、改定率を1.3倍として改定を実施する。

(3) 監査の結果

当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見5** **市外在住者料金の設定の積極的な検討について**を参照されたい。

上記のほかには、特に指摘すべき事項はない。

【4】こてはし温水プール施設利用料金

(1) 概要

こてはし温水プールは、体育・スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するために設置された屋内型の温水プールであり、流水プールやウォータースライダー、多目的ホールなど様々な施設を有している。

こてはし温水プールは、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者はコナミスポーツ・イオンディライトグループである。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」におけるこてはし温水プールの位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「中」の【スポーツ施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--------------------|----|-----------------|--------------------|----|------|------|-------|------|------|-------|------|-----|----|-------|----------|----|------|------|-------|------|-----|-------|-----|-----|
| 所管局部課名 | 市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | スポーツ施設利用料金（千葉県こてはし温水プール） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成11年4月28日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉県スポーツ施設設置管理条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | <p>【温水プール利用料金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本料金 (2時間まで)</th> <th>超過料金 (超過1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>中・高校生</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>小学生以下</td> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 30人以上の団体使用の場合は、1割引とする。</p> <p>【スポーツ室利用料金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2時間まで</th> <th>超過1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>220円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>中・高校生</td> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>小学生以下</td> <td>70円</td> <td>35円</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 基本料金 (2時間まで) | 超過料金 (超過1時間につき) | 一般 | 300円 | 150円 | 中・高校生 | 200円 | 100円 | 小学生以下 | 100円 | 50円 | 区分 | 2時間まで | 超過1時間につき | 一般 | 220円 | 110円 | 中・高校生 | 100円 | 50円 | 小学生以下 | 70円 | 35円 |
| 区分 | 基本料金 (2時間まで) | 超過料金 (超過1時間につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般 | 300円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中・高校生 | 200円 | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学生以下 | 100円 | 50円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 2時間まで | 超過1時間につき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般 | 220円 | 110円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中・高校生 | 100円 | 50円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学生以下 | 70円 | 35円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|---------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| | <p>備考 30人以上の団体使用の場合は、1割引とする。</p> <p>【多目的ホール・研修室利用料金】</p> <table border="1" data-bbox="464 426 1373 877"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 426 691 646">区分</th> <th data-bbox="691 426 824 646">午前 午前9時 ～正午</th> <th data-bbox="824 426 976 646">午後 午後1時～ 午後5時</th> <th data-bbox="976 426 1109 646">夜間 午後5時 30分～午 後9時</th> <th data-bbox="1109 426 1242 646">全日 午前9時 ～午後9 時</th> <th data-bbox="1242 426 1373 646">時間外 1時間 につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 646 691 701">多目的ホール</td> <td data-bbox="691 646 824 701">6,850円</td> <td data-bbox="824 646 976 701">9,130円</td> <td data-bbox="976 646 1109 701">11,990円</td> <td data-bbox="1109 646 1242 701">28,000円</td> <td data-bbox="1242 646 1373 701">3,420円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 701 691 756">研修室(1)</td> <td data-bbox="691 701 824 756">4,920円</td> <td data-bbox="824 701 976 756">6,550円</td> <td data-bbox="976 701 1109 756">8,610円</td> <td data-bbox="1109 701 1242 756">20,110円</td> <td data-bbox="1242 701 1373 756">2,440円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 756 691 810">研修室(2)</td> <td data-bbox="691 756 824 810">2,210円</td> <td data-bbox="824 756 976 810">2,950円</td> <td data-bbox="976 756 1109 810">3,870円</td> <td data-bbox="1109 756 1242 810">9,040円</td> <td data-bbox="1242 756 1373 810">1,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 810 691 877">研修室(3)</td> <td data-bbox="691 810 824 877">1,440円</td> <td data-bbox="824 810 976 877">1,950円</td> <td data-bbox="976 810 1109 877">2,610円</td> <td data-bbox="1109 810 1242 877">6,030円</td> <td data-bbox="1242 810 1373 877">730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 多目的ホールにおいて映像装置又は放送設備を使用する場合には、それぞれ各区分について1,080円（全日の場合は3,300円、時間外の場合は1時間につき360円）を加算する。</p> <p>（出所）千葉県スポーツ施設設置管理条例</p> | 区分 | 午前 午前9時 ～正午 | 午後 午後1時～ 午後5時 | 夜間 午後5時 30分～午 後9時 | 全日 午前9時 ～午後9 時 | 時間外 1時間 につき | 多目的ホール | 6,850円 | 9,130円 | 11,990円 | 28,000円 | 3,420円 | 研修室(1) | 4,920円 | 6,550円 | 8,610円 | 20,110円 | 2,440円 | 研修室(2) | 2,210円 | 2,950円 | 3,870円 | 9,040円 | 1,100円 | 研修室(3) | 1,440円 | 1,950円 | 2,610円 | 6,030円 | 730円 |
| 区分 | 午前 午前9時 ～正午 | 午後 午後1時～ 午後5時 | 夜間 午後5時 30分～午 後9時 | 全日 午前9時 ～午後9 時 | 時間外 1時間 につき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多目的ホール | 6,850円 | 9,130円 | 11,990円 | 28,000円 | 3,420円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修室(1) | 4,920円 | 6,550円 | 8,610円 | 20,110円 | 2,440円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修室(2) | 2,210円 | 2,950円 | 3,870円 | 9,040円 | 1,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修室(3) | 1,440円 | 1,950円 | 2,610円 | 6,030円 | 730円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | <p>減免制度の詳細は以下のとおりである。基本的には、「千葉県スポーツ施設管理規則」第7条に規定される利用料金の減額に該当するものに減免を適用している。</p> <p>以下には、指定管理者選定時に、現指定管理者が提案した減免制度が含まれる。</p> <p>【全額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者及びその介護者（※介護者は必要な人数分すべて対象） ・障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために使用する場合 ・千葉市立の学校が体育の強化の授業に使用する場合 ・「子供の日」、「スポーツの日」、「市民の日」、における温水プール、スポーツ室の個人利用料 ・「レディースデー」、「メンズデー」、「ファミリーデー」での温水プール、スポーツ室の個人利用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・花見川区へ配布するウェルカムチケットを提示する方の利用料金 ・「ふれあいパスポート」対象者の温水プールの利用料金 ・web アンケート制度の謝礼として市が提供する無料招待券を提示する方の利用料金 ・「ちばシティポイント」特典の無料招待券を提示する方の利用料金 <p>【5割免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が使用する場合 ・体育スポーツ振興を主たる目的とする団体（市長が指定する団体）でその主催するスポーツ活動のために利用する場合 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間パスポート ・回数券、定期券、65歳以上10回券 ・スポーツ室におけるスポーツ用具の無料貸出 ・トレーニング室利用時間を2時間から3時間に変更 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料の設定方針としては、一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設として、受益者負担割合を50%と定め、利用料金を算出している。

当施設は、スポーツ室・温水プール・多目的ホール及び研修室の3つの設備から構成されており、設備ごとに独立して料金の設定・改定を実施している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用225,921千円に対する使用料収入額55,873千円の割合は25%であり、50%からは下方に大きく乖離しており、管理運営費用の大部分が千葉市からの指定管理料で賄われている状況である。

使用料、利用者数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 使用料 | 27,627千円 | 54,709千円 | 55,873千円 |

(出所) 所管課提出資料

改修工事に伴う休館(令和3年11月～令和4年7月)及び新型コロナウイルス感染症対策の影響により、令和4年度は他の年度に比して使用料が少ない。

【利用者数の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 128,788人 | 254,287人 | 259,245人 |

(出所) 所管課提出資料

令和4年度利用者数が他の年度比で少ない理由は上記【使用料の推移】に記載の内容と同じである。

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 188,297千円 | 238,354千円 | 225,921千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

使用料は下記のように改定されてきている。

| | スポーツ室 | 温水プール | 多目的ホール、 研修室 | 改定概要 |
|----------|-------|------------|----------------|-------------------|
| | 個人使用 | 個人使用 | 専用使用 | |
| 平成11年4月 | 150 | 450(3時間) | 新設 | 新規設定 |
| 平成14年4月 | - | 改定300(2時間) | - | 改定 |
| 平成15年10月 | - | - | - | 新規設定 |
| 平成18年10月 | - | - | - | 新規設定 |
| 平成23年4月 | 改定 | - | 改定 | 「設定基準」に基づき1.5倍に改定 |

| | スポーツ室 | 温水プール | 多目的ホール、 研修室 | 改定概要 |
|-------------|-------|-------|----------------|-----------------------|
| | 個人使用 | 個人使用 | 専用使用 | |
| | 220 | | | |
| 平成 26 年 4 月 | 維持 | 維持 | 改定 | 消費税率の改定 (5→8%) による改定 |
| 令和元年 10 月 | 維持 | 維持 | 改定 | 消費税率の改定 (8→10%) による改定 |

(出所) 所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成

千葉市が定める公共料金改定基準に基づき、受益者負担額を考慮しつつ、改定が大幅な増額とならないように考慮している。

今後は、令和 8 年 4 月 1 日に料金改定を予定している。施設の管理運営に要する費用、利用者数を令和 5、6 年度の実績に置き換え、一人当たりの利用料を算出した結果、受益者負担割合が 50%を下回っていたため、物価上昇率を考慮し、多目的室及びスポーツ室・トレーニング室について現行料金の 1.3 倍とする料金改定を行う予定である。

なお、プールの受益者負担割合は 50%を上回っていたため、利用料金の改定を行わない。

(3) 監査の結果

意見 14 「共用部分」区分に要する管理運営コストの回収について (スポーツ振興課)

こてはし温水プールの利用料金の算定方法は、次の 3 つのステップからなる。

- ①施設全体の管理運営に要するコストを各施設区分に按分して料金原価を算出する
- ②料金原価のうち施設区分の受益者負担割合を乗じて、受益者負担経費を算定する
- ③利用者数などの経営条件を考慮して、料金を算定する

施設全体に共通する管理運営コストは、面積を基準として各施設に按分される。

施設全体の面積の 47.45%を占める「共用部分」に紐づけられたコストは、令和 5、6 年度平均で 109,033 千円となり、施設全体の管理運営コスト 235,410 千円の約 46%に及ぶ。

この「共用部分」の管理運営コストに対して、千葉市は受益者負担割合を 0%で設定している。その理由は、当施設の指定管理者は、隣接施設の千葉市花見川いきいきプラザの指定管理を併せて行っていること、「共用部分」は同施設との共用スペースとなっていること、かつ、いきいきプラザの受益者負担割合が 0%で設定されていること、である。

この取扱いには、①「共用部分」の管理運営コストの受益者負担割合を0%と設定していることが適切か、②「共用部分」の管理運営コストの算定方法は適切か、という2つの論点がある。

①「共用部分」の管理運営コストの受益者負担割合を0%と設定していることが適切か

「共用部分」の管理運営コストは、こてはし温水プールの各施設区分が、利用者にサービスを提供するために必要不可欠な間接費に該当する。そのため、「共用部分」が受益者負担割合0%の施設と共同管理されているからといって、そのコストを受益者負担の対象外にすることは適切ではない。

現行の取扱いは、こてはし温水プールのコストの一部を共用部分に配賦した上で、いきいきプラザの受益者負担割合を根拠に共用部分コストを受益者負担経費の対象外としている。これは、こてはし温水プールの料金原価に本来含めるべきコストを切り離すものであり、あるべき料金水準を歪める。

そのため、共用部分の管理運営コストについてはなんらかの基準を用いてこてはし温水プールといきいきプラザとに按分し、こてはし温水プールに帰属するコストについては、こてはし温水プールの受益者負担割合50%を乗じて受益者負担すべきコストを算定することが望ましい。

②「共用部分」の管理運営コストの算定方法は適切か

管理運営コストの按分が面積基準によって行われるために、施設全体の面積の半分を占める「共用部分」にコストが集中してしまっている。「共用部分」に按分された管理運営コストを料金の算定から対象外としているため、こてはし温水プール全体の管理運営コストの46%を料金に転嫁できていない。

コストの按分に面積基準を用いたことで、結果的に多くのコストを回収できていない現状は、受益者負担の適正化の観点から望ましくない。コストの按分基準を見直すことで、回収すべきコストの範囲を見直し、受益者負担を適正化すべきである。

具体的には、費用対効果の面を加味しつつ、管理運営コストの按分基準を費目ごとに設ける（例：人件費：配置人員数、事務費・委託費：業務に要する時間数）などの方法を採用することで、各施設区分へのコストの紐づけ、料金原価の正確性向上を実現すべきである。

あわせて、当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見5** **市外在住者料金の設定の積極的な検討について**を参照されたい。

【5】千葉ポートアリーナ施設利用料金

(1) 概要

千葉ポートアリーナは、スポーツの振興及び文化の向上を図るために設置された施設であり、各種スポーツや文化イベントで利用可能な「メインアリーナ」と市民のスポーツ活動に利用可能な「サブアリーナ」、トレーニング室等を備えている。

千葉ポートアリーナは、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は公益財団法人千葉市スポーツ協会である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉ポートアリーナの位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「中」の【スポーツ施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---------------|----|------------|----|--|--|----|----|---------|----------------|---------------|----|---------|--------------|----------|------------------|---------------|----------|--------------|------------|
| 所管局部課名 | 市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉ポートアリーナ施設利用料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成3年3月25日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉ポートアリーナ設置管理条例、同管理規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | <p>代表的なメインアリーナの専用使用について記載する。</p> <p>専用使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">メインアリーナ</td> <td rowspan="2">アマチュアスポーツによる使用</td> <td>入場料の類を徴収しない場合</td> <td rowspan="4">1日</td> <td>82,430円</td> </tr> <tr> <td>入場料の類を徴収する場合</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ以外による使用</td> <td>入場料の類を徴収しない場合</td> <td>660,000円</td> </tr> <tr> <td>入場料の類を徴収する場合</td> <td>1,320,000円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 区分 | | | 単位 | 金額 | メインアリーナ | アマチュアスポーツによる使用 | 入場料の類を徴収しない場合 | 1日 | 82,430円 | 入場料の類を徴収する場合 | 330,000円 | アマチュアスポーツ以外による使用 | 入場料の類を徴収しない場合 | 660,000円 | 入場料の類を徴収する場合 | 1,320,000円 |
| 区分 | | | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| メインアリーナ | アマチュアスポーツによる使用 | 入場料の類を徴収しない場合 | 1日 | 82,430円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 入場料の類を徴収する場合 | | 330,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | アマチュアスポーツ以外による使用 | 入場料の類を徴収しない場合 | | 660,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 入場料の類を徴収する場合 | | 1,320,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| | <p>備考</p> <p>1 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。</p> <p>2 前項に規定する時間以外の時間に使用する場合は、当該使用1時間（1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。）につきこの表に規定する金額に100分の12を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 メインアリーナ及びサブアリーナを日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合は、この表に規定する金額の1.2倍の額とする。</p> <p>（出所）千葉ポートアリーナ設置管理条例</p> |
| 使用料の減免 | <p>減免制度が適用される条件は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 障害者</p> <p>(2) 障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために専用使用をする場合</p> <p>(3) 千葉市立の学校が体育教科の授業に使用する場合のうち、当該学校が有する屋内体育施設が工事等で使用不可能である場合</p> <p>(4) 社会福祉法人が使用する場合</p> <p>(5) 体育スポーツ振興を主たる目的とした団体で市長が指定するものが、その主催するスポーツ活動のために使用する場合</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合</p> |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料金の設定方針としては、一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設として、受益者負担割合を50%と定め、利用料金を算出している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用333,415千円に対する使用料収入額127,297千円

の割合は38%であり、50%には達していない。

使用料、利用者数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 使用料 | 100,480千円 | 141,194千円 | 127,297千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用者数の推移】

| 施設区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 247,912人 | 353,222人 | 359,699人 |

(出所) 所管課提出資料

利用者数の増加にもかかわらず、使用料収入が減少している。これは、利用者数には貸館の利用者のみならず、試合の観戦者も含まれるため、利用者数と利用料金収入が必ずしも比例しないことによる。令和4年度から令和5年度にかけての利用者数の主な増加理由は、スポーツチームが当施設を本拠地としたことによるものである。

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 288,870千円 | 298,049千円 | 333,415千円 |

(出所) 所管課提出資料

現在は、修繕を逐一行っている状態であるが、重要なイベントで停電が起きたこともあり、大規模修繕を行うべき時期が来ていることは所管課でも認識している。

③使用料の改定・見直し

平成23年、平成26年に、一部の使用料を改定した。

メインアリーナ及びサブアリーナの専用利用については、他自治体の同規模施設の料金を調

査し、興行利用における競合性を考慮している。その他施設では、他自治体の利用料金は参考にしていない。

千葉市が定める公共料金改定基準に基づき、受益者負担額を考慮しつつ、改定が大幅な増額とならないように考慮している。

今後は、令和 8 年 4 月 1 日に改定を予定している。

施設の管理運営に要する費用、利用者数を令和 5、6 年度の実績に置き換え、一人当たりの利用料を算出した結果、受益者負担割合が 50%を下回っていたため、物価上昇率を考慮し、原則として、現行料金の 1.3 倍とする料金改定を行う。

メインアリーナ及びサブアリーナの専用利用については、国際大会等誘致の競争力を維持するため、他政令市アリーナ利用料金との均衡を図り、1.2 倍で改定を行う。

下表は、メインアリーナの令和 8 年改定の検討時に使用した料金比較資料である。他都市同規模のアリーナと比較して、料金単価が平均程度となるような改定料金となっている。

| 区分 | 面積 (㎡) | 利用料金 (円) (アマチュア・入場料なし) |
|------------------------|-----------|---------------------------|
| 当施設 (改定前) | 2,730 | 82,430 |
| 当施設 (改定後) | 2,730 | 98,910 |
| 横浜 BUNTAI (横浜市) | 2,531 | 228,800 |
| キッコーマンアリーナ (流山市) | 1,961 | 86,350 |
| とどろきアリーナ (川崎市) | 2,872 | 70,580 |
| サイデン化学アリーナさいたま (さいたま市) | 2,590 | 68,610 |
| 相模原ギオンアリーナ (相模原市) | 2,214 | 65,900 |
| 柏市中央体育館 (柏市) | - | 63,600 |
| 他市平均 | - | 97,307 |

(出所) 財政課提出資料

(3) 監査の結果

意見 15 料金の継続的な引き上げの検討について（スポーツ振興課、財政課）

「取扱要領」では、指定管理者制度を導入している施設の利用料金に関して、「既に指定管理者と協定を締結している施設については、協定の見直しと合わせて適切に利用料金の見直しを行う」こととしている。

千葉ポートアリーナの利用料金の改定は、消費税率の改定を反映することを目的とする場合を除けば、平成 23 年度以降実施されていない。

令和 6 年度の施設の管理運営に要する費用 333,415 千円に対する使用料収入額 127,297 千円の割合は 38%であり、あるべき受益者負担割合 50%とは大きく乖離する。

千葉ポートアリーナは、次の協定見直しのタイミングの令和 8 年 4 月 1 日に各施設の料金を 1.2 倍または 1.3 倍とする料金改定を行う予定であるが、それを考慮しても、あるべき受益者負担割合である 50%には及ばないため、今後も 5 年ごとの料金見直しのタイミングで継続的に引き上げて、受益者負担の適正化を図ることが求められる。

あわせて、当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見 5** 市外在住者料金の設定の積極的な検討についてを参照されたい。

【6】千葉アイススケート場施設利用料金

(1) 概要

千葉アイススケート場（アクアリンクちば）は、スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るために設置された通年スケートリンク場及び温浴施設である。

千葉アイススケート場は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は株式会社パティネレジャーである。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉アイススケート場の位置づけは、収益可能性「大」、公的必要性「小」の【収益型施設】に分類されており、受益者負担割合は100%である。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---------------|--------------|----|----|--|--|-----------------|---------------|--|---------------|--------------|----|--------|---------|---------|-----|--------|---------|---------|----------|------|---------|---------|-------|------|---------|---------|
| 所管局部課名 | 市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉アイススケート場利用料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成17年10月23日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉アイススケート場設置管理条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | 1 アイススケート場利用料金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">個人使用 (1回につき)</th> <th colspan="2">専用使用 (1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>入場料の類を徴収しない場合</th> <th>入場料の類を徴収する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1,460円</td> <td>24,080円</td> <td>97,420円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1,350円</td> <td>20,950円</td> <td>97,420円</td> </tr> <tr> <td>中学生又は小学生</td> <td>830円</td> <td>20,950円</td> <td>97,420円</td> </tr> <tr> <td>就学前児童</td> <td>410円</td> <td>20,950円</td> <td>97,420円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「一般」とは、18歳以上の者（高校生を除く。）をいう。次項において同じ。</p> | | | 区分 | 金額 | | | 個人使用 (1回につき) | 専用使用 (1時間につき) | | 入場料の類を徴収しない場合 | 入場料の類を徴収する場合 | 一般 | 1,460円 | 24,080円 | 97,420円 | 高校生 | 1,350円 | 20,950円 | 97,420円 | 中学生又は小学生 | 830円 | 20,950円 | 97,420円 | 就学前児童 | 410円 | 20,950円 | 97,420円 |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 個人使用 (1回につき) | 専用使用 (1時間につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 入場料の類を徴収しない場合 | 入場料の類を徴収する場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般 | 1,460円 | 24,080円 | 97,420円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高校生 | 1,350円 | 20,950円 | 97,420円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学生又は小学生 | 830円 | 20,950円 | 97,420円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就学前児童 | 410円 | 20,950円 | 97,420円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|------------------|----|--|-----------------|------------------|----|-------|----------|-----|-------|----------|----------|-------|----------|-------|-------|----------|
| | <p>2 温浴施設利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>個人使用 (1回につき)</th> <th>専用使用 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>510 円</td> <td>13,080 円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>410 円</td> <td>13,080 円</td> </tr> <tr> <td>中学生又は小学生</td> <td>300 円</td> <td>13,080 円</td> </tr> <tr> <td>就学前児童</td> <td>150 円</td> <td>13,080 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※温浴施設は本年度末で廃止されることが決定している。理由は、採算が悪化しており、加えてエネルギーの供給源であるごみ処理場の改修によるエネルギーの外部調達必要性により、さらなる採算性悪化が予期されることである。</p> <p>※駐車場に対しては、指定管理者の判断で料金を徴収していない。</p> | 区分 | 金額 | | 個人使用 (1回につき) | 専用使用 (1時間につき) | 一般 | 510 円 | 13,080 円 | 高校生 | 410 円 | 13,080 円 | 中学生又は小学生 | 300 円 | 13,080 円 | 就学前児童 | 150 円 | 13,080 円 |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 個人使用 (1回につき) | 専用使用 (1時間につき) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般 | 510 円 | 13,080 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高校生 | 410 円 | 13,080 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学生又は小学生 | 300 円 | 13,080 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就学前児童 | 150 円 | 13,080 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | <p>減免の対象は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者及びその介護者 5割減額 ・ 障害者が主体となって組織する競技団体 5割減額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の算定方法としては、利用料金で管理運営の経費を全て賄う独立採算制としており、受益者負担割合を100%として利用料金を算出している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用146,492千円に対する使用料収入額114,441千円の割合は78%であり、100%には達していない。

使用料、利用者数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| 施設区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| スケート場 | 108,388千円 | 105,427千円 | 106,822千円 |
| 温浴施設 | 8,277千円 | 7,945千円 | 7,619千円 |
| 合計 | 116,666千円 | 113,373千円 | 114,441千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用者数の推移】

| 施設区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| スケート場 | 61,232人 | 56,234人 | 58,727人 |
| 温浴施設 | 23,983人 | 23,084人 | 22,093人 |
| 合計 | 85,215人 | 79,318人 | 80,820人 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| スケート場 | 109,297千円 | 113,930千円 | 120,918千円 |
| 温浴施設 | 31,101千円 | 32,906千円 | 31,581千円 |
| 合計 | 134,894千円 | 141,123千円 | 146,492千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

使用料金の改定実績は以下のとおり。平成 23 年度の改定以降、消費税率の改定を反映するための改定のみにとどまっている。

| 施設区分 | H26.4 改定後料金 | | | H29.4 改定後料金 | | |
|----------|------------------|-----------------------|----------------------|------------------|-----------------------|----------------------|
| | 個人使用 (1 回につき) | 専用使用 (1 時間につき) | | 個人使用 (1 回につき) | 専用使用 (1 時間につき) | |
| | | 入場料の類 を徴収しない 場合 | 入場料の類 を徴収する 場合 | | 入場料の類 を徴収しない 場合 | 入場料の類 を徴収する 場合 |
| アイススケート場 | 1,440 円 | 23,650 円 | 95,650 円 | 1,460 円 | 24,080 円 | 97,420 円 |
| 温浴施設 | 510 円 | 12,850 円 | | 510 円 | 13,080 円 | |

同施設の利用料金の検討にあたっては、他自治体の同種施設を参考にしている。

近隣の同種施設の利用料金は下表のとおりである。民営の三井不動産アイスパーク船橋を除くと、当施設の料金水準は他の市営スケート場と比較して高い。

| 施設名 | 一般滑走料金 (個人使用) | 時間単位・利用時間帯等 |
|------------------------|------------------|---|
| 当施設 | 1,460 円 | 1 日フリー (営業時間 9:00~18:00) |
| 三井不動産アイスパーク船橋 (船橋市) | 1,500 円 | 一日フリー (平日 12:00~17:45 / 土日祝 10:00~17:00 の一般開放時間内) |
| 姉崎公園アイススケート場 (市原市) | 850 円 | 1 日フリー (営業期間 12~2 月の 10:00~ 18:40) |
| 江戸川スポーツランド (江戸川区) | 520 円 | 1 回入場 (平日 9:00~18:00 / 土日祝 10:00 ~18:00) (土日祝の混雑時は、2 時間の利用制限あり) |

(出所) 各施設のホームページをもとに包括外部監査人が作成

今後については、当面の間、使用料の改定予定はない。

当施設の利用料金は、自治体運営のアイススケート場としては他施設と比べてもすでに高い部類に入り、かつ、利用客確保等の観点から、料金の値上げには消極的である。

ただし、エネルギーの調達方法の変更が使用料の改定に影響を与える可能性がある。来年以降の5年は、隣接のごみ処理場改修のため、外部からのエネルギー調達を必要とすることとなる。

エネルギー調達に係る費用を全額指定管理者負担とした場合、当施設の採算はさらに悪化する。このままでは指定管理者のなり手が存在しなくなる。そのため、令和8年度以降は千葉市が一部電気代等を負担する。

なお、エネルギー調達関連の運用については以下のとおり。

- ①電気は千葉市で調達し、施設に供給する。
- ②調達に要した金額を指定管理者に請求する。
- ③収益が赤字だった場合には、2000万円を限度に千葉市が電気代等を負担する。

(3) 監査の結果

当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見5** **市外在住者料金の設定の積極的な検討について**を参照されたい。

上記のほかには、特に指摘すべき事項はない。

【7】千葉市文化センター施設利用料金

(1) 概要

千葉市文化センターは、市民の文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置された総合文化施設であり、コンサートや演劇などに対応可能なホール、スタジオやリハーサル室、展示施設等を完備している。

千葉市文化センターは、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は公益財団法人千葉市文化振興財団である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉市文化センター（代表施設であるアートホール）の位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「小」の【準収益型施設】に分類されており、受益者負担割合は70%である。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|-----------|--------|------------|------------|----------|--------|--------|------|--|--|------|-----|--|--|--|------|----|------------|--|--|--|--|--|--------|------------|----------|--|--|--------|----|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所管局部課名 | 市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉市文化センターのアートホールその他の施設を利用するにあたっての利用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成元年8月3日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市文化センター設置管理条例・千葉市文化センター管理規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | <p>千葉市文化センターは多種多様の施設から構成され、それぞれで料金が異なるため、ここでは代表的なアートホールについて記載する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区分</th> <th colspan="7">利用料金計算内訳表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">割増料</th> <th rowspan="2">営利営業</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">市外</th> <th colspan="3">入場料等徴収する場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>500円以下</th> <th>501～1,000円</th> <th>1,001円以上</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">アートホール</td> <td rowspan="4">平日</td> <td>9～12時</td> <td>17,790</td> <td>8,890</td> <td>3,550</td> <td>7,110</td> <td>10,670</td> <td>14,230</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>35,640</td> <td>17,820</td> <td>7,120</td> <td>14,250</td> <td>21,380</td> <td>28,510</td> </tr> <tr> <td>18～22時</td> <td>44,600</td> <td>22,300</td> <td>8,920</td> <td>17,840</td> <td>26,760</td> <td>35,680</td> </tr> <tr> <td>9～22時</td> <td>88,030</td> <td>49,010</td> <td>19,600</td> <td>39,210</td> <td>58,810</td> <td>78,420</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土日祝</td> <td>9～12時</td> <td>21,490</td> <td>10,740</td> <td>4,290</td> <td>8,590</td> <td>12,880</td> <td>17,190</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>43,010</td> <td>21,500</td> <td>8,600</td> <td>17,200</td> <td>25,800</td> <td>34,400</td> </tr> <tr> <td>18～22時</td> <td>53,850</td> <td>26,920</td> <td>10,770</td> <td>21,540</td> <td>32,310</td> <td>43,080</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9～22時</td> <td>118,350</td> <td>59,170</td> <td>23,870</td> <td>47,340</td> <td>71,010</td> <td>94,680</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | | 利用料金計算内訳表 | | | | | | | 基本料金 | 割増料 | | | | 営利営業 | 市外 | 入場料等徴収する場合 | | | | | | 500円以下 | 501～1,000円 | 1,001円以上 | | | アートホール | 平日 | 9～12時 | 17,790 | 8,890 | 3,550 | 7,110 | 10,670 | 14,230 | 13～17時 | 35,640 | 17,820 | 7,120 | 14,250 | 21,380 | 28,510 | 18～22時 | 44,600 | 22,300 | 8,920 | 17,840 | 26,760 | 35,680 | 9～22時 | 88,030 | 49,010 | 19,600 | 39,210 | 58,810 | 78,420 | 土日祝 | 9～12時 | 21,490 | 10,740 | 4,290 | 8,590 | 12,880 | 17,190 | 13～17時 | 43,010 | 21,500 | 8,600 | 17,200 | 25,800 | 34,400 | 18～22時 | 53,850 | 26,920 | 10,770 | 21,540 | 32,310 | 43,080 | | 9～22時 | 118,350 | 59,170 | 23,870 | 47,340 | 71,010 | 94,680 |
| 区分 | | 利用料金計算内訳表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基本料金 | | | 割増料 | | | | 営利営業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 市外 | 入場料等徴収する場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 500円以下 | 501～1,000円 | 1,001円以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アートホール | 平日 | 9～12時 | 17,790 | 8,890 | 3,550 | 7,110 | 10,670 | 14,230 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13～17時 | 35,640 | 17,820 | 7,120 | 14,250 | 21,380 | 28,510 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 18～22時 | 44,600 | 22,300 | 8,920 | 17,840 | 26,760 | 35,680 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 9～22時 | 88,030 | 49,010 | 19,600 | 39,210 | 58,810 | 78,420 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土日祝 | 9～12時 | 21,490 | 10,740 | 4,290 | 8,590 | 12,880 | 17,190 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13～17時 | 43,010 | 21,500 | 8,600 | 17,200 | 25,800 | 34,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 18～22時 | 53,850 | 26,920 | 10,770 | 21,540 | 32,310 | 43,080 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9～22時 | 118,350 | 59,170 | 23,870 | 47,340 | 71,010 | 94,680 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| | (出所) 所管課提出資料 千葉市文化センター設置管理条例では規定されていない時間区分別料金を設定しているのは、時間帯による人件費の差異を料金に転嫁するためである。 |
| 使用料の減免 | 減免制度の詳細は以下のとおりである。 (1) 千葉市が共催する行事 5割減額 (2) 社会福祉法人が、営利を目的としない文化活動等のために使用する場合 5割減額 (3) 千葉市文化振興財団がその他公益を増進し、次のアからウの全てに該当する共催他者事業 5割を限度として減額 ア 公共性・公益性が高いと判断できる集会又は催し物。 イ 市民全般を対象とし、市民文化の向上、市民福祉の増進又は男女共同参画社会の形成促進に寄与することが顕著である催し物。 ウ 政治・宗教を目的としない催し物。 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料の設定方針として、次のとおり受益者負担割合を定めて利用料金を算定している。

| 施設 | 受益者負担割合 |
|--------------------------------|---------|
| ホール、楽屋、セミナー室、リハ室、スタジオ、レコーディング室 | 70% |
| 和室、市民サロン、会議室 | 30% |

また、施設の運営について、過去の実績を参考に以下の目標を定めている。

| 成果指標 | 設定する目標 |
|--------|-----------------------|
| ホール稼働率 | 平日 46%以上 土日祝 76%以上 |

(出所) 所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用255,622千円に対する使用料収入額27,791千円の割合は11%であり、上記割合には達していない。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 使用料 | 50,820千円 | 62,385千円 | 27,791千円 |

(出所) 所管課提出資料

令和6年度は施設の老朽化による空調工事で9カ月休業していたことにより減少している。

【利用件数の推移】

| 施設名 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 利用件数(件) | 利用率(%) | 稼働率(%) | 利用件数(件) | 利用率(%) | 稼働率(%) | 利用件数(件) | 利用率(%) | 稼働率(%) |
| アートホール | 164 | 74.2 | 56.0 | 270 | 75.7 | 56.6 | 95 | 77.5 | 57.6 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 271,826千円 | 282,387千円 | 255,622千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

使用料は、平成23年度、平成26年度、令和元年度に改定している。

| 区分 | | 平成 23 年度 | 平成 26 年度 | 令和元年度 | |
|----------------------------|-------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| ア ー ト ホ ー ル | 平日 | 9～12 時 | 16,990 円 | 17,470 円 | 17,790 円 |
| | | 13～17 時 | 34,020 円 | 34,990 円 | 35,640 円 |
| | | 18～22 時 | 42,570 円 | 43,790 円 | 44,600 円 |
| | | 9～22 時 | 93,580 円 | 96,250 円 | 98,030 円 |
| | 土 日 祝 | 9～12 時 | 20,520 円 | 21,100 円 | 21,490 円 |
| | | 13～17 時 | 41,060 円 | 42,230 円 | 43,010 円 |
| | | 18～22 時 | 51,400 円 | 52,870 円 | 53,850 円 |
| | | 9～22 時 | 112,980 円 | 116,200 円 | 118,350 円 |

当施設のアートホールの利用料金の改定にあたっては、所管課が「設定基準」に基づく料金を積算の上、県内他都市同規模の文化ホールと比較している。下表は、令和 8 年 4 月 1 日より行われる千葉市内ホール（当施設含む）の料金改定の検討に用いられた料金比較表である。

1 座席当たりの利用料金について、市内の類似施設平均料金と、県内他都市の類似施設の平均料金を比較している。

千葉市内ホールの現行料金は他都市施設に比して低いが、料金改定により料金水準が逆転する見込みである。

| 区分 | | 利用料金 (平日・1 日) | 座席数 | 料金単価 (円/席) |
|--|------------------|------------------|-------|---------------|
| 千 葉 市 内 ホ ー ル の 平 均 | 現行料金 | 51,766 円 | 367.2 | 141.0 |
| | 改定後料金（改定率 1.3 倍） | | | 183.3 |
| 市川市文化会館 | | 56,370 円 | 448 | 125.8 |
| 浦安市音楽ホール（コンサートホール） | | 48,210 円 | 303 | 159.1 |
| 船橋市文化会館 | | 51,200 円 | 264 | 193.9 |
| 千葉県文化会館 | | 48,600 円 | 252 | 192.9 |
| 浦安市音楽ホール（ハーモニーホール） | | 31,440 円 | 201 | 156.4 |
| 県内他都市ホール平均 | | 47,164 円 | 293.6 | 160.8 |

今後、令和 8 年 4 月 1 日に改定を予定している。

施設の運営に関する目標値として施設稼働率を設定し、稼働率の向上を目指す中で、利用料金の値上げが施設稼働率に影響を与える可能性がある。

(3) 監査の結果

意見 16 料金の継続的な引き上げの検討について（文化振興課、財政課）

「取扱要領」では、指定管理者制度を導入する施設の利用料金に関して、「既に指定管理者と協定を締結している施設については、協定の見直しと合わせて適切に利用料金の見直しを行う」こととしている。

千葉市文化センターでは、平成 28 年度と令和 3 年度に指定管理期間の終了に伴う協定の見直しがあったが、料金改定が行われなかったため、消費税率の改定を反映することを目的とする場合を除けば、直近で行われた料金改定は、平成 23 年度まで遡る。

令和 6 年度の施設全体の受益者負担割合は 11%であり、施設全体の収入の大部分を占めるアートホールについて千葉市の設定したあるべき受益者負担割合 70%と大きく乖離がある。

千葉市文化センターは、次の協定見直しのタイミングの令和 8 年 4 月 1 日に各施設の料金を 1.3 倍とする料金改定を行う予定である。また、料金収入の増加のために、稼働率を向上させる取組（Wi-Fi 設置をはじめとした設備の向上等）を実施している。しかし、それを考慮しても、あるべき受益者負担割合 70%設定割合には遠く及ばないため、今後も 5 年ごとの見直しのタイミングで継続的に引き上げて、受益者負担の適正化を図ることが求められる。

意見 17 市外在住者料金の見直しについて（文化振興課、財政課）

「設定基準」では、市外在住者料金は市内在住者料金の 2 倍とすることを基本とすることとされている。

文化センターは、市外料金を市内料金の 1.5 倍としている。これは、文化センター設置管理条例の規定に基づくものであるが、1.5 倍とした積算資料は残っていない。文化振興課としては、「設定基準」に定められた 2 倍ルールを踏まえ、指定管理期間である 5 年ごとに、市外料金についても見直していく方針である。

しかし、令和 8 年 4 月 1 日に予定されている改定に係る、『R7 文化センター「公共施設使用料等施設使用料」に基づく施設使用料の試算調査用』調書上、市外在住者料金の改善を検討した形跡はなかった。

市内外の公平性の確保のために、市外在住者料金について引き上げを検討されたい。

【8】千葉市民会館施設利用料金

(1) 概要

千葉市民会館は、市民の文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置された、大ホール・小ホールや会議室等からなる文化施設である。

千葉市民会館は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は公益財団法人千葉市文化振興財団である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉市民会館（代表施設である大ホール・小ホール）の位置付けは、収益可能性「中」、公的必要性「小」の【準収益型施設】に分類されており、受益者負担割合は70%である。

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 所管局部課名 | 市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課 |
| 使用料の概要 | 千葉市民会館を利用するに当たっての利用料金 |
| 施設利用開始年月日 | 昭和 48 年 4 月 29 日 |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし |
| 根拠法令・条例 | 千葉市民会館設置管理条例、千葉市民会館管理規則 |
| 使用料体系 | 千葉市民会館は多種多様の施設から構成され、それぞれで料金が異なるため、ここでは代表的な大ホール・小ホールについて記載する。 |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|------------|-----------|------------|----------|--------|---------|------|------|-----|--|--|--|------|----|------------|--|--|--|--|--|--------|------------|----------|--|------|----|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">利用料金計算内訳表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="4">割増料</th> <th rowspan="2">営利営業</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">市外</th> <th colspan="3">入場料等徴収する場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>500円以下</th> <th>501～1,000円</th> <th>1,001円以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">大ホール</td> <td rowspan="4">平日</td> <td>9～12時</td> <td>18,720</td> <td>9,360</td> <td>3,740</td> <td>7,480</td> <td>11,230</td> <td>14,970</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>37,440</td> <td>18,720</td> <td>7,480</td> <td>14,970</td> <td>22,460</td> <td>29,950</td> </tr> <tr> <td>18～22時</td> <td>46,790</td> <td>23,390</td> <td>9,350</td> <td>18,710</td> <td>28,070</td> <td>37,430</td> </tr> <tr> <td>9～22時</td> <td>102,950</td> <td>51,470</td> <td>20,590</td> <td>41,180</td> <td>61,770</td> <td>82,360</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">土日祝</td> <td>9～12時</td> <td>24,330</td> <td>12,160</td> <td>4,860</td> <td>9,730</td> <td>14,590</td> <td>19,460</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>48,670</td> <td>24,330</td> <td>9,730</td> <td>19,460</td> <td>29,200</td> <td>38,930</td> </tr> <tr> <td>18～22時</td> <td>60,840</td> <td>30,420</td> <td>12,160</td> <td>24,330</td> <td>36,500</td> <td>48,670</td> </tr> <tr> <td>9～22時</td> <td>133,840</td> <td>66,920</td> <td>26,760</td> <td>53,530</td> <td>80,300</td> <td>107,070</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">小ホール</td> <td rowspan="4">平日</td> <td>9～12時</td> <td>5,500</td> <td>2,750</td> <td>1,100</td> <td>2,200</td> <td>3,300</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>11,310</td> <td>5,650</td> <td>2,260</td> <td>4,520</td> <td>6,780</td> <td>9,040</td> </tr> <tr> <td>18～22時</td> <td>16,790</td> <td>8,390</td> <td>3,350</td> <td>6,710</td> <td>10,070</td> <td>13,430</td> </tr> <tr> <td>9～22時</td> <td>33,800</td> <td>16,800</td> <td>6,720</td> <td>13,440</td> <td>20,160</td> <td>26,880</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">土日祝</td> <td>9～12時</td> <td>9,880</td> <td>4,940</td> <td>1,970</td> <td>3,950</td> <td>5,920</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>14,400</td> <td>7,200</td> <td>2,880</td> <td>5,760</td> <td>8,640</td> <td>11,520</td> </tr> <tr> <td>18～22時</td> <td>20,990</td> <td>10,490</td> <td>4,190</td> <td>8,390</td> <td>12,580</td> <td>16,790</td> </tr> <tr> <td>9～22時</td> <td>45,270</td> <td>22,630</td> <td>9,050</td> <td>18,100</td> <td>27,160</td> <td>36,210</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 所管課提出資料</p> <p>千葉市民会館設置管理条例では規定されていない時間区分別料金を設定しているのは、時間帯による人件費の差異を料金に転嫁するためである。</p> | 区分 | | 利用料金計算内訳表 | | | | | | 基本料金 | 割増料 | | | | 営利営業 | 市外 | 入場料等徴収する場合 | | | | | | 500円以下 | 501～1,000円 | 1,001円以上 | | 大ホール | 平日 | 9～12時 | 18,720 | 9,360 | 3,740 | 7,480 | 11,230 | 14,970 | 13～17時 | 37,440 | 18,720 | 7,480 | 14,970 | 22,460 | 29,950 | 18～22時 | 46,790 | 23,390 | 9,350 | 18,710 | 28,070 | 37,430 | 9～22時 | 102,950 | 51,470 | 20,590 | 41,180 | 61,770 | 82,360 | 土日祝 | 9～12時 | 24,330 | 12,160 | 4,860 | 9,730 | 14,590 | 19,460 | 13～17時 | 48,670 | 24,330 | 9,730 | 19,460 | 29,200 | 38,930 | 18～22時 | 60,840 | 30,420 | 12,160 | 24,330 | 36,500 | 48,670 | 9～22時 | 133,840 | 66,920 | 26,760 | 53,530 | 80,300 | 107,070 | 小ホール | 平日 | 9～12時 | 5,500 | 2,750 | 1,100 | 2,200 | 3,300 | 4,400 | 13～17時 | 11,310 | 5,650 | 2,260 | 4,520 | 6,780 | 9,040 | 18～22時 | 16,790 | 8,390 | 3,350 | 6,710 | 10,070 | 13,430 | 9～22時 | 33,800 | 16,800 | 6,720 | 13,440 | 20,160 | 26,880 | 土日祝 | 9～12時 | 9,880 | 4,940 | 1,970 | 3,950 | 5,920 | 7,900 | 13～17時 | 14,400 | 7,200 | 2,880 | 5,760 | 8,640 | 11,520 | 18～22時 | 20,990 | 10,490 | 4,190 | 8,390 | 12,580 | 16,790 | 9～22時 | 45,270 | 22,630 | 9,050 | 18,100 | 27,160 | 36,210 |
| 区分 | | | | 利用料金計算内訳表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 基本料金 | 割増料 | | | | 営利営業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 市外 | 入場料等徴収する場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 500円以下 | 501～1,000円 | 1,001円以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大ホール | 平日 | 9～12時 | 18,720 | 9,360 | 3,740 | 7,480 | 11,230 | 14,970 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13～17時 | 37,440 | 18,720 | 7,480 | 14,970 | 22,460 | 29,950 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 18～22時 | 46,790 | 23,390 | 9,350 | 18,710 | 28,070 | 37,430 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 9～22時 | 102,950 | 51,470 | 20,590 | 41,180 | 61,770 | 82,360 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土日祝 | 9～12時 | 24,330 | 12,160 | 4,860 | 9,730 | 14,590 | 19,460 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13～17時 | 48,670 | 24,330 | 9,730 | 19,460 | 29,200 | 38,930 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 18～22時 | 60,840 | 30,420 | 12,160 | 24,330 | 36,500 | 48,670 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 9～22時 | 133,840 | 66,920 | 26,760 | 53,530 | 80,300 | 107,070 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小ホール | 平日 | 9～12時 | 5,500 | 2,750 | 1,100 | 2,200 | 3,300 | 4,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13～17時 | 11,310 | 5,650 | 2,260 | 4,520 | 6,780 | 9,040 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 18～22時 | 16,790 | 8,390 | 3,350 | 6,710 | 10,070 | 13,430 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 9～22時 | 33,800 | 16,800 | 6,720 | 13,440 | 20,160 | 26,880 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土日祝 | 9～12時 | 9,880 | 4,940 | 1,970 | 3,950 | 5,920 | 7,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13～17時 | 14,400 | 7,200 | 2,880 | 5,760 | 8,640 | 11,520 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 18～22時 | 20,990 | 10,490 | 4,190 | 8,390 | 12,580 | 16,790 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 9～22時 | 45,270 | 22,630 | 9,050 | 18,100 | 27,160 | 36,210 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | <p>減免の詳細は以下のとおりである。</p> <p>(1) 千葉市が共催する行事 5割減額</p> <p>(2) 社会福祉法人が、営利を目的としない文化活動等のために使用する場合 5割減額</p> <p>(3) 千葉市文化振興財団がその他公益を増進し、次のアからウの全てに該当する共催他者事業 5割を限度として減額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア公共性・公益性が高いと判断できる集会又は催し物。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ市民全般を対象とし、市民文化の向上、市民福祉の増進又は男女共同参画社会の形成促進に寄与することが顕著である催し物。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ政治・宗教を目的としない催し物。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料の設定方針として、以下の受益者負担割合を定めて利用料金を算定している。

| 施設 | 受益者負担割合 |
|--------------|---------|
| 大ホール、小ホール、楽屋 | 70% |
| 会議室 | 30% |

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用73,144千円に対する使用料収入額247,142千円の割合は30%であり、主要施設である大ホール・小ホールの受益者負担割合70%には達していない。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 使用料 | 62,916千円 | 72,071千円 | 73,144千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用件数の推移】

| 施設名 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|------|-----------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|
| | 利用 件数 (件) | 利用率 (%) | 稼働率 (%) | 利用 件数 (件) | 利用率 (%) | 稼働率 (%) | 利用 件数 (件) | 利用率 (%) | 稼働率 (%) |
| 大ホール | 342 | 88.2 | 65.9 | 374 | 95.3 | 73 | 371 | 94 | 73.9 |
| 小ホール | 252 | 66.5 | 45.3 | 267 | 68.7 | 49.4 | 267 | 71.3 | 50.4 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 239,418千円 | 240,192千円 | 247,142千円 |

(出所) 所管課提出資料

施設の運営について、過去の実績を参考に以下の目標を定めている。

| 成果指標 | 設定する目標 |
|---------|-----------|
| 大ホール稼働率 | 平日 59%以上 |
| | 土日祝 79%以上 |

(出所) 所管課提出資料

所管課が、「設定基準」に基づく料金を積算の上、県内他都市同規模の施設の料金と比較している。そして、財政課と改定案を調整し、改定料金の最終案を決定するというプロセスである。

令和2年度の料金改定の検討時、「設定基準」に基づいて、想定稼働率を加味した歳入が施設の管理運営に要する費用と近似するように料金の試算をしたところ、従前の料金を上回った。しかし、当時はコロナ禍であったため、料金改定を行わなかった。

②使用料の改定・見直し

平成23年度、平成26年度、令和元年度に料金改定をしている。

| | | | 平成23年度 | 平成26年度 | 令和元年度 |
|------|-----|--------|----------|----------|----------|
| 大ホール | 平日 | 9～12時 | 17,870円 | 18,380円 | 18,720円 |
| | | 13～17時 | 35,740円 | 36,760円 | 37,440円 |
| | | 18～22時 | 44,670円 | 45,940円 | 46,790円 |
| | | 9～22時 | 98,280円 | 101,080円 | 102,950円 |
| | 土日祝 | 9～12時 | 23,230円 | 23,890円 | 24,330円 |
| | | 13～17時 | 46,460円 | 47,790円 | 48,670円 |
| | | 18～22時 | 58,070円 | 59,730円 | 60,840円 |
| | | 9～22時 | 127,760円 | 131,410円 | 133,840円 |
| 小ホール | 平日 | 9～12時 | 5,250円 | 5,400円 | 5,500円 |
| | | 13～17時 | 10,790円 | 11,100円 | 11,310円 |
| | | 18～22時 | 16,040円 | 16,490円 | 16,790円 |
| | | 9～22時 | 32,080円 | 32,990円 | 33,600円 |
| | 土日祝 | 9～12時 | 9,430円 | 9,700円 | 9,880円 |
| | | 13～17時 | 13,750円 | 14,140円 | 14,400円 |

| | | | 平成 23 年度 | 平成 26 年度 | 令和元年度 |
|--|--|---------|----------|----------|----------|
| | | 18～22 時 | 20,040 円 | 20,610 円 | 20,990 円 |
| | | 9～22 時 | 43,220 円 | 44,450 円 | 45,270 円 |

(出所) 所管課提出資料

当施設のホールの利用料金の改定に当たっては、県内他都市同規模の文化ホールと比較している。

下表は、令和 8 年 4 月 1 日より行われる大ホール・小ホールの料金改定の検討に用いられた料金比較表である。1 座席当たりの利用料金について、市内の類似施設平均料金と、県内他都市の類似施設の平均料金を比較している。

大ホール・小ホールいずれの現行料金も、県内他都市ホールよりも低い水準である。また、改定後料金については、財政局調整の結果、大ホールの料金が県内他都市ホールに比べて低く、小ホールの料金が県内他都市ホールに比して高くなる。

【大ホールの料金比較】

| 区分 | | 利用料金 (平日・1 日) | 座席数 | 料金単価 (円/席) |
|------------|-------------------|------------------|-------|---------------|
| 千葉市 | 現行料金 | 102,950 円 | 1,001 | 102.8 |
| 民会館 | 改定後料金 (改定率 1.3 倍) | 133,830 円 | 1,001 | 133.6 |
| 浦安市文化会館 | | 123,750 円 | 1,188 | 104.2 |
| 習志野市文化ホール | | 303,380 円 | 1,475 | 205.7 |
| 船橋文化会館 | | 126,470 円 | 1,000 | 126.5 |
| 県内他都市ホール平均 | | 184,533 円 | 1,221 | 151.1 |

(出所) 所管課提出資料

【小ホールの料金比較】

| 区分 | | 利用料金 (平日・1 日) | 座席数 | 料金単価 (円/席) |
|-------|------|------------------|-------|---------------|
| 千葉市内ホ | 現行料金 | 51,766 円 | 367.2 | 141.0 |

| 区分 | | 利用料金 (平日・1日) | 座席数 | 料金単価 (円/席) |
|---------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| ールの平均 | 改定後料金 (改定率 1.3 倍) | | | 183.3 |
| 市川市文化会館 | | 56,370 円 | 448 | 125.8 |
| 浦安市音楽ホール (コンサートホール) | | 48,210 円 | 303 | 159.1 |
| 船橋市文化会館 | | 51,200 円 | 264 | 193.9 |
| 千葉県文化会館 | | 48,600 円 | 252 | 192.9 |
| 浦安市音楽ホール (ハーモニーホール) | | 31,440 円 | 201 | 156.4 |
| 県内他都市ホール平均 | | 47,164 円 | 293.6 | 160.8 |

(出所) 所管課提出資料

今後、令和 8 年 4 月 1 日に、各施設の料金が現行料金の 1.3 倍となる改定を予定している。

施設の運営に関する目標値として施設稼働率を設定し、稼働率の向上を目指すなかで、利用料金の値上げが施設稼働率に影響を与える可能性がある。

(3) 監査の結果

千葉市民会館については、受益者負担割合があるべき水準である 70% に遠く及ばないことから、継続的な料金引き上げを検討する必要があるが、これについては、同じ文化振興課所管の施設である千葉市文化センターと同様であるため、内容については **意見 16** **料金の継続的な引き上げの検討について** を参照されたい。

また、市外在住者料金について 1.5 倍としているが、これを是正すべく、受益者負担の適正化に取り組む必要があるが、これについても、同じ文化振興課所管の施設である千葉市文化センターと同様であるため、内容については **意見 17** **市外在住者料金の見直しについて** を参照されたい。

【9】千葉市美術館施設利用料金

(1) 概要

千葉市美術館は、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するために設置された美術館であり、浮世絵や江戸絵画、現代美術の展覧会を中心に開催している。

千葉市美術館は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は公益財団法人千葉市教育振興財団である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉市美術館の位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「中」の【広域型便益提供施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

また、施設全体での稼働率目標は48%とされている。

| 項目 | 内容 | | | | |
|-----------|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 所管局部課名 | 市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課 | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉市美術館を利用するにあたっての利用料金 | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成7年11月3日 | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市美術館条例、千葉市美術館管理規則 千葉市美術館利用料金の減免に関する制定事項 | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | |
| 使用料体系 | 貸出施設の施設利用料金 | | | | |
| | 区分 施設名 | 午前 10:00 ~ 13:00 | 午後 13:00 ~ 17:00 | 夜間 17:00 ~ 21:00 | 全日 10:00 ~ 21:00 |
| | 市民ギャラリー | 1日につき 各9,600円 | | | |
| | さや堂ホール | 6,720円 | 8,960円 | 8,960円 | 22,100円 |
| | 講堂 | 3,510円 | 4,680円 | 4,680円 | 11,500円 |
| | 講座室 | 1,580円 | 2,110円 | 2,110円 | 5,200円 |
| | 市民アトリエ1 | 1,920円 | 2,560円 | 2,560円 | 6,300円 |

| 項目 | 内容 | | | | | |
|---------------|--|--------|--------|--------|---------|--|
| | 市民アトリエ2 | 1,920円 | 2,560円 | 2,560円 | 6,300円 | |
| | ワークショップ ルーム | 4,560円 | 6,080円 | 6,080円 | 15,000円 | |
| | 美術館観覧料 | | | | | |
| | 常設展観覧料 | 500円 | | | | |
| | 企画展観覧料 | 2,000円 | | | | |
| (出所) 千葉県美術館条例 | | | | | | |
| 使用料の減免 | <p>千葉県美術館利用料金の減免制度の概要は以下のとおりである。</p> <p>①観覧料</p> <p>【全額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒、引率の教職員 ・障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者等 ・「千葉県美術館友の会」の会員 ・千葉市民の日に観覧する者 ・千葉市が実施する市内大学・短大新入生等対象施設無料開放の対象者 ・日本博物館協会の会員 ・国際美術評論家連盟、国際博物館会議の会員 ・千葉県美術館企画展招待券を提示した者 ・その他官庁が必要と認めたもの <p>(常設展のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の65歳以上の者 <p>【2割減額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20人以上の団体 ・「友の会」一般会員の同伴者 ・下記の入場券の半券や会員証を有している者 | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県市町村職員共済組合が発行する遊園施設入園券 ・ 千葉県職員互助会が発行する宿泊・入園等利用権 ・ 勤労者福祉サービスセンター会員証 ・ 千葉市科学館メンバーズカード又は入場券の半券 ・ 千葉市動物公園年間パスポート又は入場券の半券 ・ 千葉市モノレールフリーきっぷ ・ 千葉海浜交通バス海浜1日乗車券 ・ そごう千葉店ミレニアムカード 他 <p>②貸出施設の施設利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な団体が主催し、公益のために使用する場合 半額 ・ 社会福祉法人が非営利の文化活動等のために使用する場合 半額 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

現行の使用料の設定方針としては、千葉市美術館条例第13条第2項の別表第2に定められた額の範囲内において、その最大額としている。当施設の受益者負担区分に基づく受益者負担割合は50%である。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の指定管理業務に係る施設（全体）の管理運営に要する費用622,086千円に対する使用料収入額53,842千円（＝施設利用料金収入15,830千円＋観覧料収入38,012千円）の割合は9%程度であり、広域型便益提供施設におけるあるべき受益者負担割合の50%には遠く達していない。

使用料、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【指定管理業務の総収入の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定管理料 | 516,386千円 | 529,425千円 | 531,780千円 |
| 施設利用料金収入 | 14,292千円 | 16,252千円 | 15,830千円 |
| 観覧料収入 | 25,683千円 | 49,439千円 | 38,012千円 |
| その他収入（物販等） | 12,644千円 | 17,692千円 | 15,853千円 |
| 合計 | 569,005千円 | 612,808千円 | 601,475千円 |

（出所）所管課提出資料（各年度の収支計算書総括表（施設名：千葉市美術館））を基に包括外部監査人が加工

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 633,989千円 | 643,228千円 | 622,086千円 |

（出所）所管課提出資料（各年度の収支計算書総括表（施設名：千葉市美術館））を基に包括外部監査人が加工

③使用料の改定・見直し

平成26年度と令和2年度に消費税率改定に伴って改定した。

令和2年度の料金改定時に、想定稼働率を加味した歳入が施設の管理運営に要する費用と近似するように料金の試算をしたところ従前の料金を上回ったが、コロナ禍であったため、消費税率改定分を除いては従前の料金と同額とした。

貸出施設の使用料金の設定に当たっては、東京都現代美術館を参考にしている。規模も立地も仕様も異なるため、一概に比較できるものではないが、当施設の料金は東京都現代美術館よりも安価な設定となっている。

【東京都現代美術館】

| 時間帯 | 9時～12時 | 13時～17時 | 9時～17時 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 講堂（200人収容） | 10,500円 | 14,000円 | 24,500円 |
| 研修室1・2（各室40人収容） | 2,100円 | 2,800円 | 4,900円 |

また、観覧料についても、例えば、常設展の観覧料は、条例の上限では500円とされるが、

実際の観覧料は、千葉市美術館のホームページによると「大人 300 円 大学生 220 円」と設定されており、条例の上限に比べると安い料金設定となっている。

なお、今後の料金の改定時期は未定である。令和 7 年に改定の検討を実施したが、主に物価高騰による市民生活への影響などを踏まえ、料金を改定しなかった。

(3) 監査の結果

意見 18 料金の引き上げによる受益者負担の適正化について（文化振興課）

当施設の利用料金について、消費税率の改定を反映することを目的とする場合を除けば、平成 23 年度以降実施されていない。

令和 6 年度の受益者負担割合は 9%であり、「設定基準」上の【準収益型施設】の受益者負担割合 70%と大きな乖離がある。

また、「令和 6 年度指定管理者評価シート」によると、目標入場者 200,000 人に対して、実績は 167,916 人（目標達成率 83.96%）、利用料金収入は計画 95,636 千円に対して、実績 58,903 千円（計画達成率 61.59%）であり、運営についても厳しい状況にあることが伺える。

このような状況にあつて、令和 7 年度の使用料改定検討プロセスにおいては、値上げによる利用者減を防ぐ観点から改定を見送った。

上記の状況を踏まえると、受益者負担の適正化の実現は相当困難であると言わざるを得ないため、施設の受益者負担区分への分類を改めて検討するとともに、施設運営の収益性の改善と合わせて、適切な受益者負担を実現する利用料金の引き上げを積極的に検討すべきである。

意見 19 市外在住者料金の設定について（文化振興課、財政課）

当施設の利用料金は、市内在住者と市外在住者で区分が設けられていない。そのため、市外在住者であっても市内在住者と同額で施設の利用が可能となっている。

「設定基準」では、市外料金を市内料金の 2 倍とすることを基本とすることが示されている。

文化振興課は、市外料金を設けない根拠として、当施設が社会教育施設としての役割もあり、広く一般の方々に利用される開かれた運営を目指していることを挙げている。この理念は当施設の利用開始当初から変わっておらず、市外料金と市内料金の差を設けることに関する議論はほとんどなされていない。

一方で、当施設と同じく社会教育施設としての意義を有する日本国内の公立美術館では、佐

倉市立美術館（千葉県佐倉市）や東大阪市民美術センター（大阪府東大阪市）など、市内在住者と市外在住者で施設使用料（利用料金）を区別している事例が数多く見られる。

これらの事例を考慮すると、社会教育施設としての開かれたあり方と、市外料金導入による受益者負担の衡平性の確保の両立は、必ずしも不可能ではない。そのため、「設定基準」の遵守・公平性確保の観点から、施設の理念を実現できる範囲での市外料金の設定を検討すべきである。

2. 都市局

【1】千葉マリスタジアム施設利用料

(1) 概要

千葉マリスタジアム（ZOZO マリスタジアム）は、スポーツの振興及び文化の向上を図るために設置された約3万人を収容可能な大型の多目的野球場であり、プロ野球チームである千葉ロッテマリーンズのホームスタジアムとしても利用されている。

千葉マリスタジアムは、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は株式会社千葉ロッテマリーンズである。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉マリスタジアムの位置づけは、収益可能性「大」、公的必要性「小」の【収益型施設】に分類されており、受益者負担割合は100%である。

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 所管局部課名 | 都市局公園緑地部公園管理課 |
| 使用料の概要 | 千葉マリスタジアムの施設利用料 |
| 施設利用開始年月日 | 平成2年4月1日 |
| 根拠法令・条例 | 千葉マリスタジアム設置管理条例 |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし |
| 使用料体系 | 千葉マリスタジアムは、利用料金制度をとる指定管理施設である。 利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。 |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|-------------|----|----|-----------|--------|---------|-------------|---------|----------|---------|-------------|--------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|--------|----------|-----------------|----------------|-----------|---------------|-------------|----------|--------------|----------|-----------------------|----------|--------------|----------|-----------------|---------|--------------------------|----------|-----------------|----------|----------------|---------|-------------------------|----------|----------------|----------|----------------|----------------|-----------|---------------|-----------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 380 683 434">種別</th> <th data-bbox="683 380 1175 434">単位</th> <th data-bbox="1175 380 1388 434">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 434 683 600" rowspan="3">グラウンド（アマ）</td> <td data-bbox="683 434 1175 489">一般（1h）</td> <td data-bbox="1175 434 1388 489">9,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 489 1175 543">高校生、大学生（1h）</td> <td data-bbox="1175 489 1388 543">4,810 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 543 1175 600">小中学生（1h）</td> <td data-bbox="1175 543 1388 600">3,130 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 600 683 821" rowspan="4">グラウンド（アマ以外）</td> <td data-bbox="683 600 1175 655">試合（9 時-13 時）</td> <td data-bbox="1175 600 1388 655">660,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 655 1175 709">試合（13 時-17 時）</td> <td data-bbox="1175 655 1388 709">660,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 709 1175 764">試合（17 時-22 時）</td> <td data-bbox="1175 709 1388 764">825,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 764 1175 821">練習（1h）</td> <td data-bbox="1175 764 1388 821">19,800 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 821 683 980" rowspan="2">グラウンド（プロスポーツ以外）</td> <td data-bbox="683 821 1175 875">入場料を徴収しない（1 日）</td> <td data-bbox="1175 821 1388 875">550,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 875 1175 980">入場料を徴収する（1 日）</td> <td data-bbox="1175 875 1388 980">1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 980 683 1476" rowspan="9">スタンド（アマ）</td> <td data-bbox="683 980 1175 1035">一般（1000 人未満）</td> <td data-bbox="1175 980 1388 1035">19,800 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1035 1175 1089">一般（1000 人以上 5000 人未満）</td> <td data-bbox="1175 1035 1388 1089">39,600 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1089 1175 1144">一般（5000 人以上）</td> <td data-bbox="1175 1089 1388 1144">99,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1144 1175 1199">高、大学生（1000 人未満）</td> <td data-bbox="1175 1144 1388 1199">9,730 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1199 1175 1253">高、大学生（1000 人以上 5000 人未満）</td> <td data-bbox="1175 1199 1388 1253">19,680 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1253 1175 1308">高、大学生（5000 人以上）</td> <td data-bbox="1175 1253 1388 1308">49,330 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1308 1175 1362">小中学生（1000 人未満）</td> <td data-bbox="1175 1308 1388 1362">6,480 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1362 1175 1417">小中学生（1000 人以上 5000 人未満）</td> <td data-bbox="1175 1362 1388 1417">13,080 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1417 1175 1476">小中学生（5000 人以上）</td> <td data-bbox="1175 1417 1388 1476">33,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1476 683 1587" rowspan="2">スタンド（プロスポーツ以外）</td> <td data-bbox="683 1476 1175 1530">入場料を徴収しない（1 日）</td> <td data-bbox="1175 1476 1388 1530">495,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1530 1175 1587">入場料を徴収する（1 日）</td> <td data-bbox="1175 1530 1388 1587">990,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="456 1598 1036 1629">（出所）所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成</p> | 種別 | 単位 | 金額 | グラウンド（アマ） | 一般（1h） | 9,900 円 | 高校生、大学生（1h） | 4,810 円 | 小中学生（1h） | 3,130 円 | グラウンド（アマ以外） | 試合（9 時-13 時） | 660,000 円 | 試合（13 時-17 時） | 660,000 円 | 試合（17 時-22 時） | 825,000 円 | 練習（1h） | 19,800 円 | グラウンド（プロスポーツ以外） | 入場料を徴収しない（1 日） | 550,000 円 | 入場料を徴収する（1 日） | 1,100,000 円 | スタンド（アマ） | 一般（1000 人未満） | 19,800 円 | 一般（1000 人以上 5000 人未満） | 39,600 円 | 一般（5000 人以上） | 99,000 円 | 高、大学生（1000 人未満） | 9,730 円 | 高、大学生（1000 人以上 5000 人未満） | 19,680 円 | 高、大学生（5000 人以上） | 49,330 円 | 小中学生（1000 人未満） | 6,480 円 | 小中学生（1000 人以上 5000 人未満） | 13,080 円 | 小中学生（5000 人以上） | 33,000 円 | スタンド（プロスポーツ以外） | 入場料を徴収しない（1 日） | 495,000 円 | 入場料を徴収する（1 日） | 990,000 円 |
| 種別 | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| グラウンド（アマ） | 一般（1h） | 9,900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高校生、大学生（1h） | 4,810 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小中学生（1h） | 3,130 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| グラウンド（アマ以外） | 試合（9 時-13 時） | 660,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 試合（13 時-17 時） | 660,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 試合（17 時-22 時） | 825,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 練習（1h） | 19,800 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| グラウンド（プロスポーツ以外） | 入場料を徴収しない（1 日） | 550,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 入場料を徴収する（1 日） | 1,100,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スタンド（アマ） | 一般（1000 人未満） | 19,800 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般（1000 人以上 5000 人未満） | 39,600 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般（5000 人以上） | 99,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高、大学生（1000 人未満） | 9,730 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高、大学生（1000 人以上 5000 人未満） | 19,680 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高、大学生（5000 人以上） | 49,330 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小中学生（1000 人未満） | 6,480 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小中学生（1000 人以上 5000 人未満） | 13,080 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小中学生（5000 人以上） | 33,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スタンド（プロスポーツ以外） | 入場料を徴収しない（1 日） | 495,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 入場料を徴収する（1 日） | 990,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | <p data-bbox="456 1650 656 1682">減額・免除 有</p> <p data-bbox="456 1703 1388 1843">減免制度は千葉市都市公園条例施行規則第 14 条および千葉マリスタジアム管理規則第 7 条で定められており、詳細は以下のとおりであり、市長が特に必要であると認め、千葉マリスタジアム指定管理者管理運営の</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| | <p>基準にて具体的な内容を定めているものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者 ・ 障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために使用する場 合 ・ 千葉市立の学校が体育教科の授業に使用する場 合 ・ 社会福祉法人が使用する場 合 ・ 体育スポーツ振興を主たる目的とした団体で市長が指定するものが、そ の主催するスポーツ活動のために使用する場 合 ・ 千葉市協賛・後援大会の高校野球千葉県予選、幕張ビーチフェスタ、千葉 マリンマラソン、幕張新都心トライアスロン大会など |

「設定基準」において、原則として市外在住利用者に対する利用料金は市内利用者の2倍に設定する旨が明記されている。しかし、千葉マリスタジアムの使用料には市外料金が設定されておらず、利用者の居住地による負担区分が存在しない。

その理由は千葉マリスタジアムが千葉県から設置許可を受け、県立公園内に建設された施設であることから、市民だけでなく県民の利用を前提としているためである。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、「設定基準」を参考に設定した条例の範囲内で、指定業者が決められた料金を設定している。

現行の使用料は平成元年12月に千葉マリスタジアム設置管理条例を施行後、消費税率変更に伴う改定が行われたものである。アマチュア使用時の料金は同グレードの公設スタジアムの料金を参考に、できるだけ低額で使用できるようにしつつ、県内及び市内の他の野球場のバランスを配慮し設定したものである。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用1,007,809千円に対する使用料収入額397,233千円の割合は39%であり、設定された受益者負担割合の100%から大幅に乖離している。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|------------|------------|------------|
| 利用料金 | 392,166 千円 | 487,999 千円 | 397,233 千円 |

(出所) 所管課提出資料

令和5年度は収入額が大きいコンサート・イベント開催数が多く、多額となった。

【利用件数の推移】

| 施設名 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 利用件数 | 稼働率 | 利用件数 | 稼働率 | 利用件数 | 稼働率 |
| グラウンド | 137 件 | 91.5% | 106 件 | 92.7% | 118 件 | 90.3% |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|------------|--------------|--------------|
| 費用合計 | 969,892 千円 | 1,040,320 千円 | 1,007,809 千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

平成元年12月に千葉マリスタジアム設置管理条例施行時に料金が設定された後、消費税率の変更に伴い料金改定が行われた。

他自治体で千葉マリスタジアムと同様に市が所有しつつ指定管理施設となっているものとして(新)広島市民球場(マツダスタジアム(MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島))があり、その利用料は下表のとおりである。千葉マリスタジアムの料金水準は、広島市民球場と同程度となっている。

【(新) 広島市民球場の利用料】

| 種別 | 単位 | 利用料金 (平日) | 利用料金 (休日) |
|---------------------|-----------------|----------------------|--------------|
| グラウンド (アマ) | 一般 (1h) | 4,817 円 | 5,773 円 |
| | 小中学生 (1h) | 2,215 円 | 2,655 円 |
| グラウンド (アマ以外) | 昼間 | 851,400 円 | 1,021,330 円 |
| | 夜間 | 1,021,330 円 | 1,225,930 円 |
| グラウンド (プロスポーツ以外) | 入場料を徴収しない (1 日) | 1,793,600 円 | 2,151,630 円 |
| | 入場料を徴収する (1 日) | 入場料収入の 10/100 に相当する額 | |

※スタンド料金はグラウンド料金に含む

令和 7 年度に「設定基準」に基づき使用料試算を行った結果、グラウンド (アマ) の料金は、現行料金の約 5 倍となった。

しかし、令和 7 年度の改定では全庁的に市内スポーツ施設の料金改定を前回一斉改定時からの物価上昇率相当分 (1.3 倍) とすることとされたため、それにあわせ、令和 8 年 4 月からグラウンド及びスタンドの料金を以下のとおり、概ね 1.3 倍とすることを予定している。

【改定後料金】

| 種別 | 単位 | 金額 |
|------------------|------------------------|-------------|
| グラウンド (アマ) | 一般 (1h) | 12,870 円 |
| | 高校生、大学生 (1h) | 6,430 円 |
| | 小中学生 (1h) | 4,290 円 |
| グラウンド (アマ以外) | 試合 (9 時-13 時) | 858,000 円 |
| | 試合 (13 時-17 時) | 858,000 円 |
| | 試合 (17 時-22 時) | 1,072,500 円 |
| | 練習 (1h) | 25,740 円 |
| グラウンド (プロスポーツ以外) | 入場料を徴収しない (1 日) | 715,000 円 |
| | 入場料を徴収する (1 日) | 1,430,000 円 |
| スタンド (アマ) | 一般 (1000 人未満) | 25,740 円 |
| | 一般 (1000 人以上 5000 人未満) | 51,480 円 |

| 種別 | 単位 | 金額 |
|----------------|-----------------------|------------|
| | 一般（5000人以上） | 128,700円 |
| | 高、大学生（1000人未満） | 12,870円 |
| | 高、大学生（1000人以上5000人未満） | 25,740円 |
| | 高、大学生（5000人以上） | 64,350円 |
| | 小中学生（1000人未満） | 8,580円 |
| | 小中学生（1000人以上5000人未満） | 17,160円 |
| | 小中学生（5000人以上） | 42,900円 |
| スタンド（プロスポーツ以外） | 入場料を徴収しない（1日） | 643,500円 |
| | 入場料を徴収する（1日） | 1,287,000円 |

千葉マリスタジアムは「設定基準」の【収益型施設】に該当し、受益者負担割合100%の施設である。

なお、指定管理者との協定には下記の①②のうちいずれか大きい方の額を千葉市に利益還元するという条項があるが、ここ数年は②が①を大きく上回っており、仮に利用料金収入の増加により①が増加しても、千葉市への還元額が増える状況にはない。

| |
|--|
| ①剰余金（総収入額が総支出額を超える場合における超える部分の金額）が生じ、剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額 |
| ②広告看板収入に関する契約の契約金額の15% |

それにも関わらず、今回、料金を改定するのは、受益者負担の適正化及び物価高騰下においても、引き続き施設を適正に管理する必要があるためである。

千葉市は今回の使用料の見直しに伴い、値上げが利用者に還元されるように、一般利用に関する設備の修繕維持の費用である指定管理修繕費の下限を2,500万円から4,500万円に増額するよう、協定の変更を行ったところである。

（3）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【2】蘇我スポーツ公園

(1) 概要

蘇我スポーツ公園は、スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るために設置された運動公園であり、市民の多様化するレクリエーション需要に対応できるよう、幅広いスポーツに対応できる施設を備えている。球技専用の球技場である蘇我球技場（通称「フクダ電子アリーナ」。略称「フクアリ」）がその主要施設である。

蘇我スポーツ公園は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は SSP UNITED である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における蘇我スポーツ公園の位置づけは、収益可能性「大」、公的必要性「小」の【収益型施設】に整理されており、受益者負担割合は 100%である。

| 項目 | 内容 | | |
|-----------|-----------------------|-------------|-------------------|
| 所管局部課名 | 都市局 公園緑地部 公園管理課 | | |
| 使用料の概要 | 蘇我スポーツ公園内有料公園施設の施設利用料 | | |
| 施設利用開始年月日 | 図表 利用開始年月日 | | |
| | 施設名 | 通称 | 利用開始年月日 |
| | 蘇我球技場 | フクダ電子アリーナ | 平成 17 年 10 月 16 日 |
| | 多目的広場 | フクダ電子スクエア | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| | 庭球場 | フクダ電子ヒルスコート | 平成 23 年 4 月 23 日 |
| | 第 1 多目的グラウンド | フクダ電子フィールド | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| | 第 2 多目的グラウンド | フクダ電子グラウンド | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| | 円形野球場 | フクダ電子スタジアム | 令和元年 8 月 1 日 |
| | 第 3 多目的グラウンド | フクダ電子ゴルフパーク | 令和 3 年 9 月 1 日 |
| | スケートパーク | フクダ電子ボードエリア | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| | 駐車場 | — | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 根拠法令・条例 | 千葉県蘇我球技場条例、千葉県都市公園条例 | | |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----|---------------------|---------------|---------|-------|-------|--------|-----|-------|--------|------------|-------|--------|------------|-------|------|-------|-------|--------|------------|----|------|---------|-------|------|-------------------|-----|------|
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | <p>施設利用料</p> <table border="1" data-bbox="483 426 1344 978"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 426 794 480">施設名</th> <th data-bbox="794 426 1187 480">単位</th> <th data-bbox="1187 426 1344 480">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 480 794 535">蘇我球技場※¹</td> <td data-bbox="794 480 1187 535">フィールドのみ 2時間まで</td> <td data-bbox="1187 480 1344 535">24,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 535 794 590">多目的広場</td> <td data-bbox="794 535 1187 590">1面1時間</td> <td data-bbox="1187 535 1344 590">3,640円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 590 794 644">庭球場</td> <td data-bbox="794 590 1187 644">1面2時間</td> <td data-bbox="1187 590 1344 644">1,350円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 644 794 699">第1多目的グラウンド</td> <td data-bbox="794 644 1187 699">1面1時間</td> <td data-bbox="1187 644 1344 699">3,640円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 699 794 753">第2多目的グラウンド</td> <td data-bbox="794 699 1187 753">1面1時間</td> <td data-bbox="1187 699 1344 753">910円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 753 794 808">円形野球場</td> <td data-bbox="794 753 1187 808">1面1時間</td> <td data-bbox="1187 753 1344 808">1,650円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 808 794 863">第3多目的グラウンド</td> <td data-bbox="794 808 1187 863">1回</td> <td data-bbox="1187 808 1344 863">300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 863 794 917">スケートパーク</td> <td data-bbox="794 863 1187 917">4時間以内</td> <td data-bbox="1187 863 1344 917">200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 917 794 972">駐車場※²</td> <td data-bbox="794 917 1187 972">1時間</td> <td data-bbox="1187 917 1344 972">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="483 989 1377 1077">※¹ アマチュア以外がフィールドおよびスタンドの全部を使用する場合 707,140円（午前9時から午後10時まで）</p> <p data-bbox="483 1094 740 1129">※² 1日最大700円</p> <p data-bbox="483 1146 1377 1182">（出所）千葉県蘇我球技場条例、千葉県都市公園条例を基に包括外部監査人が作成。</p> | 施設名 | 単位 | 金額 | 蘇我球技場※ ¹ | フィールドのみ 2時間まで | 24,200円 | 多目的広場 | 1面1時間 | 3,640円 | 庭球場 | 1面2時間 | 1,350円 | 第1多目的グラウンド | 1面1時間 | 3,640円 | 第2多目的グラウンド | 1面1時間 | 910円 | 円形野球場 | 1面1時間 | 1,650円 | 第3多目的グラウンド | 1回 | 300円 | スケートパーク | 4時間以内 | 200円 | 駐車場※ ² | 1時間 | 100円 |
| 施設名 | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 蘇我球技場※ ¹ | フィールドのみ 2時間まで | 24,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多目的広場 | 1面1時間 | 3,640円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庭球場 | 1面2時間 | 1,350円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1多目的グラウンド | 1面1時間 | 3,640円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2多目的グラウンド | 1面1時間 | 910円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 円形野球場 | 1面1時間 | 1,650円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3多目的グラウンド | 1回 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スケートパーク | 4時間以内 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 駐車場※ ² | 1時間 | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | <p data-bbox="483 1203 1377 1291">減免制度は千葉県都市公園条例施行規則第14条で下記のように定められている。</p> <p data-bbox="483 1308 1377 1396">下記には市長が特に必要であると認め、千葉県蘇我スポーツ公園指定管理者管理運営の基準にて具体的な内容が定められているものを含む。</p> <ul data-bbox="483 1413 1377 1827" style="list-style-type: none"> ・ 障害者 ・ 障害者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために使用する場合 ・ 千葉市立の学校が体育教科の授業に使用する場合 ・ 社会福祉法人が使用する場合 ・ 体育スポーツ振興を主たる目的とした団体で市長が指定するものが、その主催するスポーツ活動のために使用する場合 ・ 命名権取得者に付与される施設を利用する権利を使用する場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の日に第3多目的グラウンドを使用する場合 ・ふれあいパスポート所持者が指定された日に第3多目的グラウンドを使用する場合 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、「設定基準」を参考に設定した条例の範囲内で、指定業者が決められた料金を設定している。当施設の受益者負担区分に基づく受益者負担割合は100%である。

条例料金は、平成17年に蘇我スポーツ公園の使用料を千葉マリスタジアムとの整合を図るとして23,100円に設定して以降、「設定基準」に基づき管理運営費×受益者負担率/年間総利用コマ数×稼働率にて料金単価を算出のうえ、市内類似施設、近隣自治体の料金と比較し、改定が行われている。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設（全体）の管理運営に要する費用493,708千円に対する使用料収入額248,200千円の割合は50%であり、上記割合には達していない。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 使用料 | 190,135千円 | 214,013千円 | 248,200千円 |

(出所) 所管課提出資料、指定管理者年度評価シートを基に包括外部監査人が作成

【利用件数の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 利用件数 | 12,269件 | 12,120件 | 12,966件 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|------------|------------|------------|
| 費用合計 | 471,688 千円 | 480,769 千円 | 493,708 千円 |

(出所) 所管課提出資料

②使用料の改定・見直し

使用料の推移は以下のとおりである。

| 年度 | 料金改定施設 | 改定後料金 |
|--------|------------|----------|
| 平成26年度 | 蘇我球技場 | 23,760 円 |
| | 多目的広場 | 4,110 円 |
| | 庭球場 | 1,330 円 |
| 平成28年度 | 多目的広場 | 3,470 円 |
| | 第一多目的グラウンド | 3,470 円 |
| 令和2年度 | 蘇我球技場 | 24,200 円 |
| | 多目的広場 | 3,640 円 |
| | 庭球場 | 1,350 円 |
| | 第1多目的グラウンド | 3,640 円 |
| | 第2多目的グラウンド | 910 円 |
| | 円形野球場 | 1,650 円 |

他自治体の同種施設利用料は下表のとおりであり、他自治体比で安価な水準となっている。

図表 ゴルフ場利用料

| 施設名 | 自治体名 | 金額 |
|----------------------|------|-------|
| 蘇我スポーツ公園 (2時間) | 千葉市 | 300 円 |
| 中田 SC グラウンドゴルフ (2時間) | 千葉市 | 300 円 |
| 高洲海浜公園パークゴルフ場 (1回) | 浦安市 | 490 円 |
| 泉公園パークゴルフ場 (1回) | 印西市 | 520 円 |
| 茜浜パークゴルフ場 (1回) | 習志野市 | 410 円 |
| 旭パークゴルフ場 (1回) | 旭市 | 500 円 |

(出所) 所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成。

図表 スケートパーク利用料

| 施設名 | 自治体名 | 金額 |
|-----------------|------|-------|
| 蘇我スポーツ公園 (4 時間) | 千葉市 | 200 円 |
| 上総更級運動公園 (1 日) | 市原市 | 200 円 |
| 舞浜運動公園 (4 時間) | 浦安市 | 220 円 |

(出所) 所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成

令和 6 年度にも見直しの検討が行われたものの、物価高騰による市民生活への影響などを踏まえ、改定が見送られた。

次回は、現在の指定管理者の指定期間が終了する令和 11 年度に改定の検討を予定している。

(3) 監査の結果

当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見 5** **市外在住者料金の設定の積極的な検討について**を参照されたい。

上記のほかには指摘事項は発見されていない。

【3】動物公園入園料

(1) 概要

千葉市動物公園は、人間の生活に深い関わりのある動物とのふれあいを通じて、自然に動物の生態を学べるレクリエーションの場として整備された公園であり、動植物公園（特殊公園）に位置付けられている。

千葉市動物公園は、開園 40 年を迎える動物園である。途中、遊園地の開園などもありながら、平成 26 年 3 月に、施設の老朽化や展示手法の刷新等を通じて来園者満足度の向上を図り、市民に身近な動物園としての存在と都市の活性化につなげる集客観光施設として再生を図ることを目的として、「千葉市動物公園リスタート構想」を掲げ、遊園地の閉園、展示施設のリニューアルや各種財政改革を進めてきている。

千葉市動物公園は、指定管理者制度を導入しておらず、千葉市が同園の利用による使用料を徴収している。

「設定基準」では、公の施設であっても、独立採算を前提とする施設は、「設定基準」の対象外とされる。千葉市動物公園は、千葉市により独立採算運営とされているため、その入園料は「設定基準」の対象外として整理されている。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | |
|--------------|---|----|-----|----|-------|-------|----|-----------|----|--------------|---------|
| 所管局部課名 | 都市局 公園緑地部動物公園 | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉市動物公園に係る入園料 | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 昭和 60 年 4 月 28 日 | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市都市公園条例、千葉市都市公園条例施行規則 千葉市動物公園入園料減免基準要綱 | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | (動物公園入園料) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>大人</td><td>800 円</td></tr><tr><td>中学生以下</td><td>無料</td></tr><tr><td>市内 65 歳以上</td><td>無料</td></tr><tr><td>年間パスポート (大人)</td><td>3,000 円</td></tr></tbody></table> (出所) 千葉市都市公園条例 | 区分 | 使用料 | 大人 | 800 円 | 中学生以下 | 無料 | 市内 65 歳以上 | 無料 | 年間パスポート (大人) | 3,000 円 |
| 区分 | 使用料 | | | | | | | | | | |
| 大人 | 800 円 | | | | | | | | | | |
| 中学生以下 | 無料 | | | | | | | | | | |
| 市内 65 歳以上 | 無料 | | | | | | | | | | |
| 年間パスポート (大人) | 3,000 円 | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 使用料の減免 | 減額・免除 有 ①千葉県都市公園条例施行規則第 13 条に規定される減免事由 【減免額は市長が決定】 ・教育上の目的により児童、生徒等が利用する場合 ・公益を増進すると認められる場合 ・市長が特に必要があると認める場合 ②千葉県動物公園入園料減免基準要綱に規定される減免事由 【全額免除】 ・障害者及びその介添人 1 名 ・市内在住の 65 歳以上の高齢者 ・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、認定こども園、千葉県保育ルーム事業実施要綱又は千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業実施要綱により認定を受けた施設等 【減免額は動物公園長が決定】 ・動物公園長が特に必要があると認める場合の当該対象者 |

動物公園事業特別会計の直近の決算の推移は下記のとおりである。

大局的には、イニシャルコストに該当する建設費とその財源たる市債を除くと、使用料では大半の事業費を賄えず、一般会計からの繰入金に依存していることが分かる。

(単位：千円)

| | 区分 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----|---------|---------|---------|-----------|
| 歳入 | 使用料(*1) | 329,501 | 285,809 | 310,299 |
| | 国庫支出金 | 1,735 | 0 | 851 |
| | 財産収入 | 1,287 | 1,287 | 1,628 |
| | 繰入金 | 568,358 | 671,588 | 643,372 |
| | 諸収入 | 24,313 | 24,726 | 21,530 |
| | 市債 (*2) | 260,000 | 234,000 | 1,095,000 |

| | 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|------------|-----------|-----------|-----------|
| | 繰越金 | 1,465 | 970 | 290 |
| | 合計 | 1,186,660 | 1,218,381 | 2,072,971 |
| 歳出 | 動物公園費 (*2) | 1,079,412 | 1,098,898 | 1,945,332 |
| | 公債費 | 106,277 | 119,193 | 127,638 |
| | 予備費 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 1,185,690 | 1,218,091 | 2,072,971 |

(出所) 各年度の千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書

(*1) 主に、入園料と駐車場使用料である。

(*2) 動物科学館学習展示施設改修等による施設整備費（工事請負費）とそれに対する起債額が計上されている。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

令和6年度に改定した入園料と駐車場使用料の設定方針としては、平成28年以降の管理運営費（施設委託料、光熱水費、飼料費、人件費等）の上昇分に対応するために現行の水準まで使用料を改定した。具体的には、平成28年度から令和4年度の電気代、ガス代、飼料費年間管理費用の上昇が約116%であったため、この上昇率を使用料改定の根拠とした。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設（全体）の管理運営に要する費用697,272千円に対する入園料収入額208,853千円の割合は30%であり、独立採算とはいえない状況である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【入園料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 入園料 | 218,416千円 | 190,724千円 | 208,853千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用者数の推移】

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 入園者数 | 666,118人 | 572,619人 | 562,037人 |
| うち有料入園者 | 308,773人 | 268,549人 | 269,370人 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用の推移】

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 748,348千円 | 698,379千円 | 697,272千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

「取扱要領」において、動物公園は独立採算を前提とすべき施設として取り扱われ、施設整備費（建設のために発行した市債の償還を含む。）、管理運営費など施設に係る全てのコストについて、中長期的に使用料収入で原価回収を図ることを前提に建設された施設として整理されている。

独立採算が前提であることにより、施設は「設定基準」の対象外とされ、「設定基準」の「料金単価の見直しは、受益者負担区分や管理運営コスト、利用状況等の見直しを行なったうえで、原則として5年ごとに行なう」という規定は直接的には適用されず、料金単価の見直しに対しては明確な規定がない。

そこで、料金単価をどの程度の周期で見直しているかを動物公園に質問したところ、昭和60年に施設の利用が開始されて以降は、平成28年、令和6年の2度にわたって料金単価が改定されていた。

| 区分 | ～平成28年3月31日 | ～令和6年5月31日 | 令和6年6月1日～ |
|-------------|-------------|------------|-----------|
| 大人 | 500円 | 700円 | 800円 |
| 中学生以下 | 100円 | 無料 | 無料 |
| 市内65歳以上 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 年間パスポート（大人） | 2,500円 | 2,500円 | 3,000円 |

なお、他の自治体の同種施設は下記のとおりである。

(上野動物園・多摩動物公園)

| | 個人 | 団体 (20 人以上) | 年間パスポート |
|-------------|-------|-------------|---------|
| 一般 | 600 円 | 480 円 | 2,400 円 |
| 65 歳以上 | 300 円 | 240 円 | 1,200 円 |
| 中学生 | 200 円 | 160 円 | — |
| 都内在住・在学の中学生 | 無料 | | — |
| 小学生 | 無料 | | — |

(よこはま動物園ズーラシア)

| | 個人 | 団体 (20 人以上) | 年間パスポート |
|--------|-------|-------------|---------|
| 一般 | 800 円 | 640 円 | 2,000 円 |
| 中人・高校生 | 300 円 | 240 円 | — |
| 小・中学生 | 200 円 | 160 円 | — |
| 小学生未満 | 無料 | | — |

(金沢動物園)

| | 個人 | 団体 (20 人以上) | 年間パスポート |
|--------|-------|-------------|---------|
| 一般 | 500 円 | 400 円 | 2,000 円 |
| 中人・高校生 | 300 円 | 240 円 | — |
| 小・中学生 | 200 円 | 160 円 | — |
| 小学生未満 | 無料 | | — |

(市川市動植物園)

| | 個人 | 団体 (20 人以上) | 年間パスポート |
|------|-------|-------------|---------|
| 大人 | 440 円 | 350 円 | 1,260 円 |
| 小人 | 110 円 | 80 円 | 310 円 |
| 未就学児 | 無料 | | — |

現状、今後の使用料の改定の予定はない。

(3) 監査の結果

独立採算を前提とすることの妥当性を検討するために、動物公園事業に係る決算書を閲覧したところ、下表のとおり、市債を除く歳入額のうち60%以上が一般会計繰入金によって賄われている状況であった。

なお、平成26年度は、「千葉市動物公園リスタート構想」を掲げた当時の決算の状況として掲載した。

動物公園事業特別会計の歳入合計（市債を除く）のうち一般会計繰入金が占める割合

| | 平成26年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入合計(A) | 982,700千円 | 1,186,660千円 | 1,218,381千円 | 2,072,971千円 |
| うち使用料 | 225,731千円 | 218,416千円 | 190,724千円 | 208,853千円 |
| うち市債(B) | 111,000千円 | 260,000千円 | 234,000千円 | 1,095,000千円 |
| 市債を除く歳入額 (C=A-B) | 871,700千円 | 926,660千円 | 984,381千円 | 977,971千円 |
| 一般会計繰入金(D) | 616,849千円 | 568,358千円 | 671,588千円 | 643,372千円 |
| 割合(D/C) | 70.8% | 61.3% | 68.2% | 65.8% |

(出所)「千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算書」を基に包括外部監査人が作成

(注) 令和6年度の歳入が令和5年度の倍近くに膨らんでいるのは、動物科学館の改修のために市債を10億円発行したためである。

意見20 動物公園入園料を設定基準の対象外としていることについて（動物公園、財政課）

千葉市動物公園は、千葉市では独立採算を前提とする施設として整理されており、その入園料は「設定基準」の対象から外れている。このため、使用料の算定に係る根拠が不明瞭となり、また、使用料の見直しの期間なども不明瞭な運用となっている。

また、「取扱要領」では、独立採算を前提とすべき施設の取扱いについて、「施設整備費、管理運営費など施設に係る全てのコストについて、中長期的に原価回収を図ることを前提に建設された施設」と規定されている。よって、独立採算を前提とする動物公園は、本来であれば、

運営に要する費用（ランニングコスト）だけでなく、施設整備等に要する費用（イニシャルコスト）も料金収入によって賄うことが必要となる。

したがって、仮に独立採算制を前提とする場合であっても、「設定基準」の【収益型施設】（公費負担 0%、受益者負担 100%）として位置付けることが望ましいと考える。

「設定基準」の対象外にすることと、対象にしたうえで受益者負担割合 100%とすることとは、一見するといずれも経費の 100%を材料で賄う点で同じように見えるが、建設費用であるところのイニシャルコストを受益者負担とする経費に含めるかどうかの違いに現れてくるものと理解している。

入園料を「設定基準」の対象にし、【収益型施設】に位置付けることで、イニシャルコストについては受益者（入園者）負担とせず、かつ、受益者（入園者）が負担する経費の範囲の明確化とあわせて、入園料の見直しを特定の根拠に基づき透明性高くできるようになるものと思われる。

意見 2 1 独立採算制を前提とすることの妥当性について（動物公園、財政課）

動物公園事業特別会計には、毎事業年度、市債を除く歳入額の 60%~70%を一般会計からの繰入金で賄っており、到底、独立採算で運営されているとは言い難い。このことは、平成 26 年に策定した「千葉市動物公園リスタート構想」においても、「動物園は集客施設であり、観光施設という位置づけであることから、新たな動物の導入や動物展示の見直しなど、定期的に一定の設備投資を実施し、リニューアルすることで集客が確保できるという側面があります。しかし、その費用は多額であり、入園料や市税だけで長期的に支え続けるには大きな負担となります。」とうたわれており、市でも過去から課題視していたことが分かる。

この収益性の構造は、少なくとも「千葉市動物公園リスタート構想」を掲げた平成 26 年度から大きくは変わっておらず、動物園の運営を独立採算させることはそもそも現実的ではない、とも考えられる。

なお、こうした状況は、千葉市に限らず、全国の（特に地方の）公営動物園が直面している問題と認識している。その一つの大きな要因が「安い入園料」にあることはよく指摘されることである。高度成長期に地方自治体がこぞって子ども向けの娯楽施設として動物園を設けたが、レジャー施設の多様化、バブル崩壊後の経済成長の停滞、なにより、公共施設であるから税で運営することが当然といった意識の中で料金をあげられず、財政難に陥ったのではないかと史料する。

近年では、公営動物園の存在意義自体を見直す動きもある。つまり、そもそも、動物園の受益者は入園者だけなのか、という問題である。もちろん、直接的な受益者が入園者であることは間違いないところであるが、動物園の意義として、かつての集客観光施設・娯楽施設・レクリエーション施設から、教育、調査・研究、種の保存といった意義を改めて付加・強調する公営動物園が増加している。このような整理の下では、受益者は、入園者だけでなく、間接的には住民全体にも及び、一定の公費負担の合理性も認められるのではないかと考える。

そして、千葉市動物公園でも、令和 6 年 11 月の博物館法に基づく博物館法上の登録博物館（国内の動物園としては 3 例目）や、絶滅危惧のある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく「認定希少種保全動物園等」への認定にむけて取り組んでいること等、近年は集客観光施設にとどまらず、社会教育施設としての側面が大きくなっている。これらの状況を考慮すると、受益者を入園者だけに限定して、入園料で運営に要する費用の全てを負担させることを施設運営の前提とするのは実態に合致していないと考える。

したがって、独立採算の前提を継続するかを改めて検証し、適切な公費負担や受益者負担の割合について検討する必要があると考える。

意見 2 2 高齢者の入園料の無料化の取扱いについて（動物公園）

動物公園は、小中学生及び市内在住の 65 歳以上の高齢者については入園料を無料としている。

包括外部監査人が確認したところでは、市内在住の 65 歳以上の高齢者（ただし年齢は、70 歳以上とするケースも多い）を無料にする施設は多い。ただし、通常の人（一般）と同額であるか、又は一定の割引に留めるといった施設も一定数ある。

小・中学生や高齢者をどこまで無料にするかというのはいろいろな意見があるとは承知するが、小・中学生が無料であることについては一定の意義は認められるとも考えられるのに対して、動物園が娯楽施設・集客観光施設、社会教育施設であることを踏まえると、高齢者を無料にする意義は乏しいと考える。

そのため、高齢者の有料化を検討することが望ましい。

【4】動物公園駐車場使用料

(1) 概要

千葉県動物公園駐車場は、千葉県動物公園に併設された駐車場である。

千葉県動物公園駐車場は、指定管理者制度を導入しておらず、千葉市が駐車場の利用による使用料を徴収している。

駐車場であるため、「設定基準」ではなく「千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針」に沿って料金が定められている。

なお、本使用料・管理料は、【3】の動物公園入園料とともに、一般会計ではなく、動物公園事業特別会計の中で計上される。

| 項目 | 内容 | | | | | | | |
|-----------|--|--|----|----|-----|-------|-----|---------|
| 所管局部課名 | 都市局 公園緑地部動物公園 | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉県動物公園の駐車場料金 | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 昭和 60 年 4 月 28 日 | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉県都市公園条例、千葉県都市公園条例施行規則 | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | |
| 使用料体系 | (駐車料金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通車</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>3,200 円</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 金額 | 普通車 | 800 円 | 大型車 | 3,200 円 |
| 区分 | 金額 | | | | | | | |
| 普通車 | 800 円 | | | | | | | |
| 大型車 | 3,200 円 | | | | | | | |
| 使用料の減免 | 減額・免除 有 【減免額は市長が決定】 千葉県都市公園条例施行規則第 13 条に規定される減免事由は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育上の目的により児童、生徒等が利用する場合 ・公益を増進すると認められる場合 ・市長が特に必要があると認める場合 千葉県動物公園駐車場使用料減免基準に規定される減免事由は以下の | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| | とおり。 【全額免除】 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳提示者 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、園周辺には民間の駐車場が少なく、民間駐車場との使用料比較が困難であることや、過度に使用料を値上げすることで、利便性低下や違法駐車が増加につながるおそれを踏まえて、入園料と同額を現行の使用料とすることとした。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用が不明のため、受益者負担割合の実績も不明である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 使用料 | 99,107 千円 | 83,577 千円 | 91,162 千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用台数の推移】

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 普通車 | 134,746 台 | 113,168 台 | 111,797 台 |
| 大型車 | 1,709 台 | 1,557 台 | 1,381 台 |
| 免除 | 8,459 台 | 7,688 台 | 8,468 台 |

(出所) 所管課提出資料

施設の管理運営に要する費用については、千葉市が駐車場にかかる費用を個別集計できてお

らず、割愛する。

③使用料の改定・見直し

使用料の推移は以下のとおりである。

| 区分 | ～平成 28 年 3 月 31 日 | ～令和 6 年 5 月 31 日 | 令和 6 年 6 月 1 日～ |
|-----|-------------------|------------------|-----------------|
| 普通車 | 500 円 | 700 円 | 800 円 |
| 大型車 | 2,100 円 | 2,800 円 | 3,200 円 |

(出所) 所管課提出資料

他自治体の同種施設の料金水準は以下のとおりである。

(横浜動物園ズーラシア)

| 区分 | 使用料 |
|-----|---------|
| 普通車 | 1,000 円 |
| 大型車 | 2,500 円 |

(金沢動物園)

| 区分 | 使用料 |
|-----|---------|
| 普通車 | 600 円 |
| 大型車 | 1,800 円 |

(市川市動植物園)

| 区分 | 使用料 |
|-----|---------|
| 普通車 | 500 円 |
| 大型車 | 2,000 円 |

今後の駐車場使用料の改定の予定はない。

(3) 監査の結果

意見 2 3 駐車場使用料の改定のタイミングについて (動物公園)

動物公園に係る駐車場使用料は「設定基準」及び「取扱要領」の対象外であり、料金単価の見直しについて必要な周期等は規定されていない。

平成 28 年及び令和 6 年の料金単価の改定は、動物公園の入園料の料金単価の改定に併せて行われたものだが、入園料を改定しないと駐車場使用料を改定できないという訳ではなく、それぞれで考えるべきである。

一般的に、駐車場は施設の修繕・保守に要するコストが低く、管理運営に要する費用が他の使用料と比較して低廉であると考えられ、収益性が高いといえる。このことから、料金単価の改定時期を入園料と別個とすることによる共通システムの仕様変更等の事務負担増加よりも収益増加によるメリットの方が大きいと考える。そのため、駐車場使用料については、入園料と分け、単独で料金単価の改定を検討・実施することが望まれる。

3. 保健福祉局

【1】平和公園墓地使用料・管理料

(1) 概要

千葉県平和公園は、市民の墓地に対するニーズに応えるために整備された一般墓地と合葬式樹木葬墓地からなる市営墓地であり、市民の憩いの場を兼ね備えている。

平和公園墓地は、指定管理者制度を導入しており、桜木霊園とともに、「桜木霊園・平和公園パートナーズ」が指定管理者である。ただし、利用料金制を採用していないため、平和公園墓地使用料・管理料は、市の歳入として計上される。

「設定基準」における平和公園墓地の位置づけは、収益可能性「大」、公的必要性「小」の【収益型施設】に分類されており、受益者負担割合は100%である。

なお、平和公園墓地使用料・管理料は、【2】の火葬施設使用料、【3】の葬儀式場使用料とともに、一般会計ではなく、霊園事業特別会計で計上される。

| 項目 | 内容 | |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------|
| 所管局部課名 | 保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課 | |
| 使用料の概要 | 平和公園墓地を使用するに当たっての使用料・管理料 | |
| 施設利用開始年月日 | 昭和47年7月1日 | |
| 根拠法令・条例 | 千葉県霊園設置管理条例、千葉県霊園管理規則 | |
| 利用条件 | 千葉市に1年以上居住しているものであること | |
| 使用料体系 | 区分 | 金額 |
| | 使用料 | 156,250 円/m ² |
| | 管理料 | 5,020 円/年 |
| 使用料の減免 | 減額・免除 有 【全額免除】 ・非課税世帯又は生活保護受給世帯 | |

霊園事業特別会計全体の収支は以下のとおりである。これは、平和公園墓地と桜木霊園墓地を合わせたものである。

大局的に把握すると、霊園事業収入で霊園事業費は賄えているが、斎場事業収入では斎場事業費は約30%程度しか賄えておらず、一般会計からの繰入金に頼っている状況が分かる。

(単位：千円)

| | 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------------|---------|---------|---------|
| 歳入 | 霊園事業収入 (*1) | 362,696 | 325,110 | 366,733 |
| | 斎場事業収入 (*2) | 154,607 | 163,928 | 169,082 |
| | 財産収入 | 1,510 | 1,512 | 1,742 |
| | 繰入金 | 315,665 | 334,675 | 286,956 |
| | 諸収入 | 700 | 599 | 3,820 |
| | 市債 | 12,000 | 82,000 | 42,000 |
| | 合計 | 847,180 | 907,825 | 870,336 |
| 歳出 | 霊園事業費 (*3) | 315,311 | 306,124 | 341,168 |
| | 斎場事業費 (*4) | 508,710 | 583,514 | 510,672 |
| | 公債費 | 23,158 | 18,187 | 18,540 |
| | 予備費 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 847,180 | 907,825 | 870,336 |

(出所) 各年度の千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書

(*1) 主に、墓地使用料及び墓地管理料である。

(*2) 主に、火葬施設使用料、葬儀式場使用料である。

(*3) 主に、桜木霊園・平和公園指定管理等に係る委託料である。

(*4) 主に、斎場指定管理等に係る委託料である。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料と管理料は下記の算式を基に設定している。

使用料：{(一般墓地用地取得費+整備費) + (墓域以外の整備費用)} ÷ 一般墓地の整備面積

管理料：墓地管理料充当経費 ÷ 墓地総区画数

このように、現状の平和公園墓地使用料の対象経費には、用地取得費及び整備費用（施設建設に要するコスト）が含まれており、「設定基準」の基本的考え方からは乖離している。

利用者からみれば、年間維持費（ランニングコスト）の一部負担として毎年支払う「管理費」

と異なり、墓地を使用することに対する対価である「墓地使用料」は契約時にしか払わない、いわば土地の借地権代のようなものである。したがって、墓地使用料金の算定に用地取得費や施設建設費などのイニシャルコストが含まれることは合理的である。

②受益者負担割合の実績

令和 6 年度の施設（全体）の管理運営に要する費用 156,142 千円に対する使用料収入額 163,182 千円の割合は 105%であり、上記の 100%を満たしている状況である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近 3 年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| 区分 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|------------|------------|------------|
| 使用料 | 125,781 千円 | 130,509 千円 | 163,182 千円 |
| 管理料 | 123,868 千円 | 122,677 千円 | 122,336 千円 |
| 合計 | 249,649 千円 | 253,186 千円 | 285,518 千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用区画数の推移】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 区画数 | 29,386 区画 | 29,138 区画 | 28,956 区画 |

(出所) 所管課提出資料

※総区画数は 30,807 区画

【施設の管理運営に要する費用】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|------------|------------|------------|
| 費用合計 | 148,222 千円 | 162,157 千円 | 156,142 千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

使用料は、下表のとおり、平成 12 年度以降、25 年間改定されていない。

| | 使用料 |
|-----------------|--------------------------|
| 昭和 47 年 | 17,600 円/m ² |
| 昭和 50 年 | 24,000 円/m ² |
| 昭和 54 年 | 32,000 円/m ² |
| 昭和 56 年 | 36,000 円/m ² |
| 昭和 58 年 | 40,000 円/m ² |
| 昭和 60 年 | 46,000 円/m ² |
| 平成元年 | 54,000 円/m ² |
| 平成 3 年 | 80,000 円/m ² |
| 平成 6 年 | 100,000 円/m ² |
| 平成 9 年 | 125,000 円/m ² |
| 平成 12 年 (現在に至る) | 156,250 円/m ² |

管理料は、平成 24 年度の料金設定以降は、消費税率の引き上げによる改定以外に料金改定されていない。

| | 管理料 |
|--------------|-----------|
| 平成 24 年 | 4,800 円/年 |
| 平成 26 年 | 4,930 円/年 |
| 令和元年 (現在に至る) | 5,020 円/年 |

千葉県内の他市の同種施設利用料は下表のとおりである。

平和公園墓地使用料(156,250 円/m²)は、八千代市に続く比較的高い料金設定となっている。

| 都市名 | 使用料 |
|------|--------------------------|
| 市川市 | 333,000 円/m ² |
| 船橋市 | 270,000 円/m ² |
| 八千代市 | 182,333 円/m ² |
| 千葉市 | 156,250 円/m ² |
| 習志野市 | 152,000 円/m ² |
| 浦安市 | 150,000 円/m ² |

| 都市名 | 使用料 |
|------|--------------------------|
| 四街道市 | 110,000 円/m ² |
| 成田市 | 97,125 円/m ² |
| 松戸市 | 84,800 円/m ² |
| 市原市 | 63,900 円/m ² |

平和公園墓地管理料（5,020 円/区画）は他市と比較して安価な料金設定となっている。

| 都市名 | 管理料 | |
|------|----------------------------|-------------|
| 千葉市 | 普通墓地、芝生墓地、林間墓地 | 5,020 円/区画 |
| 八千代市 | 市内 | 4,800 円/区画 |
| | 市外 | 5,760 円/区画 |
| 習志野市 | 1 区画 (4.5 m ²) | 6,330 円/区画 |
| 四街道市 | 普通墓地 | 13,800 円/区画 |
| | 芝墓地 | 18,900 円/区画 |
| 市原市 | 一般墓地 (5 m ²) | 3,450 円/区画 |
| | 芝生墓地 (5 m ²) | 6,400 円/区画 |
| 市川市 | 1 区画 (5 m ²) | 5,150 円/区画 |

今後は、令和 10 年 4 月の指定管理者選定に向けて、令和 9 年度に料金改定の検討を予定している。

(3) 結果

指摘事項は発見されていない。

【2】火葬施設使用料

(1) 概要

千葉市斎場は、火葬及び葬儀を行うために設置された無煙・無臭の火葬施設を備えていることを特徴とする斎場である。

千葉市斎場は、指定管理者制度を導入しており、「富士建設工業（株）・千葉グローブシップ（株）共同体」が指定管理者である。ただし、利用料金制を採用していないため、平和公園墓地使用料・管理料は、市の歳入として計上される。

「設定基準」における火葬施設の位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「大」に分類されており、受益者負担割合は20%である。

なお、火葬施設使用料は、一般会計ではなく、霊園事業特別会計で計上される。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---------|--|----|----|----|------------|--------|---------|------------|--------|---------|-------|--------|---------|--------------|--------|---------|
| 所管局部課名 | 保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉市斎場の施設等を利用するための使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成17年6月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市斎場設置管理条例、千葉市斎場管理規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | 〈火葬施設利用料〉 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 30%;">市内</th> <th style="width: 30%;">市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 12歳以上の遺体</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 12歳未満の遺体</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 死産児</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>エ その他（人体の一部）</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table> （出所）千葉市斎場設置管理条例 | | | 区分 | 市内 | 市外 | ア 12歳以上の遺体 | 6,000円 | 60,000円 | イ 12歳未満の遺体 | 3,000円 | 30,000円 | ウ 死産児 | 1,500円 | 15,000円 | エ その他（人体の一部） | 1,500円 | 15,000円 |
| 区分 | 市内 | 市外 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 12歳以上の遺体 | 6,000円 | 60,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 12歳未満の遺体 | 3,000円 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 死産児 | 1,500円 | 15,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ その他（人体の一部） | 1,500円 | 15,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | 減額・免除 有 【全額免除】 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条の規定により火葬を行う場合で、かつ死亡者の遺留金等により使用料の納付が不可能な場合に全額を免除 【一定の減額又は免除】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| | ・市内に設置されている医学・歯学の大学における人体解剖学の教育・研究のために提供された献体の火葬を行う場合で、当該献体に係る死亡者が市外居住者である場合に限り、市内居住者料金と市外居住者料金の差額を免除 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、「設定基準」の施行前に設定された独自の基準により料金設定を行っている。

しかし、設定当初の資料は残っておらず具体的な料金設定方法は不明との回答を得た。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用498,757千円に対する使用料収入額94,983千円の割合は19%であり、上記の20%と同水準である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 使用料 | 85,883千円 | 92,130千円 | 94,983千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用件数の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 利用件数 | 10,646件 | 10,702件 | 11,276件 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 487,724千円 | 563,617千円 | 498,757千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

下表のとおり、斎場設置時の料金設定から令和7年度まで火葬施設利用料は改定していない。非課税のため他の斎場施設利用料と異なり、消費税率引き上げによる改定も行っていない。

| | 設定・改定理由 | 12歳以上 | 12歳未満 | その他 |
|-------|---------|--------|--------|--------|
| 平成17年 | 斎場設置 | 6,000円 | 3,000円 | 1,500円 |
| ↓ | | ↓ | ↓ | ↓ |
| 令和7年 | | 6,000円 | 3,000円 | 1,500円 |

千葉県内他市の同種施設利用料は下表のとおりである。

千葉市斎場の火葬料金（市内：6,000円、市外：60,000円）は他市と比較するとかなり低い料金設定となっている。

| | 市内 | 市外 |
|-----------|---------|----------|
| 千葉市斎場 | 6,000円 | 60,000円 |
| しおかぜホール茜浜 | 11,000円 | 110,000円 |
| きみさらず聖苑 | 12,000円 | 70,000円 |
| さくら斎場 | 7,000円 | 100,000円 |
| ウイングホール柏 | 6,000円 | 82,500円 |
| 馬込斎場 | 11,000円 | 110,000円 |
| いちはら聖苑 | 9,000円 | 60,000円 |
| 長南聖苑 | 20,000円 | 50,000円 |
| 山武郡市広域斎場 | 15,000円 | 50,000円 |
| 市川市斎場 | 6,750円 | 50,000円 |
| 八富成田斎場 | 無料 | 80,000円 |

今後は、令和8年4月に以下の改定を予定している。

市内料金：384,902千円（コスト）×20%（受益者負担率）÷10,989件（R5～6平均）≒7,000円（10円未満切捨）

市外料金：県内他市を参考に110,000円に設定する。

12歳未満の遺体、死産児及び人体の一部はそれぞれ上記の1/2、1/4の料金とする。

④残骨灰

千葉市斎場では、残骨灰の処理を業者へ委託し、抽出された貴金属を競売しており、以下の手続を行っている。

- ・ 出炉確認時に、出てきた金属類のうち目視できる物は全て収骨室へ持参する。
- ・ 収骨室に持参した金属類についての取扱いを遺族に確認する。
- ・ 持ち帰りを希望される場合は遺骨とともに骨壺に収め、持ち帰らない場合は千葉市で処理する旨を説明する。

また、毎年度の金属売却入札の結果を千葉市ホームページに掲載している。

(3) 結果

指摘事項は発見されていない。

【3】葬儀式場使用料

(1) 概要

千葉市葬儀式場は、千葉市斎場に設置されている公営の葬儀式場であり、祭壇を備えた大小4室の式場、式場控室、遺族控室などを整備している。

千葉市斎場は、指定管理者制度を導入しており、「富士建設工業（株）・千葉グローブシップ（株）共同体」が指定管理者である。ただし、利用料金制を採用していないため、平和公園墓地使用料・管理料は、市の歳入として計上される。

「設定基準」における葬儀式場の位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「中」の【広域型便益提供施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

なお、葬儀式場使用料は、一般会計ではなく、霊園事業特別会計で計上される。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|---------|----------|----|----|----|-----------|---------|----------|----------|---------|---------|-----|--------|---------|
| 所管局部課名 | 保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課 | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 千葉市斎場の施設等を利用するための使用料 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成17年6月1日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市斎場設置管理条例、千葉市斎場管理規則 | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>式場（100人席）</td> <td>78,560円</td> <td>157,130円</td> </tr> <tr> <td>式場（50人席）</td> <td>38,750円</td> <td>78,560円</td> </tr> <tr> <td>霊安室</td> <td>5,230円</td> <td>10,470円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 市内 | 市外 | 式場（100人席） | 78,560円 | 157,130円 | 式場（50人席） | 38,750円 | 78,560円 | 霊安室 | 5,230円 | 10,470円 |
| | 区分 | 市内 | 市外 | | | | | | | | | | | | |
| | 式場（100人席） | 78,560円 | 157,130円 | | | | | | | | | | | | |
| | 式場（50人席） | 38,750円 | 78,560円 | | | | | | | | | | | | |
| | 霊安室 | 5,230円 | 10,470円 | | | | | | | | | | | | |
| ※式場は2日間の料金、霊安室は1日間の料金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | 減額・免除 無 | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、「設定基準」の施行前に設定された独自の基準により料金設定を行っている。

しかしながら、設定当初の資料は残っておらず具体的な料金設定方法は不明と回答を得た。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用144,081千円に対する使用料収入額71,513千円の割合は49.6%であり、設定された受益者負担割合50%を概ね満たしている状況である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 式場 | 60,016千円 | 63,877千円 | 64,431千円 |
| 霊安室 | 6,460千円 | 5,576千円 | 7,082千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用件数の推移】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 式場 | 1,023件 | 1,092件 | 1,062件 |
| 霊安室 | 323件 | 310件 | 333件 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-----------|-----------|
| 費用合計 | ※ | 141,504千円 | 144,081千円 |

(出所) 所管課提出資料(※については回答なし)

③使用料の改定・見直し

下表のとおり、斎場設置時以降、令和7年度まで葬儀式場料金は消費税率変更による改定以外は料金改定を実施していない。

| | 設定・改定理由 | 100人席 | 50人席 | 霊安室 |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| 平成17年 | 斎場設置 | 75,000円 | 37,000円 | 5,000円 |
| 平成26年 | 消費税8% | 77,140円 | 38,050円 | 5,140円 |

| | 設定・改定理由 | 100人席 | 50人席 | 霊安室 |
|-------------|---------|---------|---------|--------|
| 令和元年（現在に至る） | 消費税 10% | 78,560円 | 38,750円 | 5,230円 |

千葉県内他市の同種施設利用料は下表のとおりである。市ごとに料金にばらつきはあるが、千葉市斎場の料金（100人席→市内：78,560円、市外：157,130円、50人席→市内：38,750円、市外：78,560円）は比較的低い料金設定となっている。

| 名称 | 葬儀式場使用料(式場) | | |
|-----------|-------------|----------|----------|
| | 規模 | 市内 | 市外 |
| 千葉市斎場 | 100人 | 78,560円 | 157,130円 |
| | 50人 | 38,750円 | 78,560円 |
| 馬込斎場 | 100人 | 85,140円 | 170,280円 |
| 八富成田斎場 | 100人 | 10,470円 | 31,410円 |
| 市川市斎場 | 200人 | 10,417円 | — |
| しおかぜホール茜浜 | 90人 | 92,510円 | 185,020円 |
| | 60人 | 75,350円 | 150,700円 |
| さくら斎場 | 75人 | 99,000円 | — |
| ウイングホール柏 | 70人 | 117,100円 | 195,500円 |
| 長南聖苑 | 50人 | 20,950円 | 52,380円 |

霊安室の料金（市内：5,230円、市外：10,470円）は概ね同水準の料金設定となっている。

| 名称 | 霊安室 | |
|-----------|--------|---------|
| | 市内 | 市外 |
| 千葉市斎場 | 5,230円 | 10,470円 |
| 馬込斎場 | 5,500円 | 11,000円 |
| 八富成田斎場 | 5,230円 | 15,690円 |
| しおかぜホール茜浜 | 5,500円 | 11,000円 |
| さくら斎場 | 3,300円 | 6,600円 |
| ウイングホール柏 | 6,300円 | 16,700円 |
| 長南聖苑 | 3,140円 | 10,480円 |

| 名称 | 霊安室 | |
|---------|---------|---------|
| | 市内 | 市外 |
| きみさらず聖苑 | 6,000 円 | 9,000 円 |

今後は、令和 8 年 4 月に以下の改定を予定している。

| | |
|-----------------|--|
| 【100 人席】 | 市内料金：142,808 千円（コスト）×50%（受益者負担率）÷ {918（年間 コマ数）×88.5%（稼働率）} ≒87,880 円（10 円未満切捨） 市外料金：市内居住者の 2 倍の料金（175,760 円） |
| 【50 人席】 | 100 人席の 2 分の 1 の料金とする。 |

（3）結果

指摘事項は発見されていない。

【4】老人福祉センター使用料

(1) 概要

千葉市老人福祉センターは、高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項の規定に基づいて設置された施設である。各種講座の実施や相談対応、創作室や研修室の貸出を行っている。

千葉市老人福祉センターは、指定管理者制度を導入しており、「社会福祉法人千葉市社会福祉協議会」が指定管理者である。ただし、利用料金制を採用していないため、浴室使用料・施設使用料は、千葉市の歳入として計上される。

本施設に係る使用料は、老人福祉法¹³により、無償又は低額な料金とすることが定められているため、「設定基準」の対象外である。

| 項目 | 内容 | | |
|--------------------------------|-------------------------|------|------|
| 所管局部課名 | 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課 | | |
| 使用料の概要 | 浴室使用料及び市外居住者の施設使用料 | | |
| 施設利用開始年月日 | 昭和59年4月27日 | | |
| 根拠法令・条例 | 老人福祉法、千葉市老人福祉センター設置管理条例 | | |
| 利用条件 | 60歳以上の者しか利用できない。 | | |
| 使用料体系 | 区分 | 市内 | 市外 |
| | 老人福祉センター利用料 | 無料 | 100円 |
| | 浴室使用料 | 100円 | 200円 |
| 使用料の減免 | 【一部又は全額免除】 | | |
| | ・身体、精神、知的障害者 | | |
| | | 市内 | 市外 |
| | 老人福祉センター利用料 | - | 1/2 |
| 浴室使用料 | 10/10 | 1/2 | |
| ※介添者は全料金について全額免除(対象者1名につき1名まで) | | | |

¹³ 老人福祉法 第20条の7(老人福祉センター)

老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

| | |
|--|--|
| | 【全額免除】 ・災害により居住する家屋の浴室が使用できない者 |
|--|--|

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、老人福祉法（第20条の7）より、老人福祉センターは無料又は低額な料金とするものとされていることを踏まえて、無料又は低額（100円～200円）の料金設定としている。

千葉市は、老人福祉センターを「設定基準」の「8 その他」の「社会的要請等によりこの基準により難い施設等」に該当するとして「設定基準」を適用していない。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設の管理運営に要する費用499,054千円に対する使用料収入額5,986千円の割合は1%である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| 使用料 | 4,650千円 | 5,517千円 | 5,986千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用者数の推移】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 施設利用者数 | 276,360人 | 348,089人 | 390,907人 |
| (うち浴室利用者数) | (51,843人) | (60,135人) | (63,905人) |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|------------|------------|------------|
| 費用合計 | 467,902 千円 | 464,325 千円 | 499,054 千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

平成23年4月1日に以下の改正を行った以降は、改正は行われていない。

老人福祉センター使用料：市外利用者0円→100円

浴室使用料：市内利用者0円→100円、市外利用者0円→200円

施設の福祉的な機能（孤独を解消し、健康で明るい生活を営んでもらうために、健康増進、教養向上、レクリエーションの場を提供すること）に着目し、市内利用者の使用料は無償である（市外利用者は有料、浴室利用料は市内・市外いずれも有料）。

現在、多くの地方公共団体で、高騰する維持管理費への適正な受益者負担への対応として、老人福祉センターの一部の有償化の議論が起きていると認識している。少なくとも清掃費や水道光熱費など多額の運営費がかかる入浴施設については、有償利用の対象とするケースが多くみられるようである。

千葉市においては、すでに入浴施設については浴室使用料を受益者負担として設定しており、この点への対応は図られている。ただし、過去に浴室使用料の増額改定を行った結果、利用者数が大幅減少したことを踏まえ、今後の料金改定は予定していない。

なお、レクリエーション等にあたり、教材費等が発生する場合には、その実費相当分については利用者が負担しており、この点についての受益者負担も図られている。

(3) 結果

指摘事項は発見されていない。

4. 経済農政局

【1】千葉ポートタワー使用料

(1) 概要

千葉ポートタワーは、国際港である千葉港のシンボル及び港と海に親しめる観光施設として設置された展望施設である。

千葉ポートタワーは、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は株式会社塚原緑地研究所である。利用料金は、条例の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるとされる。

「設定基準」における千葉ポートタワーの位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「小」の【準収益型施設】に分類されており、受益者負担割合は70%である。

| 項目 | 内容 | | | |
|-------------------------|---------------------------------|-------|-------|-------|
| 所管局部課名 | 経済農政局 経済部 観光MICE企画課 | | | |
| 使用料の概要 | 千葉ポートタワー展望階への入館料及び望遠鏡利用料 | | | |
| 施設利用開始年月日 | 昭和 61 年 6 月 15 日 | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉ポートタワー設置管理条例、千葉ポートタワー管理規則 | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | |
| 使用料体系 | (条例による利用料金の上限) | | | |
| | | 大人 | 小・中学生 | 小学生未満 |
| | 一般 | 640 円 | 300 円 | 無料 |
| | 団体 (30 人以上) | 576 円 | 270 円 | 無料 |
| | 出所：千葉ポートタワー設置管理条例 | | | |
| | (実際の入館利用料金) | | | |
| | 大人 | 小・中学生 | 小学生未満 | |
| 一般 | 420 円 | 200 円 | 無料 | |
| 団体 (30 人以上) | 378 円 | 180 円 | 無料 | |
| 出所：所管課提出資料 | | | | |
| このほかに望遠鏡使用料として、一人 100 円 | | | | |
| 使用料の減免 | 減免制度は千葉ポートタワー管理規則第 3 条に定められている。 | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| | <p>指定管理者選定時に現指定管理者が提案し、「管理運営の基準」にて詳細が定められた減免制度が含まれる。</p> <p>【全額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者及びその付添人 1 名 ・ 千葉県内在住の 65 歳以上の高齢者 ・ 市内在住・在学の小・中学生が、市が発行する「ふれあいパスポート」を提示して入館する場合（毎週土曜日に限る） ・ 公用で入館する場合で、市が発行する「特別入館証」を提示して入館する場合 ・ 指定管理者が発行する「ご招待券」を提示して入館する場合 ・ 市民の日（10 月 18 日）に入館する場合 ・ 新聞、テレビ、出版等のメディア取材のため入館する場合で、千葉市が本施設の PR に効果があると認める場合 ・ 市主催行事が開催される際に関係職員等が入館する場合 <p>【一部減額】</p> <p>下記の施設利用券等を提示して入場する場合、大人 378 円（42 円の減額）、小・中学生 180 円（20 円の減額）とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉都市モノレール株式会社が発行する企画乗車券 ・ 公益財団法人千葉市産業振興財団発行が発行する施設利用券 ・ 千葉県が子育て支援のため発行するチーパス ・ 一般財団法人千葉県職員互助会が発行する施設利用券 ・ 千葉縣市町村職員共済組合発行が発行する入園券 ・ 千葉県公社等役職員互助会が発行する利用券 ・ 一般社団法人日本自動車連盟が発行する会員証 ・ 株式会社千葉ロッテマリーンズが発行するファンクラブ会員証 ・ 千葉ポートタワーが発行する割引券 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、「設定基準」に基づいて算出された条例金額（大人 640 円、小・中学生 300 円）の範囲内で、指定管理者が料金を設定している。

②受益者負担割合の実績

令和 6 年度の施設(全体)の管理運営に要する費用 104,516 千円に対する使用料収入額 34,024 千円の割合は 33%であり、上記の 70%の半分程度である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近 3 年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 入館料（注） | 38,495 千円 | 30,631 千円 | 34,024 千円 |

（出所）各年度の「千葉ポートタワー事業報告書」

（注）望遠鏡使用料は含めておらず、入館料のみを集計した。

【利用者数の推移】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 有料入館者数 | 107,631 人 | 85,646 人 | 95,246 人 |
| 無料入館者数（注） | 46,929 人 | 39,316 人 | 41,578 人 |
| 合計 | 154,560 人 | 124,962 人 | 136,824 人 |

（出所）各年度の「千葉ポートタワー事業報告書」

【施設の管理運営に要する費用】

| 区分 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|------------|------------|------------|
| 費用合計 | 111,868 千円 | 103,113 千円 | 104,516 千円 |

（出所）所管課提出資料

無料入館者数が比較的多いが、これらは主に、就学前児、高齢者、障害者の減免によるもの

である。また、企業等が一括購入したものを後日社員等が利用するケース（この場合は無料入館者としてカウントされるものの、実質的には有料入館者と考えられる）も含まれる。

千葉ポートタワーは、全額免除になる要件が他の施設に比して多いが、所管からのヒアリングによると、「ご招待券」などの無料券については、上述の企業が一括購入して実質的には有料利用されているものや、例えば、強風等で突如臨時休館になった際の代替定期措置などの合理的な理由がある場合に限定して運用しており、無料入館券を不特定多数にばら撒いているということはなかった。

なお、令和4年の無料入館者数が多いのは、千葉市内の特定のイベント参加者に対して販売された「プラスちばキャンペーン¹⁴」の購入可能対象者に、千葉ポートタワーの入館者も含まれていたことから、利用者数が大幅に増加したためであり、一過性のものである。

③市外料金を設定しないことについて

千葉ポートタワーでは市外料金が設定されておらず、利用者の居住地による負担区分が存在しない。

所管課によると、千葉ポートタワーの入館利用料金に市外料金が設定されていない理由は、この施設の成り立ちの経緯によるとのことであった。すなわち、千葉ポートタワーは、もともとは千葉県民が（千葉市民ではない）500万人を突破したことを記念し、千葉港のシンボルとして千葉県が建設した観光施設であり、千葉県が所有しており、千葉市が無償で借り受けて運営しているという経緯から、千葉市で使用料を設定する際に、これは市民のみならず、広く県民が利用する施設であると位置づけ、市外在住者料金を設定するのは適切ではないと判断したためである。

¹⁴ プラスちばキャンペーン

千葉市が令和4年（2022年）に実施した、市内飲食店等で利用できる3,000円分の電子クーポンを500円で販売したキャンペーン。市内で開催する特定のイベント（ROCK IN JAPAN FESTIVAL 2022、SUMMER SONIC 2022などの音楽イベントや、千葉ロッテマリーンズ公式戦、ジェフ千葉・Jリーグ公式戦、アルティアーリ千葉 B. LEAGUE 公式戦などのスポーツイベント）参加者や市内観光施設利用者を対象に千葉市内の住民でなくとも、全国の誰でも購入できた。

④使用料の改定・見直し

使用料の推移は以下のとおりである。オープンした年度には 600 円であったが、その後すぐに 400 円に引き下げ（理由は不明）、その後は約 40 年間で 20 円引き上げて今の水準にある。

| 年度 | 大人 |
|----------|-------|
| 昭和 61 年度 | 600 円 |
| 昭和 62 年度 | 400 円 |
| 平成元年度 | 410 円 |
| 平成 26 年度 | 420 円 |

他自治体の同種施設利用料は下表のとおりである。

千葉ポートタワーの入場料は他自治体と比較すると平均的な水準となっているといえる。

| 施設名 | 自治体名 | 大人 | 小中学生 |
|------------|------|-------|-------|
| 銚子ポートタワー | 千葉県 | 420 円 | 200 円 |
| 東山スカイタワー | 名古屋市 | 300 円 | 無料 |
| クロスランドタワー | 小矢部市 | 500 円 | 250 円 |
| ツインアーチ 138 | 一宮市 | 500 円 | 200 円 |
| 夢みなとタワー | 境港市 | 300 円 | 150 円 |

「取扱要領」で、料金単価の見直しは原則として 5 年ごとに行うとされていることを踏まえ、前回の検討が令和 2 年度だったため、令和 7 年度、「設定基準」に基づき使用料金の試算が行われた。

その結果、現在の条例金額 640 円を下回るが、指定管理者が設定した入館料金 420 円を上回る 577 円となり、現行料金と同程度であることから、現行料金を据え置くこととした。

今回は、令和 12 年度に見直しの検討を予定している。

(3) 監査の結果

意見24 使用料の見直しの必要性について（観光 MICE 企画課、財政課）

千葉ポートタワーは「設定基準」において【準収益型施設】に分類され、受益者負担割合が70%の施設と設定されている。

しかし、令和6年度実績に基づく実際の受益者負担割合は約33%（＝利用料収入（入館利用料金＋望遠鏡使用料）34,800千円÷施設の管理運営に要する費用104,516千円）であり、あるべき受益者負担割合と大きく乖離している。

公費負担部分ともいえる指定管理料は69,222千円であり、この点からしても、公費が70%を負担し、利用者が30%負担する構図になっている。

この一つの理由は、指定管理者の提案により、入館利用料金を条例金額640円の7割程度である420円に設定されているからである。「千葉ポートタワー指定管理者管理運営の基準（令和2年8月6日千葉市）」によると、利用料金については下記のように定められている。

③ 利用料金

利用料金については、条例の別表に定める額以下で設定すること。

ただし、利用料金の設定には、大幅な増額とならないよう現行利用料の

1. 5倍を超えない範囲とする。

（入館利用料金）

| 区分 | 単位 | 条例の別表に定める額 | 現行の利用料 |
|-------------------------|-------|------------|-------------|
| 大人（15歳以上の者。ただし、中学生を除く。） | 一人につき | 640円 | 420円 |
| 小学生及び中学生 | 一人につき | 300円 | 200円 |

1 就学前児童は、無料とする。

2 30人以上の団体で入館する場合は、この表に掲げる額に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

このほか、

- ・指定管理者は、業務開始前に市の承認を得て、利用料金を設定すること
- ・原則として、業務開始前に設定した利用料金は指定期間内において変更できないこと
- ・割引料金等（条例、規則等に基づく減免を除く。）は認めないこと

・ただし、指定管理者が、施設の有効活用等の観点から利用料金を変更する必要があると判断する場合には、事前に市と協議を行い、市の承認を得て変更できること等が記載されている。

受益者負担割合が約 30%しかなく、公費（指定管理料）で 70%を負担する現状は、受益者負担割合の適正化の観点からは適切ではなく、市は指定管理者とも十分に利用料金の見直しを検討すべきである。

意見 25 千葉ポートタワーの修繕費の費用負担について（観光 MICE 企画課）

千葉ポートタワーは「500 万県民千葉」記念事業の一環として、魅力ある豊かなふるさと千葉県づくりの県民意識の高揚を図ることを目的として、千葉県により建設された施設である。県有財産貸付契約書に基づき、千葉市が無償で借り受け、運営している。

昭和 61 年に締結された「千葉ポートタワーの管理等に関する協定書」では「大規模改修の必要が生じた場合は、千葉県と千葉市で協議する」とされている。また、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの千葉ポートタワーの貸付に関する県有財産貸付契約では、「千葉県は貸付財産の修繕義務を負担しないものとし、当該財産の改良その他の行為をするために支出する経費は、全て千葉市の負担とする。」とされており、千葉県の修繕義務は協定書、契約書には明記されていない。

千葉ポートタワーは昭和 61 年オープンのため、今後老朽化による修繕費が増加すると見込まれるが、千葉県の修繕義務は協定書、契約書には明記されていないため、千葉ポートタワーにおける市民負担は今後さらに増加する一方であることが想定される。

今後の運営見通しを踏まえると、将来的には、貸付財産の返還の契約条項に基づく施設の返還や修繕義務等の契約条項の変更も視野に入れて、千葉県と協議を進めることが望ましい。

5. 教育委員会

【1】公民館使用料

(1) 概要

千葉市公民館は、地域の生活文化向上をめざし、市民ひとりひとりが豊かな人間性を培い、心豊かなまちづくりを進めるための教育機関である。

千葉市公民館は、指定管理者制度を導入しており、使用料は千葉市が徴収している。

「設定基準」における千葉市公民館の位置づけは、収益可能性「小」、公的必要性「中」の【地域型便益提供型施設】に分類されており、受益者負担割合は20%である。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---------|--------------|----|----|--|--|----|----|----|--------|---------|--------------|-------|----|----|----|-------|-------|-------|---------|
| 所管局部課名 | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 公民館諸室の使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 47 施設のうち最も古い施設の設置日は昭和 29 年度である。当該施設の利用開始日は不明。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市公民館設置管理条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | 施設使用料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">料金</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9-12 時</th> <th>1 時-5 時</th> <th>5 時 30 分-9 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内利用者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市外利用者</td> <td>760 円</td> <td>760 円</td> <td>1,100 円</td> </tr> </tbody> </table> (出所) 所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成 | | | 区分 | 料金 | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 9-12 時 | 1 時-5 時 | 5 時 30 分-9 時 | 市内利用者 | 無料 | 無料 | 無料 | 市外利用者 | 760 円 | 760 円 | 1,100 円 |
| 区分 | 料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 午前 | 午後 | 夜間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9-12 時 | 1 時-5 時 | 5 時 30 分-9 時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内利用者 | 無料 | 無料 | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市外利用者 | 760 円 | 760 円 | 1,100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | 減額・免除 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、公民館は地域住民が学ぶ場であり、社会教育施設であるとの考えから、市内利用者を無料とする現行の使用料が設定されている。

市外利用者の使用料は昭和 44 年 4 月 1 日に設定されたが、資料が残っていないため、使用料

設定の根拠は不明であった。

②受益者負担割合の実績

令和 6 年度の施設の管理運営に要する費用 1,506,697 千円に対する使用料収入額 48 千円の割合は 0%であり、上記の 20%を達成していない状況である。

使用料、施設稼働率、施設の管理運営に要する費用の直近 3 年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 施設使用料 | 8 千円 | 9 千円 | 48 千円 |

(出所) 所管課提出資料

市内利用者は無償であり、かつ、市外利用者が利用することはほとんどない施設なので、使用料はほとんど発生しない。

【施設稼働率の推移】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 施設稼働率 | 46.8% | 48.6% | 51.1% |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 費用合計 | 1,464,277 千円 | 1,484,922 千円 | 1,506,697 千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

市内利用者は施設利用開始日から現在に至るまで無料である。平成 23 年の使用料の一斉改定時には「平成 24 年から有料化する方向で検討している」とされたことを受け、有料化導入の検討を行っていたが、令和 3 年 4 月にコロナ禍による経済状況の悪化に加え、市民活動が停滞

している状況を踏まえ、有料化は市民の経済負担となることから先送りとされている。

市外利用者は下表のとおり、使用料が改定されている(ただし、市外利用者はほとんどない)。

| 年度 | 設定・改定理由 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|-------------|---------|-------|-------|----------|
| | | 9-12時 | 1時-5時 | 5時30分-9時 |
| S44.4.1 | 料金の設定 | 700円 | 700円 | 1,000円 |
| H4.4.1 | 消費税導入 | 720円 | 720円 | 1,030円 |
| H10.4.1 | 消費税率改定 | 730円 | 730円 | 1,050円 |
| H26.4.1 | 消費税率改定 | 750円 | 750円 | 1,080円 |
| R1.10.1(現行) | 消費税率改定 | 760円 | 760円 | 1,100円 |

(出所) 所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成

今後は、他政令市の状況等の確認を行いつつ、地域拠点化を進めていく中で、有料にするべきかについて、令和13年度の公民館の指定管理者の選定時に合わせて検討を進めていく予定である。

(3) 監査の結果

意見26 市内利用者の公民館使用料の有料化について(生涯学習振興課)

公民館の管理運営に要する費用は、年間15億円以上に上り、近年、増加の傾向が顕著である。現状、これらの費用のほとんどは公費で賄われている。

一般的に、公民館は、社会教育施設としての公益的役割を有するという施設の設置目的から、地域住民・市民に対して広く自由に解放されるべき社会事業施設として、少なくとも市民利用に関しては、使用料をゼロとすべきという意見は根強くあると認識しているし、その意義も理解できる。

しかし、公民館の有する「貸室」という機能に着目すると、市内の他の施設における「貸室」は市内利用者であっても有料とされているものもあり、また、使用料を場所の貸出しに対する対価と捉えれば、利用する者と利用しない者の間の公平な受益者負担の観点から、市民の利用についても、一律に無料とする運用から、ホールやギャラリーのような一部のものについては有料化を図ることや、いったん有料化の対象としたうえで、社会教育施設としての目的に沿った利用における減免措置を図ることなども方法として考えられる。

また、「設定基準」では、公民館を【地域型便益提供施設】として分類し、利用者の公民館の管理運営に要する費用に対する受益者負担割合は 20%と定められているが、市民の利用であれば一切を無料として設定している現状はこれと適合していない。

以上を踏まえ、公民館使用料については、受益者負担区分の見直しと合わせて、市民利用分の部分的な有料化も視野に入れて、受益者負担割合 20%を目指す料金体系への見直しを検討することが望ましい。

例えば現在、小金井市が公民館の施設使用料の導入を検討しており、公民館の目指す姿を踏まえながら、減免対象の範囲、使用料の徴収方法やその用途について検討を進めているところであり、検討の参考になると考えられる。

【2】千葉市生涯学習センター施設利用料

(1) 概要

千葉市生涯学習センターは、市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市における生涯学習の振興を図るための中核的施設である。

千葉市生涯学習センターは、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は公益財団法人千葉市教育振興財団である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における生涯学習センターの位置づけは、収益可能性「小」、公的必要性「中」の【地域型便益提供型施設】に分類されており、受益者負担割合は20%である。

| 項目 | 内容 | | |
|-----------|---------------------|--------------|---------|
| 所管局部課名 | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課 | | |
| 使用料の概要 | 生涯学習センターの諸室の利用料 | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成13年4月1日 | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市生涯学習センター設置管理条例 | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | |
| 使用料体系 | (施設利用料) | | |
| | 区分 | 基本料金(全日) | |
| | ホール | 52,960円 | |
| | 研修室 | 研修室1・2・3(1室) | 8,650円 |
| | | 大研修室 | 25,460円 |
| | | 食文化研修室 | 5,090円 |
| | | 工芸研修室 | 7,120円 |
| | | 小会議室 | 5,600円 |
| | | 特別会議室 | 8,960円 |
| | | ミーティングルーム | 2,750円 |
| | | 和室 | 8,650円 |
| マルチメディア | 小ホール | 17,820円 | |
| アスペース | パソコン学習室 | 22,910円 | |

| 項目 | 内容 | | |
|--------|--|-------------------|----------|
| | | スタジオ | 13,240 円 |
| | | 多目的室 | 4,070 円 |
| | | アナウンスブース | 1,220 円 |
| | | デジタル音楽室 1・2 (1 室) | 610 円 |
| | | 音楽スタジオ | 13,240 円 |
| | (出所) 所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成 | | |
| 使用料の減免 | 減額 有 【5 割減額】 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者 ・上記の者が主体となって組織する団体が営利を目的としない生涯学習活動のために使用する場合 【3 割減額】 ・特に必要がある場合として委員会が定める場合 | | |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、「千葉市生涯学習センター設置管理条例」の諸室の一日利用料金の設定額を上限として使用料を設定している。

上記の設定額は、生涯学習センターの施設運営費を諸室の面積を基準に配賦した費用に受益者負担率を乗じた金額を、年間開館日数に稼働率を乗じて算定した年間利用日数で除して算定している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用 627,127 千円に対する使用料収入額 39,326 千円の割合は 6%であり、上記 20%には達していない。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 施設利用料 | 35,237千円 | 38,457千円 | 39,326千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用人数の推移】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用人数 | 180,852人 | 219,484人 | 242,125人 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 625,358千円 | 610,392千円 | 627,127千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

下表のとおり、施設利用料金の改定を実施している。

| 年度 | 改定理由 | 改定内容 |
|----------|-----------------|----------------------------------|
| 平成13年4月 | 施設利用開始 | - |
| 平成26年7月 | 利用促進のための料金の見直し | 多目的室の施設利用料を値下げ |
| 平成26年10月 | 消費税の改定に伴う料金の見直し | 施設利用料を一律で値上げ |
| 平成27年1月 | 改修に伴う料金の見直し | 特別会議室を特別会議室とミーティングルームにわけて利用料金を設定 |
| 平成28年11月 | 利用促進のための料金の見直し | 食文化研修室、工芸研修室の施設利用料金の値下げ |
| 平成28年11月 | 改修に伴う料金の見直し | 小ホールの施設利用料金の値下げ |
| 平成29年1月 | 利用促進のための料金の見直し | デジタル音楽室1・2の施設利用料金の値下げ |
| 令和元年10月 | 消費税の改定に伴う料金の見直し | 施設利用料金を一律で値上げ |

今後は、受益者負担とすべき額を回収できるよう、令和8年度の料金改定を予定している。

(3) 結果

意見27 無料施設との共通経費の按分方法について（生涯学習振興課）

「設定基準」では、施設利用者が負担する費用の範囲は通常の管理に要するコストを基本とする旨が示されている。

生涯学習センターの管理運営費は、千葉市の直営施設である図書館と、指定管理施設である生涯学習センターが一体的に管理運営されていることを踏まえて、両施設に係る管理運営費を面積比で按分して計算されている。生涯学習センターからしか生じていない直接的な経費が1.2億円あるが、これらと共通経費との区分や処理方針が十分に明確化されていない。

面積基準による一律の按分は、管理運営費の発生要因と必ずしも関連せず、受益と費用の因果関係を適切に反映していない可能性がある。図書館と生涯学習センターという異なるサービスにおいて、施設特性や運営形態により業務量・稼働実態が異なるにもかかわらず、面積という単一指標で配分することは、費用対価性の観点から妥当性を欠くことも考えられる。特に、生涯学習センターに直接帰属する支出を共通原価として按分することは、原価計算の歪みを招き、受益者負担の適正化を阻害する。また、事務管理や企画運営等の間接業務、人件費は、利用実績や業務実態に左右される性質が強いにもかかわらず、業務割合による配分が行われていないことは、実態を反映していない可能性がある。

以上より、管理運営費の配分に当たっては、費目の性質に応じ、費用発生要因との因果関係を踏まえた基準へ見直すことが必要である。

あわせて、当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見5** **市外在住者料金の設定の積極的な検討について**を参照されたい。

【3】千葉市生涯学習センター駐車場使用料

(1) 概要

千葉市生涯学習センター・中央図書館の駐車場は、生涯学習センター及び中央図書館の利用者が利用する駐車場である。指定管理者制度を導入しており、使用料は千葉市が徴収している。

駐車場であるため、「設定基準」ではなく「千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針」に沿って料金が定められている。

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 所管局部課名 | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課 |
| 使用料の概要 | 生涯学習センター・中央図書館の駐車場使用料 |
| 施設利用開始年月日 | 第1駐車場 平成13年4月1日 第2駐車場 平成14年7月1日 |
| 根拠法令・条例 | 千葉市生涯学習センター管理規則 |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし |
| 使用料体系 | 2時間までは無料。 2時間を経過した後、20分ごとにつき100円 |
| 使用料の減免 | 免除 有 【全額免除】 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者 |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針としては、図書館利用者の滞在時間が2時間程度であることなどから、施設利用者への使用料免除の基準を2時間としている。

民業圧迫とならないよう、施設利用開始日の千葉駅北口周辺の駐車場料金を調査し、6時間以上駐車した場合、割高となるように使用料金を設定している。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設（全体）の管理運営に要する費用22,740千円に対する使用料収入額9,677

千円の割合は 43%である。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近 3 年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 駐車場使用料収入 | 8,336 千円 | 9,167 千円 | 9,677 千円 |

(出所) 所管課提出資料

【利用件数の推移】

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 有料駐車台数 | 22,476 台 | 26,097 台 | 27,774 台 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用】

| 区分 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 総合計 | 21,753 千円 | 22,739 千円 | 22,739 千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

使用料の改定実績はない。

また、今後改定する予定もない。

(3) 監査の結果

意見 28 生涯学習センター駐車場使用料の料金の見直しについて（生涯学習振興課）

生涯学習センター駐車場使用料については、施設利用開始日の千葉駅北口の駐車場料金を参考に料金設定して以来、現在に至るまで使用料の見直しが実施されておらず、包括外部監査人が調査した限りでは、千葉駅北口周辺の民間駐車場と比較して割安な料金設定であった。当該実態は、「民業圧迫を避けるため、6 時間以上 駐車した場合は周辺の民間駐車場に比べて割高となるように使用料金を設定する」とした千葉市生涯学習振興課の駐車場使用料の設定方針と

は異なる。また、当該駐車場の収益性や管理コストの低さを踏まえると、料金単価の改定による収益増加のメリットは大きく、事務負担の増加を考慮しても、適正化指針に基づき料金体系の見直しを検討することが望ましいと考える。

【4】科学館施設利用料

(1) 概要

千葉市科学館は、科学に関する知識の普及及び啓発並びに青少年の創造力のかん養を図り、市民文化の発展に寄与するために設置された施設である。

千葉市科学館は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者はコングレ・東急コミュニティ共同事業体である。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉市科学館の位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「中」の【広域型便益提供施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---------|--|----|------|---------|----|------|------|-----|------|------|------|------|------|-------|----------------|--|
| 所管局部課名 | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の概要 | 科学館の施設利用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 平成19年10月20日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市科学館設置条例 千葉市科学館管理規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料体系 | 図表 施設利用料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>常設展示</th> <th>プラネタリウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>600円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>バス駐車場</td> <td colspan="2">バス一台につき 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> （出所）所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成 | | | 区分 | 常設展示 | プラネタリウム | 大人 | 600円 | 600円 | 高校生 | 300円 | 300円 | 小中学生 | 100円 | 100円 | バス駐車場 | バス一台につき 3,000円 | |
| 区分 | 常設展示 | プラネタリウム | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大人 | 600円 | 600円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高校生 | 300円 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小中学生 | 100円 | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バス駐車場 | バス一台につき 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | 減額・免除 有 <①常設展示・プラネタリウム一般投影> 【全額免除】 ・市立学校団体（小学校、中学校、特別支援学校、高等学校） ・障害者及び介護者1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管課長または館長が特に必要であると認めるもの ・ 市内の幼稚園・保育園の団体利用時の引率教員（園職員に限る） ・ 市民の日及び直近の土曜日・日曜日の利用者 ・ ふれあいパスポートの提示で利用する小・中学生 ※土曜日のみ ・ 市内在住 65 歳以上の方 <p><②企画展示・特別展示・プラネタリウム特別投影></p> <p>【全額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管課長または館長が特に必要であると認めるもの（企画展示・特別展示のみ） <p>【2 割免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校団体（小学校、中学校、特別支援学校、高等学校） ・ 障害者及びその介護者 1 人 ・ 市内の幼稚園・保育園の団体利用時の引率教員（園職員に限る） ・ 市民の日及び直近の土曜日・日曜日の利用者 ・ ふれあいパスポートの提示で利用する小・中学生 ※土曜日のみ ・ 市内在住 65 歳以上の方 <p><③バス駐車場></p> <p>【全額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校団体（小学校、中学校、特別支援学校、高等学校） |

（2）使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料の設定方針は、下記のとおりである。

入館料（施設の管理運営に要する費用×受益者負担率（50%）÷年間利用人数）

$$636,030.6 \text{ 千円}(*1) \times 50\% \div 439,823 \text{ 人}(*2) = 723 \text{ 円}$$

⇒700 円

(*1)施設の管理運営に要する費用：636,030.6千円（平成28年度～令和2年度の5年間の施設の管理運営に要する費用（実績額）平均額）

(*2)年間利用者数：439,823人（検討時の直近2年間（H30、R1）の年間利用者数の平均）

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用631,376千円に対する使用料収入額80,154千円の割合は13%であり、上記50%を下回っている。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 使用料 | 55,853千円 | 70,864千円 | 80,154千円 |

【利用件数の推移】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用件数 | 378,800件 | 391,330件 | 429,705件 |

【施設の管理運営に要する費用】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 626,644千円 | 620,306千円 | 631,376千円 |

③使用料の改定・見直し

下表のとおり、施設利用開始から、令和5年度に使用料が改定されている。

| 年度 | 設定・改定理由 | 常設展示・プラネタリウム（大人） | バス駐車場 |
|-----|-------------------|------------------|--------|
| H19 | 施設利用開始 | 510円 | 2,200円 |
| R5 | 指定管理者の更新に伴う料金の見直し | 600円 | 3,000円 |

他の政令指定都市の科学館（プラネタリウム）施設の使用料は以下のとおりである。

| 施設名 | 常設展示 | プラネタリウム |
|--------------|-------|---------|
| 千葉市科学館 | 600 円 | 600 円 |
| 名古屋市科学館 | 400 円 | 400 円 |
| 京都市青少年科学センター | 520 円 | 520 円 |
| 大阪市立科学館 | 400 円 | 600 円 |
| バンドー神戸青少年科学館 | 600 円 | 400 円 |
| 福岡市科学館 | 510 円 | 510 円 |

令和 8 年度の指定管理期間の終了に合わせて、令和 9 年度に使用料を改定する予定である。使用料の改定は、「設定基準」に基づき実施し、直近 2 年間の実績より目的、利用時間、利用人数などの要素に基づき利用料金の算定を行う。

（3）監査の結果

当施設では、市外在住者料金を設定していない。この点については、**意見 5** **市外在住者料金の設定の積極的な検討について**を参照されたい。

上記以外には、指摘事項は発見していない。

6. こども未来局

【1】少年自然の家施設利用料

(1) 概要

千葉県少年自然の家は、自然環境における集団生活及び体験活動を通じて、少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然の中での学習及び相互交流の場を提供するために設置された施設である。

千葉県少年自然の家は、利用料金制度をとる指定管理施設であり、指定管理者は千葉YMCA・伊藤忠UCグループである。利用料金は、条例の範囲内（下記）で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされる。

「設定基準」における千葉県少年自然の家の位置づけは、収益可能性「中」、公的必要性「中」の【広域型便益提供施設】に分類されており、受益者負担割合は50%である。

| 項目 | 内容 | |
|--------------|--|--------------|
| 所管局部課名 | こども未来局 こども未来部 健全育成課 | |
| 使用料の概要 | 千葉県少年自然の家を利用するにあたっての施設利用料 | |
| 施設利用開始年月日 | 平成17年4月1日 | |
| 根拠法令・条例 | 千葉県少年自然の家設置管理条例、千葉県少年自然の家管理規則 | |
| 利用条件 | 利用上の制限はなし | |
| 使用料体系 | (1) 中学生以下の者を含む団体又は家族が宿泊で使用する場合（中学生以下の者の健全な育成を図ることを主たる目的として宿泊で使用する場 合に限る。） | |
| | 区分 | 使用料（1人1泊につき） |
| | 市内在住の中学生以下の者 | 300円 |
| | 市内在住の高校生以上の者 | 830円 |
| | 市外在住の中学生以下の者 | 600円 |
| 市外在住の高校生以上の者 | 1,670円 | |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|----|------------------|--------------|-------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|---------|----|------------------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|----|------------------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|---------|
| | <p>(2) (1) に掲げる場合以外に宿泊で使用する場合</p> <table border="1" data-bbox="472 373 1230 648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1 人 1 泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内在住の中学生以下の者</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>市内在住の高校生以上の者</td> <td>2,440 円</td> </tr> <tr> <td>市外在住の中学生以下の者</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>市外在住の高校生以上の者</td> <td>4,880 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中学生以下の者を含む団体又は家族が日帰りで使用する場合 (中学生以下の者の健全な育成を図ることを主たる目的として日帰りで使用する場合に限る。)</p> <table border="1" data-bbox="472 863 1230 1138"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1 人 1 泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内在住の中学生以下の者</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>市内在住の高校生以上の者</td> <td>270 円</td> </tr> <tr> <td>市外在住の中学生以下の者</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>市外在住の高校生以上の者</td> <td>550 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (3) に掲げる場合以外に日帰りで使用する場合</p> <table border="1" data-bbox="472 1247 1230 1522"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1 人 1 泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内在住の中学生以下の者</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>市内在住の高校生以上の者</td> <td>790 円</td> </tr> <tr> <td>市外在住の中学生以下の者</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>市外在住の高校生以上の者</td> <td>1,580 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 千葉県少年自然の家設置管理条例</p> | 区分 | 使用料 (1 人 1 泊につき) | 市内在住の中学生以下の者 | 300 円 | 市内在住の高校生以上の者 | 2,440 円 | 市外在住の中学生以下の者 | 600 円 | 市外在住の高校生以上の者 | 4,880 円 | 区分 | 使用料 (1 人 1 泊につき) | 市内在住の中学生以下の者 | 100 円 | 市内在住の高校生以上の者 | 270 円 | 市外在住の中学生以下の者 | 200 円 | 市外在住の高校生以上の者 | 550 円 | 区分 | 使用料 (1 人 1 泊につき) | 市内在住の中学生以下の者 | 100 円 | 市内在住の高校生以上の者 | 790 円 | 市外在住の中学生以下の者 | 200 円 | 市外在住の高校生以上の者 | 1,580 円 |
| 区分 | 使用料 (1 人 1 泊につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内在住の中学生以下の者 | 300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内在住の高校生以上の者 | 2,440 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市外在住の中学生以下の者 | 600 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市外在住の高校生以上の者 | 4,880 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 使用料 (1 人 1 泊につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内在住の中学生以下の者 | 100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内在住の高校生以上の者 | 270 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市外在住の中学生以下の者 | 200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市外在住の高校生以上の者 | 550 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 使用料 (1 人 1 泊につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内在住の中学生以下の者 | 100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内在住の高校生以上の者 | 790 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市外在住の中学生以下の者 | 200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市外在住の高校生以上の者 | 1,580 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料の減免 | <p>減額・免除 有</p> <p>①千葉県少年自然の家管理規則第7条に規定される減免事由</p> <p>【全額免除】</p> <p>・ 障害者</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特に必要があると場合として市長が定める場合 <p>②千葉県少年自然の家の管理に関する基本協定書第4条に基づき、指定管理者より提案された減免事由</p> <p>【全額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族による利用で千葉県教育委員会が発行した「ふれあいパスポート」を提示した場合（市内小中学生の日帰り料金が対象） ・施設開放イベントに参加した場合（日帰り料金が対象） ・学校・団体・家族グループで利用のための下見、学校・団体の説明会出席者 <p>【半額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の教育的活動以外で利用する高校生以上の者がキャンプサイトを利用する場合 ・中学生以下の教育的活動以外で利用する高校生以上の者が 1/15～4/15（＝閑散期）に利用する場合 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳（当該年度4/2～翌4/1生まれ）の者を含む中学生以下の教育的活動以外で利用する高校生以上の者のみで成人の日～4/30に利用する場合（大人料金を子ども料金とみなす） |

（2）使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

使用料は、設置目的や近隣都市の状況を踏まえ設定。受益者負担割合は「設定基準」に基づき50%で算定している。

| | 市内 | 市外 | 算定の考え方 |
|-----------------|-------|-------|---------------------------------|
| 宿泊料金 | | | |
| 大人（中学生以下と利用しない） | 2,440 | 4,880 | 事業経費を基に算出（※1） |
| 子ども（中学生以下） | 300 | 600 | 健全育成という教育目的や近隣都市の状況を踏まえ、県立施設と同額 |
| 大人（中学生以下と利用） | 830 | 1,670 | |

| | 市内 | 市外 | 算定の考え方 |
|-----------------|-----|-------|---|
| 日帰り料金 | | | |
| 大人（中学生以下と利用しない） | 790 | 1,580 | 事業経費を基に算出（※2） |
| 子ども（中学生以下） | 100 | 200 | 日帰り料金 790 円（※2）と宿泊料金 2,440 円（※1）の比率が約 1 / 3 であるため、宿泊料金の 1 / 3 で設定 |

※1

$$\frac{\text{事業経費}(311,460 \text{ 千円}) \times 80\% \times \text{受益者負担率 } 50\%}{\text{想定宿泊者数 } (51,000 \text{ 人})} \approx 2,440 \text{ 円}$$

※2

$$\frac{\text{事業経費}(311,460 \text{ 千円}) \times 20\% \times \text{受益者負担率 } 50\%}{\text{想定利用者数 } (90,000 \text{ 人}) - \text{想定宿泊者数 } (51,000 \text{ 人})} \approx 790 \text{ 円}$$

（注）事業経費に対して、宿泊（※1）では80%、日帰り（※2）では20%を乗じるのは、宿泊は一日中施設を使用するのに対して、日帰りは例えば7時間しか利用しないことを反映するためである。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設（全体）の管理運営に要する費用449,551千円から使用料の算定に含めるべきではないと考えられる教材販売等のその他収入金額142,899千円を除いた306,652千円に対する使用料収入額27,412千円の割合は9%であり、受益者負担割合50%を大きく下回っている。

使用料、利用件数、施設の管理運営に要する費用の直近3年間の推移は次のとおりである。

【使用料の推移】

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 利用料金収入 | 24,133千円 | 27,635千円 | 27,412千円 |

（出所）所管課提出資料

【利用件数の推移】

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|---------|---------|---------|
| 合計 | 78,058人 | 86,718人 | 86,200人 |

(出所) 所管課提出資料

【施設の管理運営に要する費用】

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 費用合計 | 443,543千円 | 442,533千円 | 449,551千円 |

(出所) 所管課提出資料

③使用料の改定・見直し

使用料は下記のように見直している。

| 年度 | 設定・改定理由 | 中学生以下 | 市内大人 | 市外大人 |
|-------------------------|--------------------|-------|------|--------|
| 平成17年4月1日～平成26年3月31日(※) | 施設利用開始 | 無料 | 800円 | 1,600円 |
| 平成26年4月1日～令和2年3月31日(※) | 消費税の改定に伴う料金の見直し | 無料 | 820円 | 1,640円 |
| 令和2年4月1日 | PFI方式から指定管理者制度への移行 | 300円 | 830円 | 1,670円 |

※令和2年4月1日から日帰り利用が開始されているため、それ以前は宿泊利用のみ

他自治体の同種施設の料金水準との比較(宿泊利用料金)

| | 施設名 | 管理形態 | 対象者 | 宿泊利用料金 | |
|-----|-----------|------|-----------------|--------|--------|
| | | | | 市内 | 市外 |
| 千葉市 | 千葉市少年自然の家 | 指定管理 | 大人(中学生以下と利用しない) | 2,440円 | 4,880円 |
| | | | 子ども(中学生以下) | 300円 | 600円 |
| | | | 大人(中学生以下と利用) | 830円 | 1,670円 |

| | 施設名 | 管理形態 | 対象者 | 宿泊利用料金 | |
|----------|------------------------|------|-------------------|--------|--------|
| | | | | 市内 | 市外 |
| 千葉県 | 手賀の丘少年 自然の家等 | 指定管理 | 3歳未満 | 無料 | |
| | | | 児童生徒等 (3歳～高校生) | 300円 | |
| | | | 一般 (高校生以上) | 830円 | |
| 船橋市 | 船橋市立一宮 少年自然の家 | 指定管理 | 幼児 | 無料 | 380円 |
| | | | 小学生・中学生 | 無料 | 770円 |
| | | | 高校生 | 770円 | 1,540円 |
| | | | 中学位以下の引率 者・育成者 | 1,540円 | 3,080円 |
| | | | その他 | 2,310円 | 4,630円 |
| 市川市 | 市川市少年自 然の家 | 市直営 | 中学生以下 | 無料 | 2,470円 |
| | | | 高校生 | 550円 | |
| | | | 一般・大学生 | | 3,300円 |
| 習志野 市 | 習志野市立鹿 野山少年自然 の家 | 市直営 | 3歳未満 | 無料 | 無料 |
| | | | 3歳～中学生 | 180円 | 1,260円 |
| | | | 高校生 | 630円 | |
| | | | 26歳未満 | 1,620円 | 3,240円 |
| | | | 26歳以上 | 1,970円 | |
| | | | 65歳以上 | 985円 | |
| 南房総 市 | 大房岬自然の 家 | 指定管理 | 学校／青少年教育団体 | | |
| | | | 3歳～中学生 | 1,800円 | |
| | | | 高校生 | 2,500円 | |
| | | | 18歳以上 | 3,000円 | |
| | | | その他団体 | | |
| | | | 3歳～中学生 | 2,500円 | |
| | | | 高校生 | 2,500円 | |

| | 施設名 | 管理形態 | 対象者 | 宿泊利用料金 | |
|------|----------------|------|-------------|--------|------|
| | | | | 市内 | 市外 |
| | | | 18歳以上 | 3,700円 | |
| 八千代市 | 八千代市少年自然の家(※1) | 市直営 | 利用者区分なし(※2) | 無料 | 100円 |

※1 八千代市少年自然の家は老朽化により令和4年12月1日付で廃止

※2 八千代市少年自然の家は30人以上の団体のみ利用可能

※他自治体の同種施設の料金水準との比較(日帰り利用料金)

(単位:円)

| | 施設名 | 管理形態 | 対象者 | 日帰り利用料金 | |
|------|--------------|------|-----------------|------------|--------|
| | | | | 市内 | 市外 |
| 千葉市 | 千葉市少年自然の家 | 指定管理 | 大人(中学生以下と利用しない) | 790円 | 1,580円 |
| | | | 子ども(中学生以下) | 100円 | 200円 |
| 千葉県 | 手賀の丘少年自然の家等 | 指定管理 | — | 諸室ごとに料金を設定 | |
| 船橋市 | 船橋市立一宮少年自然の家 | 指定管理 | 幼児 | 無料 | 190円 |
| | | | 小学生・中学生 | | 380円 |
| | | | 高校生 | 380円 | 770円 |
| | | | 中学生以下の引率者・育成者 | 770円 | 1,540円 |
| | | | その他 | 1,150円 | 2,310円 |
| 南房総市 | 大房岬自然の家 | 指定管理 | — | 諸室ごとに料金を設定 | |

「取扱要領」では、以下の方法でコスト算定することとしている。

- | |
|--|
| ア 人件費：向こう 5 か年に配置を見込む職員数×役職毎の 1 人当たり人件費（設定年度もしくは設定前年度当初予定単価） |
| イ 物件費等：向こう 5 か年に見込まれる経費の総額 |

この「向こう 5 か年の経費及び職員数」の算出に当たっては、既存施設の場合、原則として直前 2 か年の実績を基準とすることとされている。

しかし、直近の利用料金単価の改定要否の検討時（令和 6 年 6 月）には、令和 5 年度の実績を基に改定要否を検討しており、上記の方法に沿った算出がされていなかった。

直前 1 か年の実績のみを用いてコストを算出するとした場合、対象となった年度が他年度と比較して実績に一定の乖離があった際には、それがそのままコストの算出に利用され、過剰な市民負担につながるおそれもあり、コスト削減努力による効果見込みを適切に反映させることも困難となるため、「取扱要領」に沿った費用の算出が求められるものの、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症による影響を受けていたため、見直しを行う上で適切でないデータであると判断され、令和 5 年度のみデータを用いるに至った事情がある。

次回指定管理者の選定時期である令和 11 年 4 月に利用料金の改定を検討する予定である。

（3）監査の結果

指摘事項は発見していない。

7. 地方卸売市場

【1】地方卸売市場使用料

(1) 概要

千葉市地方卸売市場は、中央卸売市場として開場して以来、食生活を支えている生鮮食料品の供給拠点であり、現在では地方卸売市場として運営されている。

千葉市地方卸売市場は、千葉市の直営施設として、千葉市が市場施設の利用による使用料を徴収している。

地方卸売市場は、独立採算を前提とした特別会計（地方公営企業法の適用を受けない公営企業）であるため、各種の使用料は「設定基準」の対象外である。

| 項目 | 内容 | | | | | | |
|------------|--|----|--------|------------|---|----------|--|
| 所管局部課名 | 経済農政局 経済部 地方卸売市場 | | | | | | |
| 使用料の概要 | 地方卸売市場施設を利用するにあたっての利用料 | | | | | | |
| 施設利用開始年月日 | 青果部：昭和 54 年 10 月 29 日 水産物部：昭和 55 年 11 月 4 日 | | | | | | |
| 根拠法令・条例 | 千葉市地方卸売市場業務条例、千葉市地方卸売市場業務条例施行規則、千葉市行政財産使用料条例、千葉市公有財産規則、千葉市公共施設附設駐車場使用料の適正化指針 | | | | | | |
| 利用条件 | 場内事業者（行政財産目的外使用料は、市長が許可したもの） | | | | | | |
| 使用料体系 | <p>〈市場利用料〉</p> <p>1. 売上高割使用料は、取扱高に応じて徴収する使用料であり、2. 売場使用料から 12. 駐車場使用料までは、施設の使用に応じて徴収する使用料である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 売上高割使用料</td> <td>卸売金額(卸業者)×2.5/1000 販売金額(仲卸業者)×2.5/1000（卸売業者以外から買入れたもの）</td> </tr> <tr> <td>2. 売場使用料</td> <td>卸売場：使用面積×181 円/m² 仲卸売場：使用面積×960 円/m²（一部 770 円/m²）</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額（月額） | 1. 売上高割使用料 | 卸売金額(卸業者)×2.5/1000 販売金額(仲卸業者)×2.5/1000（卸売業者以外から買入れたもの） | 2. 売場使用料 | 卸売場：使用面積×181 円/m ² 仲卸売場：使用面積×960 円/m ² （一部 770 円/m ² ） |
| 区分 | 金額（月額） | | | | | | |
| 1. 売上高割使用料 | 卸売金額(卸業者)×2.5/1000 販売金額(仲卸業者)×2.5/1000（卸売業者以外から買入れたもの） | | | | | | |
| 2. 売場使用料 | 卸売場：使用面積×181 円/m ² 仲卸売場：使用面積×960 円/m ² （一部 770 円/m ² ） | | | | | | |

| 項目 | 内容 | |
|--------|---|--|
| | 3. 倉庫使用料 | 使用面積×880/㎡ |
| | 4. 事務所使用料 | 使用面積×880/㎡ |
| | 5. 関連商品売場等使用料 | 使用面積×1,400 円/㎡ |
| | 6. 空地使用料 | 使用面積×51 円/㎡ |
| | 7. 冷蔵庫使用料 | 「冷蔵庫」 第1 冷蔵庫:2,661,450 円/一式 第2 冷蔵庫:2,392,500 円/一式 低温庫:742,500 円/一式 「定温販売設備」 青果部:456,460 円/一式 水産物部:320,680 円/一式 |
| | 8. 買荷保管積込所使用料 | A:使用面積×432 円/㎡ B:使用面積×345 円/㎡ C:使用面積×770 円/㎡ |
| | 9. 加工処理施設使用料 | 使用面積×691 円/㎡ |
| | 10. 福利厚生施設使用料 | 使用面積×880/㎡ |
| | 11. 行政財産目的外使用料 | 土地:前年度固定資産税評価額×3/1000 建物:前年度簿価×5/1000 |
| | 12. 駐車場使用料 | 4,400 円/台 |
| | 出所:所管課提出資料 | |
| 使用料の減免 | 減額・免除 有 千葉市地方卸売市場業務条例の第 67 条に基づき減免を行っており、次のいずれかに該当する場合は、市長は、使用料を減免することができる。 (1)使用者の責めに帰することができない理由によって 3 日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。 (2)第 64 条の規定による使用停止の期間が引き続き 3 日以上にわたったとき。 (3)市長が特別の理由があると認めたとき。 | |

(2) 使用料に対する基本的な考え方

①使用料の算定方法

千葉市地方卸売市場は、美浜区高浜の現在地に移転・開場してから令和6年(2024年)で45年が経過し、施設が老朽化・陳腐化や機能不足が進んでいる。また、この間、生鮮食料品の流通形態の多様化など、卸売市場を取り巻く環境は大きく変化した。

そこで、千葉市では、令和7年3月に「千葉市地方卸売市場経営戦略」(計画期間10か年(令和7(2025)年度～令和16(2034)年度)を策定し、施設をコンパクト化して適正規模に集約して再整備するとともに必要な機能強化と経営の安定化を図ることとしている。

なお、当該経営戦略では、市場施設全体の再整備、集荷力・出荷力の強化を通じた取引拡大、余剰地の民間活用などが掲げられているが、使用料については特に触れられていない。

現行の各市場使用料の月額料金体系は、昭和48年当時に農林水産省が示した「市場算定式」に基づき算定された単価を参考にしている。

また、千葉市駐車場使用料は、千葉市行政財産使用料条例による土地の使用料算定式にて算出した金額に、近隣の料金状況及び他市場の駐車場料金も参考に料金設定をしている。

②受益者負担割合の実績

令和6年度の施設(全体)の管理運営に要する費用895,059千円に対する使用料収入額445,061千円の割合は50%であるが、後述する立替金収入と費用との関係性等を踏まえれば、直ちに問題視する状況にはない。

歳入(使用料等)、歳出(施設の管理運営に要する費用)の直近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

| | 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-----------------|---------|---------|---------|
| 歳入 | 市場事業収入(使用料) | 458,961 | 424,104 | 445,061 |
| | 財産収入(財産運用収入) | 31,416 | 31,416 | 31,416 |
| | 繰入金 | 105,510 | 119,284 | 69,190 |
| | 諸収入(立替金収入等)(注2) | 386,935 | 273,836 | 293,392 |
| | 市債(注1) | 352,000 | 610,000 | 56,000 |

| | 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|----------------------|-----------|-----------|---------|
| | 繰越金 | 24,224 | 470 | 0 |
| | 合計 | 1,359,046 | 1,459,111 | 895,059 |
| 歳出 | 市場事業費(市場管理費)(注1)(注2) | 1,229,230 | 1,327,210 | 757,748 |
| | 公債費 | 129,346 | 131,900 | 137,311 |
| | 合計 | 1,358,576 | 1,459,111 | 895,059 |

(出所) 各年度の千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書

(注1) 令和4年度及び令和5年度の市債及び市場管理費が高いのは、それぞれ333,404千円及び499,862千円の工事請負費(いわゆるイニシャルコスト)とその財源となった起債が含まれているからである。

(注2) 諸収入の大部分は電気使用料等の立替金であり、市場の運営に関連して発生する費用(主に電気使用料)を千葉市が一時的に立て替えた後、関係事業者から回収したものである。こうした立替金は全国の市場事業特別会計で計上されており、したがって、歳入とほぼ同額の歳出(市場管理費の需用費)が計上されており、採算性には影響を与えていない。

②地方卸売市場における使用料の特徴

地方卸売市場の使用料が他の施設の使用料と異なるのは、「売上高割使用料」という、卸売金額・販売金額に応じて徴収するものがある点である。

使用料全体に占める売上高割使用料の割合自体は19%(売上高割使用料86,377千円÷使用料合計445,061千円)であり、必ずしも高いわけではない。

【令和6年度の使用料収入(収入済額)の内訳】 (単位：千円)

| 項目 | 使用料収入 |
|---------------|---------|
| 1. 売上高割使用料 | 86,111 |
| 2. 売場使用料 | 118,054 |
| 3. 倉庫使用料 | 19,250 |
| 4. 事務所使用料 | 31,954 |
| 5. 関連商品売場等使用料 | 73,522 |
| 6. 空地使用料 | 3,229 |

| 項目 | 使用料収入 |
|----------------|---------|
| 7. 冷蔵庫使用料 | 58,845 |
| 8. 買荷保管積込所使用料 | 43,023 |
| 9. 加工処理施設使用料 | 2,728 |
| 10. 福利厚生施設使用料 | 1,531 |
| 11. 行政財産目的外使用料 | 1,174 |
| 12. 駐車場使用料 | 5,634 |
| 合計 | 445,061 |

しかし、これ以外の施設使用料は、ランニングコストの受益者負担という概念のもと、管理運営に要するコストに受益者負担割合を乗じ、想定利用者等で一人当たりの単価を算定することを基本としているが、この売上高割使用料は、卸業者・仲卸業者の取扱高が増えれば増えるほど使用料収入としても増えていくものであり、性質的に特殊である。

③使用料の改定の状況

各使用料の直近の改定期期及びその理由は下記のとおりである。

| 区分 | 直近改定期期 | 改定理由 |
|---------------|-----------------|--|
| 1. 売上高割使用料 | 平成 8 年 4 月 1 日 | 青果部と水産物部を同率水準とするため、使用料単価を 2.5/1000 に統一。 (従前は、青果部の使用料単価は 3/1000 であった。) |
| 2. 売場使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 3. 倉庫使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 4. 事務所使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 5. 関連商品売場等使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 6. 空地使用料 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 消費税改定(5%→8%)の改正に伴い変更 |
| 7. 冷蔵庫使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 8. 買荷保管積込所使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 9. 加工処理施設使用料 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 消費税改定(5%→8%)の改正に伴い変更 |

| 区分 | 直近改定時期 | 改定理由 |
|----------------|---------------|-----------------------|
| 10. 福利厚生施設使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 11. 行政財産目的外使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |
| 12. 駐車場使用料 | 令和元年 10 月 1 日 | 消費税改定(8%→10%)の改正に伴い変更 |

今後は、「千葉市地方卸売市場経営戦略」を踏まえた市場再整備事業に伴い、新市場へ場内事業者が移転するタイミングで使用料改定を予定している。しかし、新市場への移転時期は令和 11 年頃から順次移転を予定しているものの、市場再整備の計画は流動的な状況であり、具体的な使用料改定の見通しがあるわけではない。

(3) 結果

意見 29 使用料単価の設定根拠資料の保管状況について（地方卸売市場）

現行の市場使用料体系は、昭和 48 年に農林水産省から示された「市場使用料について（市場使用料算定式及び算定例）」（以下「市場算定式資料」という。）を基準に、状況変化や消費税率変更等の影響を加味して設定されたものである。同資料は、市場使用料によって賄うべき経費、市場使用料の負担者及びその額、市場使用料の徴収方法に関する考え方と、市場使用料の算定例を示したものである。

地方卸売市場の担当者へのヒアリングの結果、現行の市場使用料の設定根拠となった「市場算定式資料」は残されているものの、具体的な算定過程資料は残されていないとの回答を得た。

「市場算定式資料」は、上述のとおり、市場使用料算定の考え方と算定例を示した資料に過ぎないため、具体的な積算過程資料が別途残されていない状況では、内外環境の変化に鑑みた現行使用料金額の妥当性や改定要否を評価することが難しいと考えられる。

そのため、次回以降の市場使用料の設定・改定の際には、設定の考え方と積算根拠の両者を保管することが望ましい。